

平成26年3月12日

◎梶原委員長 それでは、ただいまから本日の総務委員会を開会いたします。

(10時0分開会)

〈文化財課〉

◎梶原委員長 それでは、まず文化財課の説明を求めます。

◎彼末文化財課長 文化財課です。よろしくお願いします。

平成26年度当初予算案及び25年度補正予算案について御説明します。

お手元の資料No.2の議案説明書(当初予算)の627ページをお願いします。26年度当初予算の歳入でございます。主なものについて御説明します。

中ほどの国庫補助金ですが、これは文化財の保存整備や調査等の事業に対しての文化庁からの補助金でございます。高知城北郭及び内堀跡西側地区の史跡保存整備に要する事業を開始することにより、1,900万円程度の増となっております。

一番下の受託事業収入ですが、これは国直轄の公共事業等に伴って必要な埋蔵文化財の発掘調査を国土交通省から受託することに伴うものでございます。高知南国道路等で発掘した出土品の整理作業を行うこととしております。

629ページをお願いします。

次に、歳出ですが、目5の文化財費でございます。先ほどお話ししましたが、高知城北郭及び内堀跡西側地区の史跡保存整備に要する事業を開始することにより、約2,800万円、率にしますと6.7%の増となっております。

それでは、主なものについて右の説明欄に沿って御説明いたします。

1の高知城保存管理費は、公園としての高知城の管理運営や国指定の史跡並びに重要文化財として適切に保存整備を行っていくための経費でございます。

まず、高知公園管理運営委託料は、高知城を含む高知公園全体の管理運営業務を指定管理者を指定して行うための委託料です。指定管理者は、25年度から29年度までの5年間、入交グループ高知公園管理組合を指定しております。

次の高知城保存整備等事業委託料と高知城保存整備工事請負費ですが、高知城北郭及び内堀跡西側地区の史跡保存整備を平成26、7年度の2カ年をかけて実施いたします。史跡を保護し、城跡のイメージを感じる公園として親しみやすい場所に整備する方向で検討しております。また、平成24年度から4カ年で追手門の北側の石垣の解体修理工事を実施いたしますほか、黒鉄門及び懐徳館建具修繕工事等を計画しております。

2の文化財管理調査事業費は、文化財の新たな指定や解除、これまでに指定されております文化財を保護活用するための調査や、市町村保存団体等に対する助成に要する経費でございます。

次の630ページをお願いします。

2行目にあります調査委託料は、毎年継続して行っております特別天然記念物のニホンカモシカの生息状況や生息環境などについての調査に要する経費でございます。

黒鉄門石垣保存工事請負費は、専門家によります検討委員会の中で耐震性に課題があるとされた高知城の黒鉄門につきまして、応急対策の保全工事を行うための経費でございます。

2つ下、5行目の文化財保存事業費補助金は、国、県の指定文化財であります建物などの保存修理や地域の民俗芸能などの活動を支援するために補助を行うものです。

続きまして、3の埋蔵文化財発掘調査事業費は、国土交通省から委託を受けて行います国直轄の公共事業等に伴って必要な埋蔵文化財の発掘調査や、今後発掘調査が見込まれる箇所の試掘調査、また埋蔵文化財包蔵地の管理等に要する経費です。

2行目にあります調査委託料ですが、これは国から委託を受けた発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に委託して行うものでございます。26年度は東部自動車道、高知西バイパスに関連する調査結果の整理や取りまとめ作業を行うこととしております。

3行目の遺跡情報公開システム運用保守委託料は、平成25年度に緊急雇用創出特例基金事業を活用しまして、埋蔵文化財包蔵地などの埋蔵文化財関連情報を公開するシステムを開発しておりますが、平成26年度から公開することとしておりますので、この運用保守に係る委託料でございます。

4の埋蔵文化財センター管理運営費は、県立の埋蔵文化財センターの管理運営などを行うものでございます。

1行目の管理運営委託料は、県立埋蔵文化財センターの管理運営につきまして、公益財団法人高知県文化財団を指定管理者として行い、これまでに発掘した埋蔵文化財の保存や展示、また児童生徒を対象とした考古学教室の開催など、埋蔵文化財に関する広報、普及活動を行うものでございます。

次のページの631ページでございます。

5の土地取得事業特別会計繰出金でございますが、これは平成19年度に特別会計で史跡用地、高知城西堀史跡を県債を財源として取得しましたが、これの26年度の償還費の財源のうち、一般財源分につきまして特別会計に繰り出しするものでございます。

以上が一般会計でございます。

続きまして、土地取得事業特別会計でございますが、755ページをお願いします。

土地取得事業特別会計につきまして御説明いたします。

史跡等用地取得事業費ですが、これは平成15年度に借入れをいたしました県債の26年度分の元利償還金でございます。平成19年度に、高知城西側の民有地を史跡高知城跡の一部とするための史跡用地として国庫補助の採択を受けて購入しましたが、この際の補助の条件に沿いまして、県債を財源に用地を先行取得し、毎年度、国庫補助金と補助残に対する一

般会計からの繰入金とをあわせて償還を行っているものでございます。

続きまして、25年度補正予算でございます。

お手元の資料No.6の議案説明書（補正予算）の320ページをお願いします。25年度予算の補正について御説明いたします。

1の高知城保存管理費は、追手門東北矢狭間塀石垣改修工事を行っておりますが、施工範囲の変更等のため、設計段階で減が生じたことから予算の減額をお願いするものです。

2の埋蔵文化財発掘調査事業費ですが、その中の調査委託料は、国土交通省から委託を受けました国直轄の公共事業等に伴います埋蔵文化財の発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に再委託をして行っておりますが、国の予算成立のおくれ等により委託料を減額するものでございます。

保存処理委託料は、西弘小路遺跡から出土しました木製品の保存処理を行っているものですが、入札減により減額するものでございます。

次の都道府県派遣職員費負担金は、岡山県から当課に派遣を受けている職員1名の人件費につきまして、派遣元の岡山県に対し負担金を支払うためのものでございます。

3の埋蔵文化財センター管理運営費でございますが、その中の管理運営委託料は、県立埋蔵文化財センターの管理運営につきまして公益財団法人高知県文化財団を指定管理者として行っているものですが、委託料の入札残や配置職員の人件費の減により、指定管理料の減額を行うものでございます。

321ページの重点分野雇用創造遺跡情報公開システム開発委託料は、埋蔵文化財包蔵地などの埋蔵文化財関連情報を公開するシステムを開発しているものですが、入札残により減額を行うものです。

322ページをお願いします。繰越明許費でございます。

高知城保存管理費は、追手門東北矢狭間塀石垣改修などの工事が計画調整に日時を要したため、平成25年度中に完了できず、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、債務負担行為の変更補正についてでございますが、県立埋蔵文化財センターにつきましては、先ほどから申しますように、高知県文化財団を指定管理者として平成25年度から29年の5年間の期間で管理運営を行っているものですが、本年4月から消費税及び地方消費税が変更になることなどから、支出予定額の変更をお願いするものでございます。

以上で文化財課からの説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎米田委員 高知城の保存整備で、北郭と西堀のやつで、公園をつくる時の実施設計とかはどうなっちゃうかというのと、それをつくるに当たって関係者やいろんな保存の会の方おりましたよね。そういう方から御意見を聞かれているのか。

◎彼末文化財課長 一応、関係の地元の町内会の方と話し合いをさせてもらいまして、地元の方の御意見をいただいております。アスファルトにしてくれるなどか、緑を配してほしいであるとか、北郭でありましたら、お城への震災のときの避難路であるとか、そういったところに配慮してほしいというようなお話もいただいておりますので、実施設計段階ではまた改めて一緒に相談もさせていただきますということで、説明もさせていただきます。

◎米田委員 そしたら、実施設計はこれからつくっていくということですかね。

◎彼末文化財課長 26年度になっております。

◎米田委員 はい、わかりました。

◎西森（潮）委員 ちょっとお聞きしたいんですけど、四国八十八ヶ所霊場の世界遺産だということで、窓口は政策企画課だと思うけど、具体的には文化財課のほうで調査をされてるということで、何を、どういう調査をするわけですか。

◎彼末文化財課長 26年度につきましては、お寺と遍路道につきまして調査をするということになっておりますけれども、その範囲の測量でございますとか、お寺でありましたら文化財がどんなものがあるかといった調査をすることとしております。

それを報告書にまとめまして、文化庁のほうに史跡指定でありますとかといったことで世界遺産に向けての保存を確固としたものにしていくというような取り組みを進めてまいりますこととしております。

◎西森（潮）委員 それは建物、その中の仏像だとか、全部。

◎彼末文化財課長 文化財は建物でもありますし、中の貴重な仏像とか書物であるとか、そういったものも含めてですね、全部調査するということになります。

◎西森（潮）委員 何カ所ぐらいか。

◎彼末文化財課長 26年度につきましては、2カ寺を予定しております。

◎岡本委員 1点お聞きしたいんですけど、ニホンカモシカの調査を行われてるということで、個体数の変化ですよね、安定してるのか、それともどうなってるのかをまず教えてください。

◎彼末文化財課長 毎年調査、追跡調査をしております。推計ではございますけれども、一定、若干減りぎみではないかというようなことでございます。さらには、分布がだんだんと広がっているのではないかというような調査結果をいただいております。

◎岡本委員 そこで気になるのが、野生鳥獣の獣害になっております鹿ですけれども、このわなが結構広範にしかけられるようになって、このニホンカモシカへの影響が心配されるんですけれども、間違っってそういうものに捕獲されたというような事例はあるんですか。

◎彼末文化財課長 ニホンジカが食害を起こすような状況があつて、ニホンカモシカに影響

響しているというようなこともありまして、一緒に連携して情報交換しながら、捕獲してくださいというようなお願いもしているわけでございます。その中で、くくりわなというようなことで、去年の秋ぐらいから配付して対策をとっていただいているんですけども、今その中で、ニホンカモシカがそれに捕まったというような情報はまだいただいているおほりません。

◎中澤教育長 補足なんですけども、ニホンジカの繁殖によってニホンカモシカが追いやられるような形になって、広がっていると言っていましたけども、生息域が変わってきておると。そういう状況があるということ。その上で、ニホンジカを捉まえるためのわなを仕掛けてますが、ニホンカモシカはどうやらそこにはいなくても、追いやられておるからひっかかってないのではないかというふうに想定をします、想像しています。

◎岡本委員 間違っって捕獲されるということはないという判断で、それはちょっとそのあたり気になったものですから。

◎中澤教育長 それはあるかもしれませんが、生息域が分かれていますので、少しはそういう心配はしながらも、一定の違いはあるんじゃないかなと思ってますけど。

◎岡本委員 わかりました。

◎坂本（茂）委員 米田議員の質問の関連ですが、先ほど言われたいわゆる実施設計は今回の予算の中に入っているわけですね。加えて、整備工事費も予算に入っていて、整備工事の関係が一応6月からということで予算見積もりの中ではなっていますけども、新年度で実施設計を組んで、それでそれに基づく整備工事がこの6月からやれるというような、6月じゃない、ごめんなさい、8月か。その期間がタイトなことはないがですか。さっき言われるように、いろいろ実施設計を組むに当たって、地域住民の意見とか、そういうことを踏まえて組んで、さらにはそれに基づいて整備工事の発注をして入札、さらには工事というが、そのタイトな部分を私ちょっと日程的に感じるんですけど、それは心配ないですか。

◎彼末文化財課長 順調にいきましたら、その予定ではいくんですけども、いろいろ要望がございまして調整があるとかいうことになりましたら、ちょっと後ろへずれることはあるかと思えます。その辺につきましても、その予算の補助をいただいている文化庁なりに御相談しながらやっていくということになってくると思えます。期間は2カ年を予定しておりますので、その中で調整できていくかとは思えます。

◎梶原委員長 よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

〈スポーツ健康教育課〉

◎梶原委員長 次に、スポーツ健康教育課の説明を求めます。

◎葛目スポーツ健康教育課長 スポーツ健康教育課でございます。よろしくお願いいたします

ます。

初めに、平成26年度当初予算につきまして、主要なものを中心に御説明をさせていただきます。

歳入についてでございます。資料番号、先ほどの②当初予算の説明書の632ページでございます。

9の国庫支出金、2国庫補助金のうち、3児童生徒支援費補助金は、県立中学校及び特別支援学校の要保護児童生徒の医療扶助に係る補助金及びスクールヘルスリーダー派遣事業に係る補助金でございます。

(11) 体育スポーツ費補助金は、平成26年度全国中学校体育大会高知県実行委員会の運営に係る補助金及び武道館の耐震補強工事に伴う設計委託料に係る交付金でございます。

次の3委託金でございますが、(2) 児童生徒支援費委託金は、スーパー食育スクール事業、性に関する指導普及推進事業及び学校保健課題解決支援事業の委託金でございます。

また、(7) 体育スポーツ費委託金は、地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業、体育実技指導力向上事業及び運動部活動指導の工夫改善支援事業の委託金でございます。

14の諸収入でございます。これは、県民スポーツフェスティバルに係る独立行政法人日本スポーツ振興センターからのスポーツ振興くじ助成金及び県立学校体育施設開放事業に伴い、利用者から徴収いたします光熱水費の収入でございます。

632ページの下から633ページにかけまして、15の県債でございます。

これは、スポーツ施設改修事業費に充当するものでございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

634ページをお開き願いたいと思います。

初めに、2の児童費、1の児童生徒支援費でございます。

右の説明欄をごらんいただきたいと思っております。

1 学校給食推進費は、学校給食の運営、普及、充実と食育に関するものでございます。

まず、健康診断委託料は、県立学校の給食従事者に対する健康診断委託料です。

衛生管理研修会実施委託料は、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、衛生管理研修会を開催するものです。

次のスーパー食育スクール事業委託料は、食育を効果的に進めるために、学校が大学、企業、行政機関、生産者等と連携してネットワークをつくり、食育の評価方法等に関するモデルを構築するために、市町村教育委員会に委託をするものでございます。

1つ飛ばしまして、定時制高等学校夜食費補助金は、高知商業高等学校定時制の勤労学生の学校給食に要する経費の一部を補助するものです。

次の全国学校給食研究協議大会実行委員会補助金は、平成27年度に高知県で開催されます全国学校給食研究協議大会の開催に要する経費に対して、全国学校給食研究協議大会実行委員会に補助するものでございます。

事務費の主なものは、県立夜間定時制高等学校の勤労学生の学校給食に要する経費や栄養教諭等の研修経費などでございます。

2の学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものです。

健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料です。

635ページをお願いいたします。

1つ飛ばしまして、医療扶助費は、県立中学校及び特別支援学校の要保護等の児童生徒が虫歯等の学校病にかかった場合の医療費を補助するものでございます。

事務費の主なものは、学校三師といいますが、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報償費及び養護教諭等の研修経費などです。

5スポーツ費でございます。1体育スポーツ費ですが、右の説明欄をごらんください。

1の学校体育推進費は、子供の体格、体力、運動能力の実態調査を実施し、その結果を学校体育活動に活用したり遊びや運動の機会をふやしたりすることにより、体力、運動能力の向上を図ろうとするものでございます。また、教員の指導力向上を図るために研修会などへの派遣や運動部活動の指導に地域の指導者を活用いたしまして運動部活動の活性化を図るものです。

1つ目の大会運営委託料は、中学校、高等学校、定時制、通信制の県大会における運営を競技団体に委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、平成26年度全国中学校体育大会対策費補助金は、8月に四国4県で開催される全国中学校体育大会の開催に要する経費に対して、平成26年度全国中学校体育大会高知県実行委員会に対し補助するものでございます。

事務費の主なものは、各種体育大会に生徒を引率するための旅費及び地域におけるスポーツ指導者や夢先生を各学校に派遣する経費などでございます。

2の生涯スポーツ振興事業費は、県民一人一人のライフステージに応じた、いつでもどこでもスポーツを楽しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向け、幅広い指導力を有する指導者を育成するなど、スポーツを通して地域の活性化と日本一の健康長寿県づくりに取り組むものです。

2つ目のスポーツ施設管理運営委託料でございますが、これは、県民体育館と武道館及び新弓道場の管理運営を指定管理者であります公益財団法人高知県スポーツ振興財団へ委託するものでございます。

636ページをお願いいたします。

スポーツ施設等情報システム保守委託料は、県立のスポーツ施設の利用許可等の管理、

施設の紹介、予約システム等に使用するシステムの保守管理を委託するものです。

次の整備保守等委託料は、武道館の空調設備の保守を委託するもの、及び平成26年度全国中学校体育大会開催のため、春野総合運動公園球技場の整備等を委託するものでございます。

1つ飛ばしまして、スポーツ少年団育成事業費補助金は、県内のスポーツ少年団総合交流大会などのスポーツ少年団活動の活性化と組織の整備強化に要する経費に対して公益財団法人高知県体育協会に補助するものです。

次の高知龍馬マラソン開催費補助金は、高知龍馬マラソンの開催に要する経費を高知龍馬マラソン実行委員会に補助するものです。

事務費の主なものは、県立学校開放事業における光熱水費及びスポーツ指導者講習会の開催経費などです。

3のスポーツ施設改修事業費は、南海トラフ地震に備え、武道館の耐震補強工事に係る設計を実施するものでございます。

次の4の競技力向上総合対策事業費は、競技力を向上させるために選手及び指導者の育成強化、組織の充実に要する経費です。

まず、メディカルチェック検査等委託料は、国体選手や強化指定選手等を対象としたメディカルチェック検査の委託料です。

競技用施設保守点検委託料は、春野総合運動公園に設置しております山岳競技用人工壁の保守点検委託料です。

次の県有馬匹管理等委託料は、幡多農業高等学校で管理しております馬術競技用馬匹の装蹄及び予防注射等の経費です。

1つ飛ばしまして、競技力向上総合対策事業費補助金は、公益財団法人高知県体育協会や高知県中学校体育連盟に加盟の各競技団体が実施します強化練習や合宿、遠征事業などに要する経費や、中央からすぐれた指導者を招聘し、高度な技術、戦術の指導・助言を得るための経費に対する補助でございます。

高知県体育協会運営費補助金は、公益財団法人高知県体育協会の運営費の一部に補助するものでございます。

637ページをお願いいたします。

5の国民体育大会費の国民体育大会派遣費補助金は、国民体育大会へ出場する選手の派遣経費を公益財団法人高知県体育協会に補助するものです。

また、国体競技施設整備事業費補助金は、よさこい高知国体で建設されました高知市のくろしおアリーナの施設整備に係る地方債償還金に対して補助するものでございます。

次の国民体育大会四国ブロック大会開催補助金は、平成26年度に高知県で開催されます国民体育大会四国ブロック大会の開催に要する経費に対し、公益財団法人高知県体育協会

に補助するものでございます。

以上、スポーツ健康教育課の平成26年度当初予算は6億2,507万円で、対前年度比は103.2%となっております。

続きまして、25年度補正予算について御説明をいたします。

資料番号の④補正予算の説明書の323ページでございます。

初めに、歳入について御説明をさせていただきます。

9の国庫支出金、3委託金は、学校給食モニタリング事業委託料が、委託県が限定され、高知県が採択されなかったこと、また、運動部活動地域連携再構築事業委託金などの内示額の減によるものでございます。

324ページをお願いいたします。

歳出でございますが、総額で2,221万6,000円の減額補正となっております。

まず、2児童費、1児童生徒支援費で、右の説明欄をごらんいただきたいと思いますが、1学校給食推進費の減額分は、先ほど説明をいたしました放射性物質測定委託料は、委託県が限定をされまして、高知県が採択されなかったためでございます。

事務費の主なものは、県立夜間定時制高等学校賄い材料費が見込みを下回ったものでございます。

次の2学校保健推進費の減額は、児童生徒の健康診断委託料の減額や、国の内示額が予算を下回ったことなどによるものでございます。

次の5スポーツ費、1体育スポーツ費、右の説明欄にあります1学校体育推進費でございますが、これは学校体育大会の四国ブロック大会や全国大会への出場校数の減に伴いまして旅費が減となったもの及び国庫委託事業の内示額が予算を下回ったためでございます。

次の2新弓道場整備事業費の減額でございますが、これは家屋事後調査の入札残、案内板設置の入札残などによるものでございます。

事務費につきましては土地造成工事に伴う損失補償金が見込みを下回ったものでございます。

325ページをお願いいたします。

3国民体育大会費の国民体育大会派遣費補助金は、本大会の協議結果により宿泊数が減ったため減額するものでございます。

補正予算に関する説明は以上でございます。

続きまして、条例その他の議案を御説明いたしたいと思っております。

資料No.⑤議案書の180ページ、そして、⑥の議案説明書の18ページをお開きください。

あわせまして、総務委員会資料でございます。スポーツ健康教育課のインデックスを張っておりますところをあけていただきたいと思います。

高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案及び高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案の2議案でございます。

これにつきましては、昨日、生涯学習課のほうから説明があったものと同様で、現在の利用料金、使用料金につきましては、内税方式で定めておりますけれども、それを外税方式に規定を改めるものでございます。

この他条例との整合性を図るための改正もあわせて行っております。

以上でスポーツ健康教育課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 全国学校給食研究協議大会が27年に開催されるということなんですけれども、高知県は学校給食の実施率が低いとかいうことも指摘されている中で、この大会を高知で開催する以上は何か目標みたいなものを持って臨もうとされてるのかどうかということと。

もう一つ、このスーパー食育スクール事業が、あわせて新規事業であるわけですけど、これが関連もしてくるのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいのと。

もう一つ、新弓道場の日常的な稼働状況がどういうふうになっているか、教えてください。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、学校給食の研究協議大会でございますけれども、2年後の開催に向けまして、今回実行委員会を設置することになっております。そのための経費でございますけれども、そこでは各分科会がございまして、学校、家庭、地域の連携でございましてか食に関する指導でございましてか、学校給食の安全のあり方等について協議をされるところでございまして、先ほど委員がおっしゃられましたスーパー食育スクールに関しましては、本年、高知県が手を挙げておりまして、採択されますと、そちらのほうでその分科会等でのテーマになろうかと考えておるところでございます。

それで、両方とも食育の推進をするためのものでございまして、その食育を推進するためには、学校給食の実施というものが非常に大きなものとなっておりますので、委員がおっしゃられます学校給食の設置率向上に向けた一つの動きになろうかと考えておるところでございます。

それと、もう一つの弓道場の利用につきましてですけども、月当たり1,000名を超した利用がございまして。10月にはねりんピックがございましたので、4,000人弱というところでございますけれども、稼働率は非常に上がっております。

一方、その武道館の弓道場の稼働を見ておりますと、新弓道場が7月にオープンをしましたときに、約100名、150名ぐらいのダウンになっておりますけれども、その分、新弓道場のほうへ行ってるということと、なおかつ新しい利用者がふえてるというところで理解を

しておるところでございます。

◎坂本（茂）委員 学校給食の関係は、県としてもそういう方向性がありながら、もう一つはやっぱり食の安全・安心ということを含めたこと、さらには高知の地産地消の食材利用というようなことなど、高知的には結構アピールできる課題もあるかと思ひますんで、そういったことが全国でも認知されるような、そういう取り組みにつながるようにぜひ頑張ってくださいなということと。

そのさっき言われた月1,000名程度の利活用というのは、それは言えばねりんピックが終わって、平時というか、平常の利用状況がそういう状況で、それは当初見込んであった数字との関係でいうとどういう状況ですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、最初の食に関しましてですが、安全・安心につままして、もちろん推進させていただきます。あと、地産地消のことに関しましては、地産地消率は全国的に非常に高い位置にあります。また、現在、地産地消に関してネットワークづくりを、県のネットワークを組んでおりますので、生産者と実施者等がどのような流通ができるかということを進めておりますし、特色のあるものを学校給食のほうに利用していこうという動きを進めておるところでございます。

弓道場の稼働率につきましては、具体的に申しますと、7月1,432名、8月1,338名というように、平均にこのように動いております。直近の1月、2月は、1,073名、2月は800名というところなんですけども、当初の稼働率、人数についての資料を今待ち合わせておりませんが、旧の弓道場を使っていた学生とか社会の方が移るとともに、新しい方々の利用、また弓道だけではございませんので、ほかにいろんな面で会議室等も充実しておりますので、その分ふえるというところでは見込みどおりと思っております。

◎桑名委員 関連で。給食ですけど、全国大会やるのもいいでしょうが、やはり実施率が最低というのたまらないし、100%に向けて頑張ってもらいたいと思います。

先般、本会議で西内隆純委員が質問をしました。その前は米田委員、私が予算委員会でしたときは教育長は財政的に処置も考えようということでしたが、今回は答弁にあったように県に頼らなくてもつくってるところがあるから、それは公平性から見たらという返事がありました。それも理解できるしそのとおりだと思います。

ただ、高知市なんかも金がないからつくらないということで前に進まないというのは、これは本当に残念でならないんですね。今、体力とか学力ということをする前に、教育行政の一番大切なことというのは、どの子供たちも同じスタートラインに立たせるということを考えないと、それは裕福な子供たちだけがどんどん伸びていきますよ、食べるものもあれば教育費もあれば。そのスタートラインにどう立たすかというのが我々政治が考えなくちゃいけないと思うし、皆さん方も考えなくちゃいけないと思うんですね。

私も前質問するときに、中学校へ行って聞いたら、やはり何人かの子がお昼になったら

弁当開いてる子がいたりやあ、教科書を開いて我慢してる子がいたり、水を飲んだり、外に行くって、それはぐれますよね。この子供たちに罪がないわけですからね。だから、このところをもう高知市も、前、松尾さんが給食化すると言って立候補したのに、当選したのにそれを果たせなかった。これは高知市のことなんですけども、全体の子供たちを考えれば、県も言うことができると思うんですが、何が本当に弊害になってるのか、ただお金の問題だけなのか、また先般、米田委員が質問したときに、保護者の皆さんは給食の必要性を感じてるのに、教員の中に必要性を感じないというところがあることに私は残念というか、憤りを感じてるんですけども、何が高知市が進まない本当の理由なのか、もし教育長にわかっていたらお答えいただきたいと思います。

◎中澤教育長 まず、全国的な情報を申し上げますと、都道府県がハード整備に対して県単で上積みをしておるのは大阪府のみでございます。その他の都道府県は、そういうことなしに、あの給食の実施率でございます。私も、桑名委員と同じように、今めどが立っていないのは高知市と須崎市だけです。あとは、計画がありますので、切歯扼腕をしてるところでございます。

例えば大阪府のように、県単で施設整備に上積みをもしするとしたときに、じゃあ高知市と須崎市がやりますかといえば、やるということではないんですね。市町村、市の行政としてそこに至っていないということでございます。その物の見方というのはいろいろあるかと思いますが、私が見ておるに、お金がないと言いますが、お金がないのはどこも同じだと思ってます。行政需要というのはあまたあって、お金が足りない、その中で、政策の優先順位だと思っています。そのときに、なぜそこにならない。現場ではいろいろ声もあろうかと思っています。給食の準備すればその給食の時間慌ただしくなりますし、それから例えばアレルギーの問題だとかいろんな問題があろうかと思っていますけれども、私は決断ではないかなと思っています。

学校校舎の耐震化も、高知市と須崎市が進んでおりません。いつも何とか県でできないかというお話いただきます。何とかしたいと思っています。しかし、お金は出さないで市町村に対してやりましょうやという話は、働きかけたがために、あと2つだけになつとる。ほかはやってきておると、やるようになってきたと私は思っております。そういう働きかけは今後もしていきますが、どうしてやらないかというはっきりした返事がありません。いつもお金、多分教育委員会サイドからすれば、お金の問題だというふうに教育委員会サイドは思つとるかもしれん、高知市も須崎市も。でも、判断するのは首長です。私はそこに何か、まあいわば、私からいえば努力が足りないと思っています。そこに県単を上積みするのはおかしいと。だから、口で何とか言って、やりましょうという話をしていきたいと思っています。

◎桑名委員 まさしくそのとおりですよ。優先順位の問題だと思うんですけども、お金

の問題は確かにほかのところも苦しい中でやっているんでね。それはもう公平性の問題からいったら県もできないのはわかるんですが、やっぱり教育として何をしなくちゃいけないのかというのは、私なんか市議会議員の皆さんにも言っていってますし、それでもなかなか質問には取り上げてくれないのが現状なんですけどね。

ぜひ、本当に今でも、これからお昼迎えるに当たって、そんな子が一人でもこの高知県にいてというのも、思うだけで僕はつらいですね。お昼御飯をみんなと一緒に食べれないと、お弁当あけたら、片やハートのマークの入ったお弁当あけてる子がいたりゃあ、逆に梅干しと御飯だけの子供がいるということをおもうだけでもつらいんで、そこはまた教育の問題として、どうするんだと、この給食の問題をといるのをまた県市連携の中でも取り上げていっていただきたいというふうに思います。

それと次、変わりますけども、龍馬マラソンでございます。

私も今回走らせていただきまして、本当にスタートからゴールまで行きましたが、すばらしい運営であったし、5,000人も走ればいろんな問題もあったと思いますけども、私が走っている上においては気持ちよく皆スタートができ、気持ちよくゴールができたと思います。これは教育委員会の皆さん方が走り回ってやっている姿も見ましたし、また各拠点拠点にボランティアの県の職員、また地域の方々が出てきて、すばらしいもんですね。

教育的にもよかったのかなと思うのは、各少年のスポーツ団の子供たちもちゃんとユニホームを着て、野球がいたり剣道がいたりサッカーがいたり、地域地域で応援してる。中学校の前でも、皆がずらっと並んで応援してる。三里中ですかね、海辺へ行ったらブラスバンドの皆さんが何時間も演奏してくれてるということで、ぜひあれは進めていっていただきたいと思うし、高知県も誇りに思っていただければいいと思うんですが、ただ今回の予算見ると、前回と同じ2,000万円なんですけど、知事は1万人規模にしたいという思いがあって、当然5,000人から1万人というのは一気にには行けないと思うんですが、今後、どんな形でこの大会というものを充実というか、拡充していくつもりなのか、スケジュール的なものとか、おおよそわかっていたら教えてください。

◎葛目スポーツ健康教育課長 予算につきましてですが、第1回と第2回目を比較しますと、特に変わったのが人数が増になったおかげで参加料の増が見込めました。広告の協賛企業でございますけども、こちらのほうもふえまして、参加料とその協賛金、それと今回の規模からしますと、かなりきっちりやれたというところでございます。これから人数が多くなるというところになりますと、係る経費、余り大きくならないところであります。警備もこれ以上余りふえないし、コーンの数がふえるわけではありません。若干人数がふえるに当たりましてその計数倍のトイレの数だとか、あろうとしましても、この参加料等ではいけないんじゃないだろうかと。ただし、個々協賛金がずっと続くとも限りません。今回お願いしに回ったところで、何年続いていくのかという声をやはり聞きましたので、い

ただくためには、この龍馬マラソンがどんどんこのような成長をして、例えば宣伝効果も持つ大きな大会ということを知っていただければ、いろんな名乗りも出てくると思います。お金だけではなくて、物品の提供もかなりことしはありました。第3回目に向けてやりたいという企業さんもございますので、そちらのほうの動きもキャッチをしていきたいと考えておるところでございます。

◎桑名委員 これ全体の運営費というのはどれぐらいかかりよるんです。

◎葛目スポーツ健康教育課長 1億円でございます。

◎桑名委員 1億円ね、はい。それと、大会の中で、去年は東京マラソンと重なったですよ。ことしは、たしか徳島のフルマラソンと重なってると思うんですけども、全国のフルマラソンというのはいろいろやってると思うんですけども、日程調整ですかね、徳島の人も当然高知に来れると思うんですけども、徳島だったらそれは徳島で出るんでしょう。そういったものは事前にはわからないもんなんじゃないかな。

◎葛目スポーツ健康教育課長 昨年度、東京マラソンと合致しまして、今回、いろいろな構想等の関係もございまして、1週間前にしたということがございます。徳島につきましては、海部川マラソンが一緒になっておりましたけども、徳島のメインのフルマラソンは4月でございます。あと、四国のバランスを見てみますと、2月の初旬には香川の丸亀のハーフマラソンがございまして。そして、その1週間後には愛媛のマラソンがあります。そして、今回の第3週で高知龍馬マラソンがいくとするならば、順番にいついっていくというようところで、四国内ではある程度事務局のほうでいつごろ開催だよというところは情報交換しゅところでございます。丸亀は固定をしております。愛媛、高知等につきましては様子を見ていくというような感じがあります。

あと、全国を見てみますと、京都マラソン、熊本城マラソン、那覇マラソン、泉州の国際マラソンといろんなものが競合しておりますけども、何とか来ていただくような努力をして、その人数もそれを考えながらやっていきたいと、動向も注視、注目しながらやっていっております。

◎桑名委員 はい、わかりました。

◎中澤教育長 ちょっと補足です。東京マラソンは、中央の放送局が、ことしは何々系列、次の年は何々系列という形で放送してます。日本テレビが当たったときは、RKC高知放送が東京マラソンの放映をしなければなりません。ということは、東京マラソンとそのとき重なっておれば、高知龍馬マラソンの放映ができなくなります。そうすると、スポンサーの問題がありまして、そこな調整がございまして、ことしはRKCが東京マラソンを放送する年でしたので、そうすると龍馬マラソンの放送ができませんので、東京マラソンとは違えたという作業をしております。

全国的に、あの時期、非常に今盛んですのであちこちとはいっぱいバッティングしてま

すが、東京マラソンとの関係は、スポンサーから協賛金をいただくためにもテレビでゼッケンが映るような形をどうしてもつくっていかなければならないということで、その調整をしております。

◎桑名委員 わかりました。

ぜひ、いろんな問題あると思いますけども、これを全国に誇れる大会にしてもらいたいと思いますし、また私も今回走るにおいて、準備するんですけども、この時期になると本当に、私と同じにわかランナーが1カ月前ぐらいからたくさん走ってるんですよ。これも健康の増進にもなるし、これをきっかけにマラソンとか健康スポーツを取り組むという人たちも私もよく知ってますので、ぜひこれを定着させていただきたいというふうに思います。

◎西森（潮）委員 高知県は、御承知のとおり、気候条件というのは東日本なんかと比べると、冬場でもほとんどのスポーツができるというか、そういう優位性があるんで、スポーツのキャンプとか、知事も今回の議会答弁で言うたけど、こういうことは県勢浮揚することだと。もう一つ、野球関係者の話で、プロ野球を高知へ、例えば誘致するとしたらね、観客数、客席が少ない。もう一つ新しい球場が欲しいと。プロ野球のキャンプなんかに来てくれる人も異口同音にそう言ってますよね。スポーツ健康教育課では、新しい球場をつくるとかいうようなことは考えてませんか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 大規模な球場等はそこに至っておりませんが、スポーツツーリズムを進めていく上で、現在県庁内で観光振興部のほうが音頭をとりましてプロジェクトチームをつくっております。その中には、施設の土木関係もおりまして、あとスポーツのほうの私も入っております、直近ではワールドカップとか、年中ではプロ野球のキャンプでありますとか、ほかでは大学の合宿でありますとかいうキャンプの誘致のプロモーションも含めまして、協議をしているところでございますが、設備等につきましては、中の整備を整えていくという声は出ておりますけども、若干大きな話はまだ我々のほうではちょっと出ておりません。

◎西森（潮）委員 それはぜひね、やってね、韓国も今年はまた独立リーグも新たにできて、高知キャンプということも視野に入れてくれるということやけど、受け入れるほうがちゃんとしてないとできないということも1つ。

それともう一つ、ぜひ新しい球場をつくるべきだと、プロ野球のね。愛媛県なんかね、オールスターゲームまで誘致しちゃうじゃないですか。やっぱりそれぐらいのものを、じゃないと客席が少ないとあんなの誘致できないんですよ。ぜひ視野に入れて、課長だけの判断ではいかんと思うから、けどあんとんところもそういう構想持ってないとできんと思うからね。

それともう一つ、パークゴルフもね、やっぱり高齢化がどんどん進んで、中土佐にはこ

れは全国に誇れるパークゴルフ場があって、北海道なんかの人はこの冬はいっぱい来てますよ。移住した人までいる。それから、週末には友達を呼んだりしてやると。これもどんどんニーズはふえてるんですが、新しくつくるといふ考えはないのか。これもぜひやってほしいという声がいっぱいあります。

それと同時に、今度、春野の多目的のグラウンドを一時サッカーにかなりとられるんですよ。今までパークゴルフやってたのが。それでも料金は同じということ。そらあ使える日数が制約されるのに料金は同じというのは、これはあり得ん話だと思ふので、そういうことについて課長さんのところへ話が来てるのかどうか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、パークゴルフにつきまして、数年前にパークゴルフのところの整備がございました。それで、当課いろいろ調べまして、先ほどのなんか含めまして、あと西南地域のほうにも北川がありますので、それをまずどのような規模で、どんな企画であるかということ調べさせていただきました。それで、それを把握したところでとまっておりますけども、次の整備につきましては、まだ新しくいふところはまだいっておりませんが、これはまた土木のほうといろいろ相談をしながら、また春野でありましたらスポーツ財団管理者がございまして、そういう声を、料金の設定も含めまして話をいれて検討をさせていただきますと考えております。

◎西森（潮）委員 これもね、僕は、ぜひ施設をすれば全国大会なんかもパークなんかも、高知は温暖なところやから、ぜひこういうのをいして金を稼ぐと、スポーツの分野でも、という意味でも、やっぱり整理ができてなきやいかんと。

それともう一つ、東高校のウエートリフティングの例のね、重量挙げ、あれせつかく去年ナショナルチームがキャンプに来てくれたんだけど、床が抜けておって、使えるところがごく限られてるという指摘があったけど、それは修理しました。

◎葛目スポーツ健康教育課長 私のほうでその修理は聞いておりませんでしたけども、東高校からはその施設、学校施設の修理、整備等の要望はいろいろ出てきておまして、こととしてありましたら、学校安全課のほうに聞いたところでございまして、テニスの整備でありますとか、あわせましてレスリングの等もあります。

◎沢近学校安全対策課長 学校安全対策課でございます。

本年、体育館については全て床の見直しをさせていただきます、工事がどの時期になったのか、ちょっと手元にはございませんけれども、床対策は全てやらせていただく、あるいは来年度の予算に盛り込まさせていただきます。

◎西森（潮）委員 見直しをしたということ、やったということ、今から予算化してやるということ、今年もキャンプ来てくれるという連絡があつてるんだけど。

◎沢近学校安全対策課長 来年度予算に組んでおりますので。

◎西森（潮）委員 間に合う。

◎**沢近学校安全対策課長** はい、早期にやりたいと思っております。

◎**米田委員** 635ページの学校体育推進費の事務費に入っちゃうかと思えますけど、外部指導者の派遣の事業で、予算は去年と比べたらぐっと減っちゃうがやけど、派遣の学校数をふやすということで、そういうこと実際できるのかという思いがしちゃうわけですが、そこら辺のことをちょっと教えてもらいたいのと、成果としてはどんなふうに見ておられるのか、また保護者や子供たちから見て、どんな反応があっているのか。

◎**葛目スポーツ健康教育課長** 外部指導者の派遣につきましては、中学校では34校の52部、高等学校では21校の32部がございます。中学校の中では日本一になったところもございますし、かなりこの外部指導者等の活用になっての効果というのは非常にございます。ただ、来年度から、特に力を入れてやることは、今まではクラブごとの動きでございました。学校全体として、来年からは外部指導者のあり方をクラブ顧問等で話し合い、当然、学校のマネジメントの中に入って全体の中で外部指導者がこのように活用されておりますよというようなことで進めていく仕組みを特に力を入れてます。ことしも進めておりますけども、そういったことをやっていきたいと思っております。需要は非常にございますので、はい。

◎**米田委員** 来年度は派遣の校数がふえるんじゃないかと思えますけど、それは十分対応できる予算になっちゃうということね。半分ばあに落ちちゃうけど。

◎**葛目スポーツ健康教育課長** はい、校数もふやしております。それに対応するべく予算でございます。

◎**米田委員** それと、外部派遣の方の、指導者の方の待遇がどうなっちゃうというのと、それと外部指導者の方も含めて、いわゆるこの間ずっと問題になってきたしごき、体罰問題についてもやっぱりきちっと、役立ってもらうにしても、その点はちゃんとせんといかんし、あわせて外部指導者の方の得た経験や体験を学校に返していかんといけませんよね。クラブ活動であらわれたいろんな子供たちのあれがありますから、そこら辺をどんなふう運営されてるのか。

◎**葛目スポーツ健康教育課長** まず、謝金等でございます。

具体的に言いますと、中学校につきましては2,650円の25回でございます。高等学校でありますと3,000円の15回。これは25回、15回と申しましたけども、大体年間通じてやっていただいている方が多くございまして、ただ予算の範囲の中で限度額ということを見せていただいております。

また、2つ目の体罰等につきましては、今年度、外部指導者の方に対して年度当初に講習会をしました。具体的に、高知大学の矢野先生に来ていただきまして、メンタルのほうとそのメカニズムというのを教えていただきまして、非常に参加者からの声は大きかったです。具体的には、もっと早くからやっていただくほうがよかったというところと、我々

に目を当てていただいたように感じるという声が出ました。

3つ目の今後の外部指導者の活用につきましては、来年度、力入れると申しましたけども、これをいい仕組みを県内に広めていくと。現在も、その報告書は配っておりますけども、ややもすると配っただけで終わってるような気がしますので、しっかりそれを活用して、こういう活用の仕方がいいんですよという話をしながらやっていきたいと思えます。

◎米田委員 はい、わかりました。

◎岡本委員 県民体育館と武道館の設置及び管理に関する条例をお聞きしたいんですけど、その前段に関連することとして、当初予算の中でスポーツ施設管理運営委託料というのがありますよね。ここで、この両施設の指定管理の委託料だというふうに説明を聞いたんですけども、どんな業者にこの委託をすることになるのか。それを教えてくださいませんか。それで間違いないのか。この両施設の指定管理でやるのが。

◎葛目スポーツ健康教育課長 現在、26年度まで両施設とも春野にあります高知県のスポーツ振興財団が行っております。27年度につきましては、今年度中に指定管理者の選定の委員会をやりまして、次に臨もうと考えておるところでございます。

◎岡本委員 それで、この財団というのは、ちょっと勉強不足なんですけれども、消費税の納税業者になってますかね。

◎葛目スポーツ健康教育課長 はい、なっております。

◎岡本委員 ということは、納税しなければならないと、消費税増税分はね。そういうことになるんですね。わかりましたけれども、今の県民の状況を考えた場合に、例えばこの委託料の中に増税分も入れた委託料をするような検討はされませんでしたか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 収入等を見込んでのことでございますので、来年度につきましては、5%から8%までのことを勘案しまして予算にしております。

◎岡本委員 じゃあ、その分が委託料の中に入ってるわけですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 はい、それを勘案して入っております。

◎中澤教育長 歳入歳出、いわゆる財源構成の中には消費税相当分がこれこれこういうことになるということになってますが、今、岡本委員の言われるのは、公費でもって消費税分を補填したらという話ですが、それはそうではなくて、それは利用者から消費税はいただくというルールでございますので、そのようにやっております。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

◎岡本委員 わかりました。もう繰り言になるので。

◎梶原委員長 それでは、質疑を終わります。

〈人権教育課〉

◎梶原委員長 次に、人権教育課の説明を求めます。

◎赤間人権教育課長 人権教育課でございます。よろしくお願いいたします。

人権教育課の平成26年度当初予算議案及び25年度補正予算議案について御説明をさせていただきます。

資料No.②当初予算議案説明書の638ページをお願いいたします。

まず、歳入について主なものを御説明いたします。

国庫支出金の一番右の説明欄でございます教育支援体制整備事業費補助金につきましては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を初めとする教育相談体制の整備充実を図るための国庫補助金を受け入れるものでございます。

続きまして、緊急スクールカウンセラー等派遣事業費委託金につきましては、東日本大震災により被災した児童生徒が在籍する学校へのスクールカウンセラーの派遣に係る国からの委託金を受け入れるものでございます。

続きまして、初等中等教育等振興事業委託金につきましては、人権教育の推進に係る国の調査研究委託事業の実施に伴う国からの委託金を受け入れるものでございます。

続きまして、諸収入の科目の節の欄を見ていただきますと、(10)といたしまして、教育委員会奨学資金貸付金でございますが、これは地域改善奨学資金貸付金に係る現年度分の返還額を、続きまして、節の中の(20)人権教育課収入とございますけれども、こちらは同じく地域改善奨学資金貸付金に係る過年度分の返還額をそれぞれ見込んだものでございます。

続きまして、同じ資料の640ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、26年度の当初予算案は3億2,790万7,000円で、前年度に比べ2,395万3,000円の増となっております。その主な要因といたしましては、年度末に策定を予定しております高知県いじめ防止基本方針に沿いまして、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための新規事業を盛り込んでいること、また依然憂慮すべき状況でございます少年非行の問題を改善するため、学校現場での問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決に向けた取り組みについても充実をさせることとしておりまして、その取り組みに要する経費が増加したことによるものでございます。

続きまして、それぞれの事業について御説明をさせていただきます。

まず、教育総務費、人権教育費の1人権教育推進費でございます。

右端の説明欄をごらんください。

人権教育研究推進事業委託料につきましては、国からの委託を受けまして、学校、家庭、地域社会が一体となった教育上の総合的な研究や、学校における人権教育に関する指導方法の改善及び充実を資することを目的とした実践的な研究を高知市ほか2市町で実施をいたしまして、人権教育の一層の推進を図ってまいります。

続きまして、高知県人権教育研究協議会補助金でございますけれども、こちらが社団法人高知県人権教育研究協議会が実施する人権教育に関する各種研修会開催の経費等に対し

て補助をするものでございます。

その下の事務費でございますけれども、人権教育の充実を図るため、学校教育や社会教育など各分野の委員で構成をしております人権教育推進協議会の開催あるいは人権作文募集事業、それから市町村における人権教育推進事業の支援や課の管理運営経費等を計上しております。

続きまして、2地域改善対策進学奨励事業費でございます。

電算処理システム保守点検等委託料につきましては、奨学資金管理システムの保守点検及びシステム改修を行うための委託料でございます。

奨学資金返還相談員設置委託料につきましては、返還金未納者の戸別訪問等を行い、納付指導や返還免除手続等の相談活動を行う返還相談員の委託配置に要する経費でございます。

地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金につきましては、奨学生等の返還通知や免除の申請などの手続は市町村を通じて行うこととしておりまして、この事務に要する経費として市町村に交付をしているものでございます。

事務費の主なものといたしましては、非常勤職員2名の人件費をここに入れております。

続きまして、641ページをごらんいただきたいと思います。

この中の豊かな心を育む教育推進費及び心の教育センター費につきましては、資料変わりがまして恐縮でございますけれども、お手元の別冊、参考資料平成26年度当初予算案主要事業説明資料をもとに説明をさせていただきたいと思います。

主要事業説明資料の14ページをお開きいただきたいと思います。

まず、夢・志を育む「開発的生徒指導」推進事業についてでございます。

この事業は、県内の中学校計19校を推進校に指定をいたしまして、生徒指導推進員等の配置による問題行動への対応の強化あるいは統括アドバイザー等の助言を受けて子供に内在する力や可能性を引き出す開発的生徒指導の充実を図るなど、各学校の実態に応じた組織的な生徒指導を段階的に推進をしてまいるのでございます。この事業に係るアドバイザーの謝金等を事務費に計上しております。

次に、15ページをごらんください。

いじめ防止対策等総合推進事業でございます。

本県では、いじめ防止基本方針を今年度内に策定をするよう取り組みを進めているところでございまして、26年度からは、その基本方針に沿っていじめの未然防止、早期発見・早期対応の両面からいじめ問題等の総合的な取り組みを推進してまいります。

いじめ防止基本方針につきましては、後ほど報告事項で説明をさせていただきます。

16ページをごらんください。

いじめ防止子どもサミットについてでございます。この事業では、子供たちの企画、運営によるサミットの開催を通じまして、子供たちの自主的ないじめ防止の取り組みを促進するとともに、いじめは絶対に許されないという県民意識の高揚につなげていきたいというふうに考えております。バスの借り上げ等に係る経費を事務費に計上させていただいております。

続きまして、17ページをごらんください。

ネット問題への総合的な対策といたしまして、このポンチ絵の中央下にあります学校ネットパトロール事業を新たに実施をいたします。民間業者に委託をいたしまして、児童生徒が学校非公式サイトやプロフ、ブログなどの誹謗中傷の書き込みなどによって、ネット上のいじめ等のトラブルに巻き込まれていないかを監視を行い、早期発見・早期対応を図ってまいりたいと考えております。

19ページをごらんいただきたいと思っております。

教育相談体制充実費でございます。

そのポンチ絵の右下のほうにございますスクールソーシャルワーカー活用事業でございますが、いじめや不登校、児童虐待など児童生徒を取り巻く環境が複雑になっていることから、教育や福祉に関する知識や技術、活動経験のある方をスクールソーシャルワーカーとして市町村等に配置をいたしまして、子供や保護者、教員などからの相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用して課題解決に向けた支援を行うものでございまして、来年度は25市町村及び県立中学校へ配置をする経費を計上しております。

次に、その中ほど、下にございますスクールカウンセラー等活用事業でございますけれども、こちらにつきましては、スクールカウンセラーを全ての公立中学校に配置することとし、うち2つの中学校につきましては、週5日配置をするなど、配置の拡充を図ってまいります。スクールカウンセラーの報酬等を事務費に計上しております。

18ページでございます。

心の教育センターの新規事業でございます学校づくりリーダー活用推進事業でございます。

この事業は、各市町村が主体となり、温かい学校・学級づくりを進めるために、これまでも要請をしてまいりました学級づくりリーダーを活用し、各学校の学校経営力の向上を図るとともに、学級づくり地域リーダーの要請活用を通して、市町村全体の学級経営力向上への取り組みを推進してまいりるものでございます。この事業に係る経費を事務費に計上しております。

26年度当初予算議案の説明につきましては以上でございます。

続きまして、2月補正議案につきましては御説明をいたします。

資料No.⑥補正予算議案説明書の327ページをお願いいたします。

右端の説明欄をごらんください。

地域改善対策進学奨励事業費の国庫支出金精算返納金から説明をさせていただきます。

この奨学金は、国から3分の2の補助を受けて貸与を行ったものでございます。このため、奨学金の貸与を受けた者から返還された額と県の基準により独自に免除した額について、前年度の実績額に基づき、国庫補助該当分を国への返還額として計上しているものでございます。

続いて、減額補正の内容について御説明をいたします。

1の人権教育推進費の中の人権教育研究推進事業委託料でございますけれども、こちらは国の内示額、それから指定地域数が予定を下回ったことに伴う減でございます。

それから、豊かな心を育む教育推進費の中の電話相談委託料でございますけれども、こちらはプロポーザル方式による調達時に、調達金額が予算額を下回ったための減でございます。

それから、スクールソーシャルワーカー活用事業委託料でございますけれども、こちらにつきましては、国の内示額が当初の計画を下回ったことによる減でございます。

それから、生徒指導推進事業費補助金でございますけれども、こちらについては、補助金からの流用及び一部他の事務費を活用して実施したためによる減でございます。

その他、事務費の部分につきましては、学校に派遣をしております外部専門家、その派遣要請が当初見込みを下回ったもの、あるいはスクールカウンセラーの派遣に伴う国の内示額が当初計画を下回った、こういったことによる減でございます。

以上、補正予算といたしまして5,390万3,000円を計上しております。

以上で人権教育課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎梶原委員長 はい、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 子供たちをネット上のトラブルから守る事業の関係で、私、去年の11月、たまたま東京のほうで行われていたネット上の人権侵害の講演会を聞きに行ったんですけども、そこでの中心はやっぱり子供たちのそういうトラブルに巻き込まれた場合の対応とか、そういう講演がほとんどでした。そういう意味では、こういう事業に着手するというのは必要だろうと思うんですが、1つは、ネットパトロールをするというのは具体的にどういうふうにされていくのかというのがありますし、そういう対応業者が県内であるのかどうかということ。

そして、私の感じでは、ネットパトロールの段階に出てきた段階ではもう相当ある意味深刻な状態になっているのではないかなあというふうに思うんですね。やはり、それに至る過程で、親子の間でもっとネットの使い方とかについてきちんと取り決めをしておくとか、スマホなんかについてもフィルターをかけるとか、そういったことなんかを徹底しておくというようなことで、対策をしていくことも必要ではないかというふうに思います。

その意味で、ちょっとさっきのネットパトロールの事業の関係と、もう一つはその親子で考えるネットマナーアップ事業のほうで、啓発するんだけど、例えばじゃあその結果として親子の間でこういう取り決めがされましたかということ、個人情報が出ないような形ででもやっぱり検証していくというのは必要ではないのかなというふうに思いますけども、その辺についてどのように考えられているのか、お聞かせいただきたい。

◎赤間人権教育課長 まず、1点目のネットパトロールの部分でございます。

このネットパトロール事業の実施の形態と申しますか、スキームでございますけれども、やはり専門業者でないとなかなかこういったものは捕捉できないという部分がございますので、民間業者に委託をするわけでございますが、恐らくこのネットパトロール事業をやっている業者というものが全国的に見てもかなり数としてはそんなに多くはない。ある意味、寡占市場のような形になっている部分も確かにございます。

そういったところに恐らく委託をする形になるかと思っておりますけれども、事業の流れといたしましては、そういった書き込みを委託業者のほうで監視をする中で、発見したものについて、まず県の事業としてやっておりますので県の教育委員会のほうに一元的には情報が来ると。その中で、小中学校、市町村立の学校のものにつきましては、市町村の教育委員会を通じて学校へ、県立学校のものにつきましては私どものほうから県立学校のほうにこの学校のこの子供についての書き込みはこういうものがあるということで学校のほうでの指導というのをお願いするというような形になろうかと思っております。

当然、犯罪性の高い書き込みのようなものがあれば、警察等の関連機関との連携というものも当然必要になりますし、違法性のある書き込みということでその削除ということも作業として出てくるかと思っております。

それから、ネットマナーアップの事業につきまして、検証が必要ではないかというところでございますけれども、そこはまさしくおっしゃるとおりでございますして、25年度の事業で私ども、ここにありますように児童生徒用の、それから保護者用の啓発用のリーフレットというものを作成させていただきました。

おっしゃるとおり、ネットパトロールの段階で出てくるものというのは相当重篤なものであったりということが当然ございますので、我々としては、これはあくまで対処的な部分の一つであって、やっぱり予防的な部分の対応というのが当然重要だろうと。それは一つにはその児童生徒に対する情報モラル教育ということもございまして、それからやはり御家庭における保護者の方々への啓発というものを両面で進めていかなければならないと。

その中でも、家庭でのルールづくりというものの、具体的には携帯スマートフォンの中で具体的に家の中で使う時間とか、そういったものを御家族の中で約束事、そういったものをぜひ決めてルールをつくっていただきたいと。そういうことを呼びかけております。

我々としても、リーフレットをお配りして、またPTAの研修などに赴きまして、そこをいろいろ御説明するわけですが、やはりそういった部分でどれだけそういったものが浸透してるかということについては、何らかの形で検証できないかということは今後検討していきたいというふうに思っております。

◎坂本（茂）委員 この仕組みの中にも書いてありますように、ネットパトロールでやれるのは年間の12回とか、あるいは小学校、特別支援学校で年間4回ですから、そういうすき間にどういう実態が起きてるかということも抜かってくるわけですので、ぜひ予防の面を力入れていくような、そんなところにシフトし切っていけるようなことをお願いしておきたいというふうに思います。

それでもう一つは、カウンセラーの派遣の関係で、緊急スクールカウンセラー派遣事業のいわゆる東日本大震災から本県に転入してきた方たちへの心のケアということで、これ、前年より予算額がふえてますけども、これはほとんど国費で、県単で保育所を上積みしちゅうというのがありますが、その予算の見積もりを見てみると、校数がふえてますけども、やっぱり毎年そういった被災された方の移住という関係もあるのかもしれませんが、高知に來られて、そういう支援を受ける対象のお子さんがふえているのかということと、そういった子供さんたちの把握の抜かりとか、そういったことはないのかどうか、その辺についてお聞きしたい。

◎赤間人権教育課長 おっしゃる部分につきましては、25年度と26年度の数字を見ますと、配置校あるいは受け入れ児童生徒数に増減があるわけでございますけれども、転校等で当然転出していってる方も実際にはおられます。要は、それを上回る形で外から來られている方もいらっしゃるということで、トータルとして配置校数がふえているという形になっております。

◎坂本（茂）委員 大体把握に抜かりはないでしょうか。

◎赤間人権教育課長 基本的には、幼稚園から高等学校、それから県単で保育所も含めて確認をしております。それから、実際に被災地から來られてる方がおられて、それに対して必要があるかどうかということも含めて確認をさせていただいております。

◎坂本（茂）委員 最後です。必要であれば直接の被災地でなくても、例えば東京などから、放射能汚染なんかを避けて避難されてこられてる方もおるんですけども、例えばそういった方でニーズがあれば相談にも応じるとかいうふうなことはされてますか。

◎赤間人権教育課長 個別具体的に御相談があった事例は、私のほうで把握できていないところがありますけれども、基本的には御相談があったものに対しては柔軟に対応するように努力したいというふうに考えております。

◎米田委員 641ページの豊かな心を育むの事務費の中と思うんですけど、スクールカウンセラーやソーシャルケースワーカーとかスクールソーシャルケースワーカーとか配置さ

れてるんですけど、これはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーで、全部の市町村じゃないですよ。24か25で、それは地元自治体がいいよという話なのか、予算上の問題なのか、そこら辺はどうなのかというのと。

高知県の経済状況や子供たちの置かれてる状況から見て、非常に頑張って僕は配置を進めてると思うんですけど、さらに配置を進めないかんという認識なんですかね。ちょっとそこら辺を。

◎赤間人権教育課長 まず、スクールソーシャルワーカーのほうにつきましては、先ほど私の説明の中で25市町村ということで申し上げましたけれども、我々としては全市町村で手を挙げていただけるのであれば、それはそれにこしたことはないわけでございますけれども、これは希望を募った結果、こういうふうな形になってるというような状況でございます。

また、やはりスクールソーシャルワーカーとなり得る方の人材の確保というところもなかなか実態面では難しいところもございますので、そういったことも一応にらみながら、配置する市町村の拡大というものを図っていきたいというふうに考えております。

スクールカウンセラーにつきましては、先ほど説明をさせていただきましたけれども、まずは公立の中学校に、全ての公立中学校に全校配置をするということを我々目標としてやってきましたので、それを来年度の予算の中でまずは全校配置をする。それに加えて、そのうちの2校につきましては、週5日配置ということで重点的に配置をいたしまして、教育相談体制の充実というものを図っていきたいというふうに考えております。

◎米田委員 非常に状況に応えるという姿勢で取り組んでおられるんですけど、結局、新たに配置もしようと思えば、やっぱり専門性を持った、両方そうですよね、臨床心理士とかを含めて。そこら辺は、県内にそういう人材はあるのか、まだそういう配置できるような余地があると見てるのか、そこら辺はどうなんですか。

◎赤間人権教育課長 例えばスクールカウンセラーにつきましては、資格のある方といいますと、基本的には臨床心理士の資格を持ってる方というものがメインになってまいります。高知県のほうに登録をさせていただいてる臨床心理士の数というのは、全国的に見ても、非常に少ない状況でございます。

したがって、なかなか県内の中で臨床心理士有資格者の方を確保するというのは非常に難しいと。我々も、今回、スクールカウンセラーの方を確保する、お声をかける中で、県外の方も含めてホームページ上で公募をしたり、あるいは徳島の鳴門教育大学のほうに行きまして、実際に学生のほうにお声をかけさせていただいたり、いろいろな努力をさせていただきながら、県外の方も含めて人材を確保するというような形で努力をしております。

また、当然のことながら、県内でそういうふうな資質を持った方を確保するということ

も、当然片や必要になってまいりますので、そういった部分につきまして、教育委員会のほうで大学院への派遣をしております。それも、鳴門教育大学に派遣をしておりますけれども、派遣をした方、戻ってきてすぐ臨床心理士になるということでは当然ありませんけれども、戻ってこられてスキルをつけられて臨床心理士になられて、そういうふうな活動もしていただけるような方になっていただきたいというふうに思っております。

◎米田委員 スクールソーシャルワーカーの場合は、これはどうなんですか。

◎赤間人権教育課長 スクールソーシャルワーカーの場合は、例えば社会福祉士ですとか精神保健福祉士というものが有資格者として想定されてるわけですが、資格を持った方というのは高知県の場合非常にレア、むしろ数としては非常に少ない、むしろ資格を持っておられない方で実務経験などを勘案してお願いをしてる方が非常に多くございます。

ただ、スクールソーシャルワーカーの場合は、特に高知県の場合ということに限られるかどうかわかりませんが、やはり厳しい御家庭に対してアプローチをしていく、そして関係機関とのつなぎというものをやっていただくというところが、スクールカウンセラーとの一番大きな仕事の違い部分でございます。

そういった面では、やはり地域に根差した方、そういった方がスクールソーシャルワーカーとしての資質というのは非常に持っておられるという部分はございます。家庭とつながっていきける、その地域とつながっていきけるという方が非常に望ましいところもありまして、そういった方を我々のほうでも発掘をしていきながら、事業を進めていきたいというふうに考えています。

◎米田委員 わかりました。それで、言い方は悪いけどスクールカウンセラーの方は何校か兼務されちゃうわけよね。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは実質何人の方がこういうあちこち行ったりしてくれるのか、ちょっと教えてもらいたいのと。

その待遇とかいうことについては、県外から来てくれるというたらそれなりの待遇らも必要だと思うんで、全国から見ても高知県のそういう待遇はそんなに遜色ないよという位置にあるんですかね。そこら辺どうですか。

◎赤間人権教育課長 まず、配置の実人数ということでございますけれども、来年度の予算につきましては、スクールカウンセラーについては予算上63名を想定しております。それから、スクールソーシャルワーカーのほうにつきましては、実人数としては44名で活動をするという形になっております。基本的に、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーともに国の補助要綱に沿った形で実施をさせていただいてますので、私どもの待遇がほかと比べてということは恐らくないかと思っておりますけれども、とにかくいろんな形で協力していただける方に我々としては幅広く声をかけて、できるだけ人材を確保してやっていくということを引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

◎桑名委員 非行対策についてお聞きしたいんですけども、ことしから非行対策について

は学校と警察と地域が連携をして取り組むということでやっています。連携というのが大事なんです、昨年の予算委員会でも、少し警察と教育委員会のちょっと認識が違って、連携とれてないじゃないかと私も質問したら、尾崎知事は、いや、これは今年度からやる問題だからもうちょっと待ってくれということで、今はそれは連携とれてると思うんですが、ただ私先般こんな話を聞いたんですね。学校がよくないですよ。これは去年の秋から暮れにかけてなんですけれども、この中心の商店街で子供たちが悪さをしていたと。商店街の人が学校に電話をしたら、校長先生が出て、何と言ったと思いますか。もうその子供たちは学校から帰ってるんで、我々の範疇ではないと。そんな答えがこの高知市内の中心の校長先生から返ってきたんです。

やりとりしてる中で、かけてきたあなたは誰だという、それはちゃんと申しますよね、どこどこのお店の誰々です。最後に言われたのが、もしそれだったら、うちの子供であるということを証明する写真とかそんなものを撮って持ってこいということで、そんなことしてるうちに、そんな子供たちはいなくなっていくわけなんですけれども、それが実は今の学校の、これは一つだけのことなんですけれども、実態だと思うんですね。

その方は、すぐに学校でやりとりしててもだめなんで、今後どうするかというのは教育委員会に電話したんですけども、それはそれなりにお話はしてくれて、私のところへ来ました。

私も、教育委員会に言おうと思ったんですけど、結局皆さん方がまたその校長先生に言って、いや、俺はそんなこと言った、言わないとか、そんな話になるのが最後の結末だと思って、言わずに、私はすぐに警察の少年課に言ったらもうその数時間後にそこに来て、これからどういう見回りをするかということでやったんですけれども、これが実態なんですよね。

これを捉えて全ての中学校がそうではないと思うんですけれども、そんな校長先生がまだこの大きな学校の校長先生をやっているということ自体に、僕は何か残念で、だから高知の非行なんてなくなるんだと。この教育相談のこの19ページのやつ見ても、いろんな相談のやつでも学校が中心になっているんですよ、連携といたって。中心になるところが放校してますから、もう我々の範疇じゃございませんと言ったら、何を我々地域の人たちは頼っていいのか。そのところからやっぱりしっかり見直していかないと、これはいろんな非行対策にしても何にしてもすばらしい絵をかいてますよ。学校を中心にね。でも、学校がこれだと。

これから不祥事の問題がありますよ。これは不祥事を起こした先生も問題だと思いますけど、ただ人数が多けりゃあ全てがすばらしい人ばかりじゃないんであると思うんですけれども、これも校長先生の対応が悪かったわけですよ。去年の県立高校での飲酒の問題にしても、あれほど言ってるのに、やっぱり校長先生の対応が悪いということで、そこか

らやっぱり見直していかないと、校長の任用の問題についても試験のあり方なんかも私はしっかりと考えてもらいたいというふうに思います。

これは、教育長、どうです、その実態を聞いて。

◎中澤教育長 それが事実ということであれば、私は返す言葉がございません。本当に腹くくって取り組んでいかなければならないと思います。

◎桑名委員 はい。ぜひそういった問題があったということ、これは人権教育課だけじゃないですよ、教育委員会全体が捉えて取り組んでいただきたいと思います。

◎梶原委員長 その件は、直接本人さんから県教委のほうへ連絡を入れたと桑名委員が言われましたけど、把握はしてます。課長。

◎赤間人権教育課長 私どもの課のほうでは情報としては特段いただいていないというふうに理解をしておりますけれども、事務局の中でどこか。

◎桑名委員 多分、教育委員会につないで、夕方だったんでいる方に、担当の方につないだだけで終わってると思います。その人もですね。それをまた課長呼べとか誰々呼べという話にはなってないと思います。

◎梶原委員長 桑名委員は、直接委員のほうから教育委員会には特定するんで言ってないと言われましたけど、じゃあ現状、その県教委のほうで把握してなければ、その校長先生は同じ対応のまま今もおられるということなので、その辺は改善につながるためにも県教委のほうでまたしっかりと対応していただきますようお願いできますか。課長。

◎赤間人権教育課長 はい。そのように対応させていただきます。

◎梶原委員長 それと、私からも1点、先ほども親子で考えるネットマナーアップ事業なんですけど、これは本会議のほうでも質問もさせていただきましたが、いじめについても、また犯罪被害に遭うこと、また加害者になること等々についても被害に遭われた子のほとんどが親から全くネットの使用について注意を受けてない、またフィルタリングなんかも5%程度だったということで、特に年齢層が低い子供に当たっては、家庭でしっかりとその危険性、親から教えてもらうことが大変大事なんですけど、実際、先ほどちょっと坂本委員の質問のときに聞き逃したんですけど、マナーアップ事業、これ35万8,000円ということで、情報モラル教育推進に向けた実践事例集の作成と活用とか、PTAとかですけど、ほとんど事例集作成なんかしたらそれだけで終わるぐらいの予算なんですけど、そこをもうちょっと詳しく教えていただけますかね。

◎赤間人権教育課長 親子で考えるネットマナーアップ事業につきましては、今年度からの事業でございます。今年度、保護者用の啓発リーフレットや児童生徒用のリーフレット、先ほど出したものでございますけれども、そちらの作成、配付というものを行いました。当然、その印刷のストックのようなものは当然私どものほうにございますので、来年度以降もそのリーフレットを活用しながら、各学校の児童生徒あるいは保護者に対しての

啓発というのをまず進めていくというのが1点でございます。

それにあわせて、PTAに対する研修であったり情報モラル教育の実践事例集、これは要は学校で情報モラル教育を子供たちに対してしていただく際に、どういうふうな形での指導ができるかというものの指導参考事例集、そういうようなイメージになりますけども、そういったものを作成して、教職員の方々に配付していきたいと、そういうものでございます。

◎梶原委員長 今年度どれだけ配付をされたのかと、今年度の事業費というのは幾らになってますかね。

◎赤間人権教育課長 このリーフレットの配付につきましては、国公立の小学校4年生以上の保護者、それから児童生徒に対して配付をしております。上は高校生までということになります。

それから、今年度の事業につきましては、こちらにもございますように、35万8,000円という形でネットマナーアップ事業に関しては予算を計上しております。

◎梶原委員長 はい、わかりました。

よろしいですかね。

(な し)

◎梶原委員長 以上で質疑を終わります。

以上で教育委員会の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続いて、教育委員会より3件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

まず初めに、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎永野参事兼小中学校課長 総務委員会資料、報告事項をお開きいただきたいと思います。

不祥事の事案でございますので、御説明させていただきます。

この事案は、女子生徒に不適切な行為を行った公立中学校教諭、男性40歳代に対しまして6カ月間の停職とする懲戒処分を行ったものです。

また、同教諭による不適切な行為を知り得ながら、適切な対応ができなかった同校の校長に対しましても減給の懲戒処分をあわせて行いました。

概要につきまして御説明させていただきます。

この公立中学校教諭は、顧問であります部活動に所属します女子生徒と平成25年7月下旬ごろから個人的に携帯電話でメールや電話のやりとりをするようになりました。同年8月2日ごろ、同教諭は、悩みを相談してきた同生徒に対しまして気分転換にドライブに行こうと誘いました。4日後、6日の火曜日午前9時30分ごろ、同教諭は自家用車に同生徒

を同乗させ、高知市内に向かいました。同教諭と同生徒は、高知市内のレストランや喫茶店、雑貨屋等で時間を過ごした後、午後4時40分ごろに、同生徒の自宅近くに到着し、同教諭は同生徒が座っている後部座席に移動し、同生徒を慰める意味で同生徒の頭をなで、抱きしめました。また、同教諭は、同月14日ごろと24日ごろにも、同生徒と自家用車でドライブに行き、帰り際に抱きしめました。同教諭は、8月27日火曜日午前9時30分ごろに、自家用車に同生徒を同乗させて高知市内まで移動し、ビリヤードをしたりレストランや雑貨屋で時間を過ごし、午後5時30分ごろに同生徒の自宅近くに到着をしております。そのとき、同生徒の母親に連絡を受けた同校長がその場に来て、同教諭の後部座席に同生徒がいることを発見しました。その際、母親も来まして、同教諭と同生徒が一緒にいるところを現認いたしております。

その後、同教諭は同校の校長から、生徒を自家用車に乗せてはいけないと厳しく指導を受けていたにもかかわらず、同年12月7日土曜日午後12時30分ごろ、同生徒を再び自家用車に同乗させているところを発見されました。

これらの行為のほかにも、同教諭は同生徒と複数回にわたってメールのやりとりをしている中、同年8月下旬には、卑わいなメールを同生徒に送っております。

また、同校長は平成25年8月に本事案を知りながら、同教諭から事実確認をするなどの適切な対応を怠り、約5カ月間の間、同校を所管する市町村教育委員会へ報告をしておりませんでした。

同教諭のとったこれらの行為は、子供の人権を侵害する極めて悪質なものであり、教員としてはもとより、社会人としてあってはならないものでございます。また、同校長は校長としての管理監督責任を果たしていないばかりか、同教諭の不適切な行為を黙認したと言われても仕方のない報告遅延であります。

子供たちの尊厳を率先して守り、その成長を支援していくべき教員がこのような行為を行ったことの社会的影響ははかり知れません。教育公務員としての社会的信用を著しく失墜させるものである。到底許されるべきものではありません。

そのため、平成26年2月18日付で同教諭に停職六月、同校長に減給一月、月額10分の2の懲戒処分を行いました。

以上、報告でございます。

◎梶原委員長 質疑を行います。

校長先生の減給1カ月間、10分の2というのは、これもうどう考えても、これまで何度も不祥事の話聞いて、それがその県教委、市教委へ上がってないことに対してどうするかということで、今回の状況で、さらにまた結局はその校長先生が報告をしてないような状況で、この処分というのは甘いんじゃないですか。

◎永野参事兼小中学校課長 教育委員会の中の懲戒処分の審査会あるいは教育委員の論議

の中でもそういう観点のお話も出ております。が、私どものほうの調査では、当該の女生徒の人権やプライバシーを守り切っていくんだという校長の強い意志のもとに学校運営をしていたというところを勘案しております。それ以上のことがなかなか私どものほうから発言できませんけれども、そういった校長の職責と、それから表に出る行為であります。現実に5カ月間の遅延があったということをしんしゃくいたしまして、この処分にいたしました。

◎梶原委員長 学校の現場の責任者として思うこともいろいろ多々あつてのことだというふうにも、それは理解もできますし、ただ県教委としてはこういう不祥事をとにかくなくすと、出た場合には速やかに県教委のほうに連絡が入り、対応ができる体制というものをずっとつくっていくという中で、現実には、いろんな事情がありながらもそれだけ報告がくれたという現実は現実なので、それに対して今後どうするかということですよ。

この処分ですら県教委にすぐ報告が上がる体制がとれるかというところの認識についても問わなくちゃいけなくなりますんで、その辺はこの校長に対する処分というのはこれで本当に妥当だと。今の認識は、県教委としてのこの処分が妥当だという認識でよろしいんですか。

◎永野参事兼小中学校課長 私どもも、相当な多角的な観点からこの検討を行っております。そういう意味で、ここで御報告しているように、この処分はこの事案についてはこれで妥当というふうにして御報告を申し上げております。

ただ、委員長が今るおっしゃっていただいていること、これまでこの1年間の総務委員会の中でもたびたび指摘を受けて、私どもが体制づくりを進めてまいりました。そういった意味の中で、再びこのような事象が起こることにつきましては弁明の余地もございません。

◎西森（雅）委員 公立中学校ということなんですけども、学校名とか不祥事を起こした者の氏名の公表とか、そういったところはしないのかどうか。

◎永野参事兼小中学校課長 懲戒処分の事案につきましては、処分者の氏名、年齢等、所属校等公表しておりますが、例外規定がございます、当該の被害を受けたお子さんのプライバシーあるいは家族の心情等々勘案をして、それに該当するという例外規定をもってこの場合は公表を差し控えさせていただきます。

◎西森（雅）委員 非常に何というか、情けない話でありますけれど、今までもこういったような不祥事というのは幾つかあったわけなんですけども、これ、今まで教員に対する研修とかそういった中で、こういったことというのは当然いけないですよというのはわかっておらんといかんわけなんですけども、研修とかそういう中で、そういったものに対する確認とかというのはやってるのかどうか。

◎永野参事兼小中学校課長 先ほども申し上げましたけども、この委員会でもたびたび御

指摘を受けて、再発防止のためのプログラム、冊子も含めてもう一度作り直して現場に発信する。それと同時に、各管理職に対しても、また一般教員に対しても、私どものできる限りの対策というのはとってきたところでございますけども、まだ完全にこういうところが断ち切れてないというところでございますので、まだ対策が必要というふうに思っております。

◎西森（雅）委員 そうすると、実際は研修等でもこういったことは確認はしていったるけども、行われてると。それに対しての対応策を今後どうしていくのかということを考えていくということになるんかということです。

◎永野参事兼小中学校課長 はい、さようでございます。

◎弘田副委員長 ほかの御父兄がどう思うかということです。例えば娘を持つ親の気持ちとしたら、こういう先生には絶対習いたくないんですね。それは全員そういうふうに思うと思います。

もう一つは、これ見て感じるのは、校長は隠そうとしてたんじゃないかというふうなことを感じますね。やっぱり、子供の人権を守って、子供のプライバシー守るということ、これは当たり前の話なんですけど、この先生がこういったことをするという自体を隠そう、そういうふうなことをするとすれば、この校長先生は管理者として失格だと私は思いますね。委員長のほうから、この処分軽いんじゃないかというふうな話が出たんですけど、私も同じように思います。やっぱり、子供の人権、プライバシーを守るということと、教員を、仲間を守るということを混同しておるように、そういうふうに感じますね。

ですから、今後はこういう事例があったら直ちに教育委員会に報告して、直ちに処分をします。

この40代の先生についても、例えば研修、いろんなことでこういったことはもう絶対起こさないというふうなことにしてもらわんと、親としては安心できないというふうに私は思います。

たびたびこういう報告があるんで、ちょっと言うのも嫌になってくるんですけど、気をつけていただきたいというふうに思いますし、今後そういったことをきちんとした指導とか方針とかあってやっていけるようなことを確立させていただきたいと思います。

◎梶原委員長 この件については、インターネット上でよく2チャンネルとかいろいろありますけど、そんなところでも結構話題になってる状況なんかも把握しています。課長。

◎永野参事兼小中学校課長 ネット上のそういう教育公務員の不祥事というのはございますけども、その中での記事になってるというのは確認はしておりません。

◎梶原委員長 公務員の不祥事とあわせて、生徒の側からどういうことを言うたとか、いろんなところで正確性があるかどうかはわかりませんが、かなり記事になってる状況なんか、どうですか。

◎永野参事兼小中学校課長 この件ということではなくて、これまでのこちらのほうでも御説明させていただきましたいろんな不祥事の報告等は、ほぼネット上に瞬時に公開されて、もちろんこちらのほうで氏名も申し上げたものはその氏名も所属も全部出ております。そういった意味でのネット上での情報公開というのはもう瞬時に全国へ広がるということでもあります。

◎梶原委員長 そういうことじゃなしに、このことがネット上で話題になっておることを知っておるかということ。

◎永野参事兼小中学校課長 私のほうはこの案件についてのネットでの確認をしておりませんので、承知をしておりません。

◎梶原委員長 それと、いろんな先ほどから言われる公表するかどうかですよね。これ、だから公表のガイドライン的なものがあると思うんですけども、結構、例えば佐賀県のほうなんかでは懲戒免職以外でも公表するとか、処分が決まる前でも社会的に影響があるものは公表するとか、そういうところまで対策をとってるようなところがありますけど、どうです、県教委としては。

◎中澤教育長 公表基準は定めておまして、その公表基準についてもこの総務委員会で御議論もいただいた上で決めております。この場合は当該生徒の精神状況は非常に不安定になっておりますので、オープンにはしないということにしています。ただ、その公表基準の中で、一定の時期が来たらまたオープンにすることがあるという公表基準にしております。

◎梶原委員長 県教委として、その公表基準を今後見直すとかは。

◎中澤教育長 私が教育長になってから、随分この総務委員会で御議論いただきまして、改正をしました。ですから、それをまた改正するということは現在のところは考えておりません。

◎梶原委員長 皆さんはよろしいですか。

(なし)

◎梶原委員長 はい。以上で質疑を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(昼食のため休憩 11時57分～12時59分)

◎梶原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、県立高等学校再編振興計画について高等学校課の説明を求めます。

◎小野高等学校課企画監兼再編振興室長 それでは、お手元の青ラベルの教育委員会とつきました総務委員会資料の報告事項、赤ラベル、高等学校課の1ページをお開きいただき

たいと思います。

県立高等学校再編振興計画の策定については、2月6日の臨時総務委員会でお配りさせていただいたものにその後の教育委員協議会における協議の状況などを加えたものでございます。

県立高等学校再編振興計画については、1月27日に前期実施計画の案の策定に向けたたたき台を示した後、高知南中高校、須崎工業、須崎高校の保護者や校友会の皆様、市町村教育委員会や小中校長会などへの説明を行うとともに、教育委員協議会においてたたき台についての協議を行っております。

このたたき台については、特に高知南中高校の保護者の皆様からは、なぜ学校の統合が必要なのか、なぜこの学校なのかといった御意見をいただき、教育委員協議会においても、なぜ学校を統合し6学級以上を維持するのか、なぜ高知南中高校なのか、学校の統合の仕方の3点について考え方を整理し、丁寧な協議を進めていくこととし、先日の3月8日の教育委員協議会において、なぜ学校統合が必要なのか、なぜ高知南中高校なのかなどについての協議を行ったところでございます。

本日は、この3月8日に開催いたしました教育委員協議会での資料に基づきまして、高知南中高校と高知西高校の統合に関する検討案と須崎高校と須崎工業高校の統合に関する検討案について御説明をさせていただきます。

それでは、資料を1枚おめくりいただきまして、資料1の高知南中高等学校と高知西高校の統合に関する検討案について御説明させていただきます。

資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

なぜ高知市内校の統合が必要なのか、一律に学級数を減らすことで対応できないのかについて御説明をさせていただきます。

まず、生徒数の大幅な減少については、公立中学校卒業生数の推移の表にありますように、公立中学校卒業生数は、昭和62年の高知南高校開設時の1万1,546人から、現在の平成25年には5,639人と約2分の1に減少し、10年後の平成35年には県全体でさらに1,000人程度減少し、旧高知学区においても10年後には400人程度減少し、その後も生徒数の減少が続くことが見込まれております。

この表は、県全体と旧高知学区、高知市の生徒数の推移としておりますが、その他の地域の状況については14ページの参考資料1をごらんください。

これは県内の公立中学校卒業生数の推移を旧学区別に記載しております。資料としまして公立の小中学校の推移も記載しておりますが、中学校卒業生数についてはいずれの地域においても生徒数の減少が続くことが見込まれており、20年後の平成45年の推計になりますが、生徒数が現在の半分程度にまで減少する地域も想定されているところでございます。

また、3ページにお戻りいただきたいと思います。

こうした生徒数の大幅な減少を踏まえての県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方の案では、高校教育の質を維持していくための適正規模について、県全体としては1学年4学級から8学級とすること、その上で高校としての教育活動の充実や部活動などでより活気あふれる学校づくりを進めるといったことを考えると、一定の生徒数の確保が見込まれる高知市及びその周辺地域の中央部では、1学年6学級以上の維持に努める必要があるということを基本的な考え方として位置づけているところでございます。

次に、この中央部において、1学年6学級以上を維持する意義について御説明させていただきます。

まず、習熟度別事業による学習指導の充実でございます。1学年6学級になりますと、下の国の算定基準に基づく学校規模ごとの教員定数の表にありますように、1学年4学級の教員数29名が6学級では教員数が43名となり、14名の増員となります。内訳としても、生徒指導が6学級から配置されますし、習熟度、少人数授業も学校規模が大きくなると教員の配置がふえてまいります。

このように、教員数が多くなることで、下の習熟度別授業の実施状況の表にありますように、習熟度別授業数の割合や習熟度別の授業科目数において、1学年6学級以上になりますと4から5学級規模に比べて習熟度別授業数の割合が10%程度高くなりますし、授業科目数の学校平均も7.4科目から20.8科目と多くなり、効果的な習熟度別授業の実施によって生徒の学力に応じた適切な学習指導が可能になり、学力の向上を図ることができるようになってまいります。

次に、4ページをごらんください。

教員の指導力の向上でございますが、下の教員配置状況の表にありますように、1学年6学級になりますと、4から5学級規模に比べて平均教員数で20名程度多くなっており、全ての教科で教員数が多くなりますし、理科や社会、地歴公民になりますが、といった複数の科目がある教科で、例えば理科であれば物理、化学、生物、地学といったそれぞれの科目の専門教員を複数配置することが可能になることから、教科指導力の向上に向けた教科科目別の校内研修なども行われ、教員同士が切磋琢磨しながら指導力の向上を図る環境を整えることができまいります。

また、多くの教員が配置されることで生徒間の相談などに対して個々に応じた対応が可能になりますし、各教科の教員が複数配置されてることで、放課後に生徒が質問に来たときに細かな対応といったことも可能になってまいります。

また、部活動の充実など、生徒が切磋琢磨しながら成長できる環境の充実についても、生徒数が多くなりますと学校行事や特別活動などを通じて社会性や協調性の育成、互いに切磋琢磨しながら成長する環境づくりを進めていくことができますし、部活動につきまし

ても、下の体育系や文化系の部活動の状況にありますように、1学年6学級以上になりますと4から5学級に比べ、体育系では部活動数や平均部員数が多くなり、団体競技で大会に出場できる部の数も多くなりますし、文化系の部活動でも多くの分野に取り組むことが可能になるように、生徒の希望や適性に応じたより充実した教育環境を提供することができるようになってまいります。

こうした部活動の状況でございますが、15ページの参考資料2をごらんください。

こちらは学校規模の違いによる部活動の状況の例でございます。

1学年4学級規模の学校から順に、8学級規模までの体育系及び文化系の部活動の状況を記載しております。学校の規模が1学級大きくなりますと、3学年の全体で120人の違いとなり、学校規模が大きくなれば当然のことながら生徒数が多くなりますので、活動している部の数、部員数も多くなり、生徒の皆さんにとってより多くの選択ができることになってまいります。

次に、4ページの一番下でございますが、他県、四国3県の学校規模の状況でございます。

3県とも、県全体を考えて適正規模については4学級以上としながらも、人口の多い都市部、それぞれの県庁所在地においては1学年6学級以上の学校規模が維持されているところでございます。

次に、5ページをごらんください。

統合の必要性について御説明をさせていただきます。

生徒数の減少に対しまして、高知市及びその周辺地域の中央部では、これまで各高校の入学定員を一律に減じることで対応してまいりましたが、今後も生徒数が減少し、10年以上先も減少することが見込まれている中で、下の中央部における学級規模の推移にありますように、10年後や20年後の学級数、入学者数の減少を考えますと、先ほど説明したような1学年6学級以上の活力ある学校を維持していくためには、これ以上各校で一律に学級数を減らしていくことには限界が来ておるといように考えております。

よりよい教育環境をつくるためには、一律に学校規模を縮小するのではなく、6学級以上を維持することにより、学習指導の充実や教員の指導力の向上、生徒が切磋琢磨しながら成長できる環境を確保することが必要で、生徒数の確保が見込まれる中央部においては学校の統合により1学年6学級を維持する必要があると考えております。

ただし、中山間地域におきましては、地域で唯一の学校として他に通学できる学校がないことから、高校で学ぶ機会を保障するためには、生徒が減少していく中であってもできるだけ地域の学校を残す必要があると考えております。

また、一定の生徒数が見込まれる中央部において、学校を統合するのではなく、仮に一定の財源を確保して教員の配置等を行ったとしても、一律に入学定員を削減し、学校規模

を縮小していくということでは、活力ある充実した教育環境づくりや安心して学ぶことができる教育環境づくりに向けた解決策とはなり得ないと考えているところでございます。

次に、6ページをごらんください。

今回のたたき台におきまして、なぜ高知南中高校を高知西高校に統合するのかについて御説明をさせていただきます。

まず、具体的な統合のあり方の検討に当たっての視点としましては、学校の統合によってどのようにして教育活動の充実やグローバル教育を初めとした新たな可能性を実現することができるのかということ。また、南海トラフ巨大地震への対応として、将来にわたって安心して学ぶことができる教育環境をどのように整備していくのかという視点とともに、産業系の専門高校については、生徒や保護者のニーズ、通学の利便性などを考慮し、単独校または産業系専門学科を各地域に配置しており、普通科高校とは別に産業教育全体を見据えていく必要がありますし、募集停止をした場合に、生徒の進学先が確保できなくなります。産業系の専門高校の場合、中央部での生徒数の減少への対応は、学校の統合ではなく、学級数の減、学校の改編が必要となってくるというふうと考えておるところもございます。

また、学び直しの場合としての役割を担っている学校については、他の学校と同列に議論すべきではないと考えておりますし、進学の拠点校は県内全域から生徒が入学してきていることや募集停止をした場合には生徒の進学先は確保できなくなってしまう。

こうした観点、視点をあわせて総合的な検討を行ってきました。

こうした総合的な検討の結果として、生徒数の大幅な減少が見込まれる中で、1学年6学級以上の適正規模を維持すること、震災に強い教育環境を整備すること、グローバル人材の育成に取り組むためには、高知南中高校と高知西高校の統合が必要であると考え、たたき台としてお示ししたものでございます。

次に、南海トラフ巨大地震への対応、高知南中高校における対応の必要性について御説明させていただきます。

南海トラフ巨大地震への対応は、全ての学校で取り組むべき重要な課題であり、まずは生徒の命を守る取り組みとして、耐震化工事や避難道の整備、備蓄の整備などの取り組みをされているところでございます。

こうした中で、高知南中高には、その立地条件から想定されるリスクがございます。

また、16ページの参考資料3、A3の資料をごらんいただきたいと思います。

高知市の長期浸水予測図というふうにご覧いただけます。

こちらは、左側の大きな地図が県の作成しました浸水深によって色分けをされております長期浸水の高知市の予測図に、高知南を含め、県立高校の位置を示したものでございます。

右側の地図は、高知南高校の周辺を拡大したもので、赤い星印で周辺の大きな工場や木材団地、石油基地の位置を示したものでございます。位置関係の地図でございます。

また、資料6ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

高知南中高校については、最大想定で3メートルを超える津波浸水深、先ほどの地図で示されたように、学校を含めた周辺地域の長期浸水、港や木材団地が近いことでの船舶や木材などの漂流物による被害、津波火災、周辺の工場や石油基地の被災による影響などが高知南中高の立地条件から、他の県立高校にはない大きなリスクが想定されます。

こうしたことから、高知南中高につきましては、将来にわたって安心して学ぶことができる教育環境を整えるために、適地への移転や他校との統合といった対応が必要となりますが、新たな場所への移転については、県中央部においても生徒数が大きく減少する中で、単独移転は現実的ではありませんし、単独移転は県中央部における生徒数の減少に対する抜本的な解決策にはならないことから、他の高校と統合することで対応していく必要があると考えたところでございます。

7ページをごらんください。

他校との統合を考えた場合、これまでの高知南中高での国際理解教育やキャリア教育の取り組みの成果を継承し、発展させることができる学校は高知西高校であり、両校の統合により、これまでの取り組みの成果を継承発展させることで、大きな教育課題であるグローバル人材の育成だけでなく、本県の高校教育全体のレベルアップにもつながるものと考えております。

そのため、統合後の高知西高校において、中学校を併設するとともに、グローバル科を高校に設置し、その科の中に本県のグローバル教育をリードしていくための国際バカロレアコースを設けることをたたき台としてお示しをしたものでございます。

続きまして、資料の8ページをごらんいただきたいと思っております。

高知南中高の生徒の皆さんが安心して学んでいただくための取り組みについて御説明させていただきます。

現在、示しているたたき台では、今春入学いただく生徒の皆さんには、卒業まで全ての学年がそろった状態で学ぶことができる学習環境を維持し、安心して学校生活を送れるように対応していくこととしておりますが、統合の仕方については、教育委員協議会でもまだ協議していかなければならないところで、さらに検討が必要なところもございりますが、現状の生徒の皆さんへのケアとして取り組まなければならないものですので、生徒の皆さんには今回の再編振興計画について十分な説明をしていくとともに、アンケートなどを通じて心の状態の把握に努め、スクールカウンセラーなども活用しながら、卒業まで安心して学べるようしっかりと対応していかなければなりません。

具体的な対応としましては、中学校での複数担任制、スクールカウンセラーの常駐、心

の教育センターの重点支援校としての定期訪問、カウンセリングマインドに関する教員研修の充実などに取り組んでいくことを考えております。

また、生徒の進路に応じた習熟度別授業の拡大や教育センターの研究校として指導主事と高知南中高の教員が連携した授業改善や部活動などの特別活動についても重要な役割を果たしているものですので、しっかりとした対応が必要だと考えております。

次に、高知南中高の特色を生かした教育活動の充実として、体験活動の充実を図るとともに、キャリア教育支援員の配置などの学校の取り組みに対して予算的、人的な措置を確実に講じるとともに、新たな高大連携により、大学などの専門家による助言などの取り組みを通じて、教員の指導力の向上を図るとともに、生徒の皆さんの海外派遣研修の充実や留学生の活用などにより、国際理解教育を推進していく必要がございます。

いずれにしましても、高知南中高校の具体的な振興策については、学校関係者の意見を聞きながら、教職員とともに統合に向けたスケジュールに応じて、必要な対策を確実に講じる必要があると考えておるところでございます。

続きまして、資料2の須崎高校と須崎工業高校の統合に関する検討案について御説明させていただきます。

まず、両校の保護者等説明会での意見について報告させていただきます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

まず、須崎工業での説明会でいただいた御意見でございます。

須崎工業は、就職率100%でOB会も活発である。統合の場所として適地であると思うが、カラーの違う学校が一緒になる。須崎工業という名前が、学校名がなくなると求人に関する財産がなくなる。学校名は残してもらいたいといった御意見や、工業科の学科改編に関する御意見、学校を統合せずに単独校でもやっていけないのではないかと。学校やOBなどのこれまでの努力を認めず統合するのかといった御意見。地域の意見を吸い上げ、説明会等を開いてもらいたい。また、決定までの期間が短いのではないかとといった御意見を須崎工業での説明会ではいただいております。

また、須崎高校での説明会では、生徒数の減少と高知市へ通学する生徒が多い高吾地域には、活力ある学校が必要であるという御意見。須崎高校と須崎工業が統合すると、どのような学校になるのか、統合後の学校のイメージが湧かない、統合してどのような高校を目指すのかといった御意見。

12ページから次の13ページにかけてですが、新たな通学路の整備など震災への対応に関する御意見もいただいておりますし、統合について、13ページであります。統合について生徒の意見が大切であるやパブリックコメントについての御意見。最後に記載になりますが、これからかわる世代である小中学校の保護者への説明、情報提供してもらいたいといった御意見をいただいております。

こうした両校での説明会の中でも御意見をいただいておりますが、なぜ須崎高校と須崎工業の統合が必要なのかについて御説明をさせていただきます。

10ページをごらんいただきたいと思います。

まず、生徒数の大幅な減少については、県全体での公立中学校の生徒数の減少が続くとともに、旧高吾地域においても、10年後の平成35年には、現在と比べると250人程度減少し、その後も生徒数の減少が続いてまいります。

下の公立中学校卒業生数の推移では、両校への進学者の7割を占めております須崎市、津野町、中土佐町の3市町の生徒数の推移も記載しておりますが、3市町の生徒数も10年後には100人程度減少することが見込まれております。

こうした地域の生徒数の減少を踏まえた県立高等学校再編振興計画の基本的な考え方の案では、高校教育の維持をしていくための適正規模を県全体としては1学年4から8学級とするということを基本的な考え方として位置づけているところでございます。

次に、須崎高校と須崎工業高校の統合の必要性について御説明させていただきます。

地域の生徒数の減少とともに、現在、地域の中学校卒業生数のうち5割程度が高知市などの高校に進学していることから、両校を単独校として継続した場合、下の両校の学校規模の推移にありますように、両校とも1学年2学級規模の学校になることが想定をされます。このため、両校を統合することによって、学校の適正規模を維持し、教育環境を整備する必要があると考えているところでございます。

また、南海トラフ巨大地震への対応については、高知南中高と高知西校の統合に関する検討案で御説明したとおり、全ての学校で取り組むべき重要な課題であり、まずは命を守る取り組みを進めているところでございます。

しかしながら、須崎高校については、その立地条件から、最大想定で7メートルの津波浸水、地震発生後28分での30センチ高の津波の到達、漂流物などの被害による学校の早期再開は難しいといった大きなリスクが想定されており、こうしたリスクをできる限り少なくするためには、適地への移転が必要であると考え、須崎工業高校との統合についてたたき台として示したものでございます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

次に、両校の統合後の姿について御説明をさせていただきます。

両校の統合により、高吾地域において進学から就職まで生徒の多様な進路希望に対応するとともに、部活動などの活性化により活気あふれる取り組みができる拠点校として適正規模を維持し、将来にわたって安心して学ぶことができる教育環境を整えていかなければならないと考えております。

普通科と工業科が連携することで、大学進学にも対応できる学力を保障するとともに、体験的な活動を通じて、勤労観、職業観を養うことで、進学から就職まで生徒の多様な進

路希望に対応できる学校として、進学指導では習熟度別授業の実施やきめ細かなカリキュラム編成により、今まで以上の大学進学につなげていくこと。就職の面では、工業科と普通科の連携を通じて基礎学力の定着を図ることなどにより、生徒の希望に応じた就職選択につなげていく取り組みが必要であると考えております。

また、防災教育での地域との連携やドラゴンカヌー大会に代表されるような地域おこし活動も継承し、積極的に地域貢献にも取り組むことで社会性や協調性を育成し、地域を支える人材の育成や部活動でも生徒の希望に応じた多様な部活動の充実を図り、特別活動なども通じて、生徒が切磋琢磨できる環境をつくる必要があると考えております。

最後に、両校の統合の進め方について御説明させていただきます。

まず、統合に当たってのハード面の整備については、現在の須崎工業高校の校舎の増改築や設備の更新、グラウンドの拡張などによる学習環境の整備や地域の防災拠点としての活用を見据え、新たな通学路の整備について、学校の関係者や地域の方々の御意見もお聞きし、また地元の須崎市とも協議しながら具体的な検討を進めていく必要があると考えているところでございます。

また、両校の円滑な統合に向けた取り組みとしまして、生徒の皆さんが安心して学べるよう、しっかりと対応していかなければなりませんし、統合に向けて両校の学科の特色をより明確化するために、須崎高校は3学級規模の普通科に改編するとともに、須崎工業は3学科への学科改編を行う必要があると考えております。

今回の統合のように、目指す方向が異なる学科が融合するには、時間をかけることが必要ですので、統合前から防災教育や部活動などの教育活動で、例えばボランティア活動など生徒会活動の連携や部活動での合同練習の推進といった両校の生徒が連携する取り組みを実施し、円滑に統合できるようにしていく必要もあると考えております。

統合後の新しい学校は、高吾地域の新しい拠点校として、学校関係者や地域の皆様への情報提供に努め、地域の中学生や保護者から期待される学校、進学したいと思える学校の実現に取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

長くなりましたが、説明については以上でございます。よろしく願いいたします。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 この資料は教育委員協議会で使われたものということですので、そこで出された意見も踏まえて、ちょっと詳細をお聞きしておきたいのは、1つは、4ページに、四国他県の状況が出されています。四国他県でも、都市部において1学年6学級以上維持しているということなんですけども、維持しているのは平成26年度の入学定員で、こちらのそれぞれ徳島、高松、松山において10年後はどういうふうな想定がされてるのかということをお聞きしたいのと。

委員の中から、その都市部での全国水準を維持せよというような意見が出たということ

なんですけども、県庁所在市で6学級維持ということについて、どこの県庁所在市もそういった形の方針で、将来、10年後、それを見直すとか、10年後にわたっても6学級維持をしていくんだというふうな方向性で全国の県庁所在市では議論がされているのかということ。

それとあともう一つは、公立、生徒の減少の推測の関係で、公立中学校の卒業生数ということで想定がされてるわけなんですけども、例えば小学校卒業生で私学へ進学する方もおいでるわけで、そういった方はのいてるわけですね、この公立中学校の卒業生ということ。じゃあ、私学の例えば想定数というのは現状のままで推移するだろうというふうに想定されてるのか、私学も縮小するだろうというふうに想定されているのか。その上で、こういう想定になっているのかというのが3点目。

4点目に、資料の中で説明された6ページのなぜ南中高なのかという中に、産業系専門高校の関係、学び直しの場の関係、進学拠点校、こういう形で絞り込んだというふうに思われるんですけども、じゃ具体的にその校名を入れてこの絞り込みがされたのか。例えば新聞なんかでは学び直しの場は北高であるとかというふうな形で出てますけども、高知市内の高校で全てこの3つに分類していくとどういうふうに分類されて、南だけが分類されなかったというふうなことなのかどうか。その4点、資料の関係でお聞きしよう。

◎小野高等学校課企画監兼再編振興室長 まず、1点目でございます。

四国の他県3県、この10年後の想定でございますが、同じようなパターンで高校の再編計画をやってるわけではございませんので、聞き取りの話になります。ただ、他の3県とも、当面はその生徒数は確保されると、高知とは状況が違っておるところで、その学級規模が維持されていくだろうという、それは聞き取りでございます。他県3県での話でございます。

ただ、10年後に必ずこうなっておるという想定はされてるものではございませんけども、当面は6学級ということで維持されていくということでの聞き取りでございます。

また、全国の県庁所在地全てで議論されているのか、全てその47都道府県全てということではない部分もございしますが、多くの県庁所在地においてその6学級以上というものが現状として維持、ただ市町村の合併統合がある関係で、その6学級以下の学校がある県庁所在地の市町村も当然でございます。周辺、もともと小さかった市町村が一緒になった場合に、そこに残ってる学校はちっちゃい規模のままというのはありますけども、もともと人口の多いところにおいてはやはり6学級以上というのは基本的には維持をされておるといふふうに聞いております。

また、その私学の推計でございますけども、例えば12ページでございますが、10年後につきましては、私立中学校の卒業生数を現状程度というふうに考えての推計をしてございます。

こちらは過去3年間での進学状況、進級状況から推計をしてございますので、私学についてもこの3年間の状況から10年後、言えば今と10年後については変わらない状況ということでの推計をしてございます。ただ、20年後になりますと、なかなか私学の推計というのはできません、しばらくのところもございまして、私学についても一定数減少がするのではないかとということでも20年後については推計をしているところでございます。

また、4点目でございます。

その想定に当たって、学校名を入れて具体的に想定をしたのかということでございますが、当然、内部で検討していくに当たっては、学校名ということで検討しましたけども、それで残ったのが南だけなのかということではございません。当然、幾つかの学校がこういった中に分類されてる中で残ったのが南だけかということではなく、幾つかの学校が、これに該当しない学校もあるのではないかとというふうに考えておるところでございます。

◎坂本（茂）委員 幾つかの学校がこれに当てはまらなかったということであれば、その幾つかの学校を言っただけませんか。

◎中澤教育長 そういう一つの物差しではかっていったときに、複数の学校が残りました。別の要因で、ファクターで言うと、例えば南海地震対策があるというようなことで、南だけが残ったということです。

そのほかにどこがあったかというようなことは、非常にまた慎重に扱いたいと思えます。といいますのは、皆さんそれぞれ母校愛を持っています。いわゆる情の部分でございます。それから、地域の方々も地域愛があります。幾つかを出すと、その学校間で対立が起こったり混乱が起こったりするおそれがありますので、そこは御容赦をお願いしたいというふうに考えてます。

◎坂本（茂）委員 それを言うなら、もう起こってるんですよね。もうこうやって南と西が出た以上、それは起こってるんですよ。ただ一方で、委員の中からもですね、その消去法でいったときの思考回路を説明してあげたらというふうに言ってますんで、そういう意味でいうたら、こういう3つの分類でやったと。ほいで、そのとき複数残ったと。あるいは南海地震対策でいうたらこれだけ、複数あったと。そういう中で、トータルで判断して南になりましたというふうに言わないと、逆に言うと、それは言われるように、非常に各学校とも母校愛があって、極めてナイーブな問題であるというのは、それは思います。

けども、こうやって出た以上、出された学校にとって、説明を求めるとしたらやっぱりそういう求め方というのは出てくると思うんですよね。それに対して、じゃあほかの学校のことには配慮して、南も最後はもうえいやあで南なんですよと言われても、そこはなかなか理解できん部分があるんじゃないですか。

◎中澤教育長 確かに、そこは説明をどういうふうにしていくかというのがあると思えます。それで、幾つかの、保護者の方から複数案を出さないのかというお話がありました。

そのときの複数案というのは、例えば南を存続する案も含めてといったような形の案あるいはその統合の仕方も含めた複数の案なのか、それともA校とB校、C校とD校というような複数の案なのか、ちょっとそこがわかりにくいところが、正確に把握してませんけれども、ただ単にしらったの段階でA校とB校の案、C校とD校の案を出して、さあどっちがいいでしょうというような形の求め方というのは、先ほど私が言いましたように、対立と混乱を生むからそれは避けるべきだと思ってます。

ただ、坂本委員がおっしゃいましたように、なぜ西と南になったかというところについては、少し説明の仕方なりを考えながら、御理解をいただく上で、どこかある程度踏み込む必要があるのかなというところでございます。それはちょっと思考形態としては今、先ほど申し上げましたように、こういう形でこういう物差しを見たときに、こうで幾つか残るので、別の物差しもあるという形でいって、最終的には南と西ということになりましたよということなんですが、その過程のことをどこまで御説明していくかというのは非常にテクニカルなもんがありますので、今おっしゃったことを全部否定するわけではございませんけども、少しそこは出していき方というものを考えていかなければならないというふうに思ってます。

◎坂本（茂）委員 それは、委員協議会の中でも、そこは丁寧に説明するよという意見も出てるわけですから、その出し方は教育長が言われるような配慮ということも含めて、今後、御説明をしていただけたらというふうには思います。

それと、四国他県の6学級維持の関係と都市部の関係ですけども、それほど高知だけが急速に少子化が進むのだろうか。例えば今説明があった四国3県でいけば、ほかの県は生徒数は維持されるだろうというけど、ほかの3県は全然子供が減らんのかというと、決してそれはそうじゃないだろうというふうに思います。

ただ、学校再編の議論の仕方としては、高知と違う仕方であるから、そこはいろいろ比較のできない部分はあるかもしれないので、そういうことはあるかもしれません。ですからその部分なんかも比較する以上はやっぱりできるだけ比較しやすい議論の材料を出していただかないと、なかなか我々も理解できん部分もあるということです。

それともう一つ、都市部という場合に、ただ都市部といっても私は県庁所在市の中でいうたときに、例えば高知県と同規模県とか、あるいは生徒数が同規模生徒数の県庁所在市とか、そういうところと比較してみる。全然違うような大都市部と比較しても意味ないですから、そこら辺をもう少し知りたいという意味でお聞きしましたんで、もしそこがわかれば御説明をいただきたいということです。

◎中澤教育長 一つ、前提として、今、高知県が再編振興計画をつくってます。つくろうとしゅうわけですけども、これは現在のやつが25年度までの計画で次に移っていくと。つまり、現在、平成15年から取り組んできた高知県の再編計画があって、その次の計画

としてつくってます。ほんで、どこの県も大体2期目に入っとるわけです。1期目の取り組みの仕方によって、現在の状況が各県によって随分違うんですね。高知県の場合は、現在の計画では過疎地域の生徒数の減少をどうするかということで対応してきて、中央部については、生徒、統合せずに学級数の減少だけで対応してきた。ほかの県に行くと、ちょっとその対応が違うと思いますので、今、坂本委員がおっしゃったようなことを説明するとき、そこも含めて多分御説明をしなきゃならないかなと思ってるところです。

◎坂本（茂）委員 あと、ちょっと最後のほうにあったんですけども、生徒さんたちへのサポートの問題、南中高の生徒が安心して学んでいただくための取り組みというのがあるんですけども、これが非常に何かむなしい言葉の羅列のような気がします。こういうことを再編案を出されて、今後学力向上について頑張らなさい、特別部活動なんかも頑張らなさいというても、じゃほいたらどう頑張ったら、ひょっとしたら僕たちの学校残るんだろうかと。もっと発展するんだろうかというふうなことが示されていたら、頑張ろうという気にもひょっとしたらなるかもしれん。けど、まあ言うたら、なかなかそこへ至らない中で、じゃあ学力向上面でこんなサポートしますとか、あるいは部活動面でこんなサポートします、学校の特色生かした教育活動をこういうふうに充実させますという言葉が私は非常にづらいものがあります。

県はこういうふうに言ってますよということをよう説明せんですね、これでは、そこらあたり本当にどんなふう考えられてるのか、教育長、ちょっと。

◎中澤教育長 まず、私どもは統合をするという前提で物事を考えてます。そうしたときに、今の案はですね、統合するときに学校を募集停止して生徒数が減っていきます。そうすると、そのいわゆる移行期間というのはまさに教育環境としてはなかなか厳しい状況が絶対に出てくることは間違いない。そのときに、そこに在籍する生徒さんが犠牲になるようなことは何とか避けなきゃならんと。そのために、その移行期間に、例えば南に在籍する生徒さんのためにできる手だては一生懸命やっていかなければならないという、こういう思考形態でこの委員協議会に出したペーパーはつくっております。そういうことで考えているところでございます。

ですから、現実の問題として移行期間中はなかなか私どもは教育環境を整えと言いながら、難しい教育環境がそこで生じてしまう。そこは期間的にはできるだけ短い期間で、だけれどもそこにきっちり手を打っていかなければならないという考え方でございます。

◎坂本（茂）委員 最後に、さっき言うような、いわゆる絞り込みの基準がある以上は、どんなことをしても南の移転存続の可能性というのはありませんよということなんですかね。あるいは、例えばこういう条件をクリアすれば移転存続の可能性もありますと。そこに向けて、例えば生徒、保護者、教職員が一体となって頑張っていくというふうなことも可能性としてありますというようなことはあるのかなのかというたら、どうなんでしょ

うか。

◎中澤教育長 論理的に言えば、それはないことはないでしょうけれども、これからの高知県の高等学校のあり方を見据えたときには、それはないではないかと私どもは思っております。といいますのは、何といたしましてあの津波の問題が出てきました。確かに、中学校ができてから期間も新しいのにといい御意見もそのとおりで私も思います。しかしながら、あの3・11を見たときには、やっぱりもうその価値基準を変えなければならない。特に、南は3メートルで、そのほかの例えば宿毛だとか清水なりに比べれば、津波高は低いんですけども、1つは長期浸水、それからもう一つどうしても忘れられないのがあの気仙沼の津波火災でございます。ああいうことが起こるかもしれない、現実に私どもはあれを映像で見っております。見ておって、そこにじゃあ学校を置いたままで教育行政本当にするんですかと。私は自分が今の教育委員会の事務局長として、あるいは教育委員としての立場で絶対にそれは避けたいと思います。ですから、そういう意味で、坂本委員がおっしゃいましたほかの可能性はあるのかといったときには、なかなか難しいなど。

それからもう一つは、じゃあ高台に移転すればええではないかというお話がありますけれども、1つは、高知市、中央部においても生徒数がどんどん減ってきておる中で、新たに高台を開発してそこに移転をして、小規模になっていくことがわかっておる教育環境の中で公費を投資してやりますかと。

実は、今回は、前期の実施計画ということで出していますが、つまり学校の統合は高吾地域とこの中央部で出てますが、じゃあこれから先、さっきの高知県の全体の生徒数を見たときに、東部はどうしますか、幡多はどうしますかということも次のテーマとして必ず上がってきます。そうしたことも考えていくと、やっぱり私どもは今つくっておるたたき台のほうが一番高知県の実態に合っているのではないかと。情においては大変忍びないんですけども、少々角が立っても智に働いて未来を見据えて大所高所から判断をせざるを得ないのではないかとこのように考えているところでございます。

◎坂本（茂）委員 ただ1つ、気仙沼の問題を言われて、それは私らも同じです。津波火災の危険性というのは私も議会で津波火災の問題を質問したぐらいですから。ただ、そういう津波火災の危険性から逃げる環境を整えるということが必要やと思いますし、だとすれば移転存続という選択肢を例えば実現するために、今いろいろ言われた問題もあるかもしれないけれどもどうなのかという議論していた経過とか、あるいは県民の皆さんに納得してもらおうこと、そこは必要になってくるだろうと思いますね。

一方で、津波火災と向き合っている県民もいっぱい住んでるんですね。確かに、未来のある子供たちをそれから守りたいというのであれば、やっぱり県民も守るということで、そのことは一緒になってやるぐらいの決意を県と一緒にしてそれは示していかないと、あそこに住んでいる住民もそうですし、ほかの津波火災に向き合っている県民に対して

も、それはやっぱりきちんと説明していくことやと思います。

◎中澤教育長 そのことはまさに今回の県議会の中でも、そういうたしか議論が出ておったと思います。それはもう県政として当然向き合っていかなければならない。つまり、今まで幾つかの3・11以降、いろんな対策をとってきておりますけれども、その津波火災だとかいったことに関してはリスクがあるということがわかっているけれども、どういう対応すれば完璧かというところまではいっていない。正直そうですね。その中で、できるだけリスクを減していく努力というものをこれから県政としてしていくべきだというふうに思ってます、それは。

◎米田委員 4ページの県立学校の教員配置状況のところ、1学年6から8学級と、4から5学級の比較をしてますけど、これは当たり前よね、7学級、8学級という大きい学校もたくさん入ってるわけですから。私たちがこの間、本当にいわゆる教育行政側が適正規模と言われる数をですよ、県全体としてとかいうことで下線引っ張っちゃうけど、そんな、へこすい理屈ではなくて、4学級から8学級は適正規模ですよということを打ち出してきたことから考えたときに、そしたら實際上、1学年6学級ではこうですと、1学年4学級はこうですという、僕は比較をしてもらいたい。そういう比較しちよれば、いただきたいというふうに思います。

それから、南の先生、保護者も言ってますし、後でもあれですけど、この去年の振興計画の保護者とか生徒のアンケートをとった中で、高校とか中学校の進学で部活動とかいうのはいろいろあっていいと思うんですよ。しかし、部活動するために、行きゆうがじゃないという子供がたくさんおるんですよ。それが圧倒的なんですよ。それをわざわざですよ、こんなクラブ活動ができる、こればあ所属が入っちゃうというね、私はこういう資料を出して、情けない、教育委員協議会がそれで納得すると。出すほうも出すほうだと。率直に思いますよ。今説明されましたけど、多いのが当たり前のことやないですか。8学級おるところは入る人も多くなるのは当然ですよ。ほんで、ちっさな学校に行ったら、ちょっとちっさい規模の学校に行ったときに、こんなスポーツがないきこっち行こうとかいうふうになったりする。それは子供たちの選択であるわけですから、しかしそれは決定的な問題ではないし、それをわざわざ4学級ではだめだ、6学級でないといかんという、そういう根拠材料として、僕は持ってくるのはどうかと。

それと、今ほかの四国3市の話されましたけど、本当これは僕はこういう資料の出し方がいいですかと思うんですよ。それぞれの県の教育実情、県民の状況があって、高知県は頑張っ郡部の山間校を守ろうと、東の子を守ろうというて1学年1学級20人以上とかいう方針頑張っ出しゆうわけですよ。そういう全県的な取り組み状況も全く抜きで、今現在こうですというだけを出す資料の提供の仕方が、僕は保護者は納得せんと思います。何だそれは、この資料はというふうに思うんですね。

それからもう一つ、結局6学級ということで行くと、平成45年も統廃合となりますね。20年後さらに減りますから、6学級を規模、適正規模、高知市はこれを維持堅持するということになる、統合ということは視野に入らざるを得んわけよね。腹くくって、そういう話をされてるのか。適正規模という話をね、それを聞きたいです。

それと、吉良議員も本会議で質問させてもらいましたけど、はっきり答えてもらいたいのは、去年2年かけたこの再編振興検討委員会、この中には、適正規模は高知市とか中央部とかいう、そんな限定はどこもないです。県全体としてというのどこもないです。ここに出ちゅう適正規模と言われるものは4から8学級でしかないんですよ。しかもですよ、4学級含めてですよ、今後も生徒の個性や能力、進路希望などの多様化に対応した習熟度別指導ができると、総合選択制等による弾力的な教育課程も編成できると、きめ細やかな指導も行えると、1学年4から8学級ですよというて、ここは述べたわけです。

この委員会はどうな委員会かというたら、委員会で何回か議事録見ましたけど、委員の中でいろいろ意見が出てましたけど、そういう経過で来たのに、突如として高知市、きょうは高知市と書いてますけど、今まで中央部という話でしたけど。そこらが非常に曖昧だと思うんですけど、それやったらなぜ4から5学級は適正規模ではないということと言わんといかんじゃないですか。その整合性、どうなってるのかということと。

◎梶原委員長 米田委員、質問数が多いんで、一度区切りませんか。答弁も。

◎米田委員 はい。

◎中澤教育長 まず、この3ページの3でございますけれども、1学年6学級を維持する意義で、(1)、(2)、(3)とあります。1つとして、この中にその部活の問題、それから部活だけではなくて、特別活動なども通じて社会性や協調性の育成、互いに切磋琢磨できる環境づくりがありますと、こういうふうに言ってます。

これが絶対のものとは何も言ってません。本会議でも言いましたように、幾つかのファクターがあって、そのうちのひとつとして部活もありますという説明をしています。部活も、学校教育活動の一環です。その中でよりよい部活ができれば、部活の中で精神的に、肉体的に、生徒が大きく成長することも確かでございます。ほんで、それだけのことを言っているわけではございません。全体の中のひとつとして言ってます。総合的な判断をしたものでございます。

それから、四国の3県の状況なんですけども、先ほどちょっと坂本委員との議論の中でもお話がありましたけども、今の1次の計画がどうなっておって、次がどうなるかというのが県によって多少違いますよということがあります。今、米田委員が言われましたような形でそれぞれの県でもっと詳しく全体の過疎地域も含めてというお話もありましたが、例えばそういう出し方もあるんでしょうけども、ここは県都はどうかということ、委員協議会で協議をするための資料でございますので、少し視点が違ってますので、この

中ではそういう形になってます。

それから、学校の適正規模に関しては、検討委員会の中で県下全体を見据えた形で4学級から8学級が適正規模という形で報告をいただいています。報告をいただいたものを受けて、我々はどう考えるかということで基本的な考え方を改めて考えたときに、県下全体で見たときには4から8学級でしょうけれども、この中央部においては6学級以上つくることができるから、そのほうがいい教育環境ができるから、この中央部では6から8学級にしましょうということで、我々が今その議論をしておるところでございます。

基本的な考え方の案として、それも教育委員協議会で議論をしてきて、検討委員会からいただいたものを若干修正ではないですね、中身を少しさび分けをして考え方を再整理したものがその6から8学級というのを維持することが望ましいという基本的な考え方として出しとるわけです。改めて、4から8学級ということで報告いただいたけれども、その考え方をもう少し具体的にやっつけていこうとしたときにはこういう考え方がいいでしょうということで、今我々がまとめようとしておる基本的な考え方です。

それから、20年後の話ですが、今の私どもの考え方でいけば、将来、例えば20年後になるのか30年後になるかわかりませんが、またその段階において統合するかしらないかの議論はまた当然出てくると思います。

◎米田委員 例えば部活動についても教育活動の一環というのはようわかちよります。でもね、最低適正規模は6学級以上ですよと、4学級以上ですよという判断するとき、体育部の活動でどればあやうかということはその違いじゃありません。少ない生徒の中でも、東の何とか高校から出たりとかしゆうわけですから、それをもってして、高知中心部は6学級以上じゃないと適正規模とは言えませんと、言う材料、根拠にするようなもんじゃないんじゃないですかと。4学級しかない高校において部活動もでき、頑張り、入部される方もふえたりしゆうわけですよ。いろんな努力によってね。ですから、そういう一つの例としてですよ、6学級以上でないと適正規模と言えないという理由に出てきちゆうから、そういうことをメリットとして出してくる、決定的な判断材料で出してくるのはおかしいんじゃないですかと。

◎中澤教育長 決定的な要因とは言ってません。

◎米田委員 決定的要因の一つでしょう。

◎中澤教育長 (1)、(2)、(3)とありますと、それを総合的に判断して6学級以上が望ましいと言っています。さっきもそのように説明しました。

◎米田委員 1、2、3、4と4つあったら、決定的な4つの一つなんです。根拠の一つなんです。子供たちがクラブ活動どれほどできるかという根拠を一つ、それを理由にして、6学級規模がいいですよと、4学級はだめですよと、高知市の中心部の子供は。そんなこと誰も言えんじゃないですかということを私は言った。

◎中澤教育長 4学級がだめですとは一言も言ってません。6学級以上がより望ましいと言ってます。

◎米田委員 それと、何かこれ、検討委員会の報告はですよ、県全体で考えたときという意味じゃなくて、どこに子供たちがいても教育行政が責任を果たさせる、しかも一番切磋琢磨する量的な人数が4から8学級だと言うてるんですよ。私が聞きたいのは、そしたら高知市中心部は4学級いかんというて教育長言うわけで、望ましいとしか言やせんわけだね、だから4学級でもやりたいね、そういう選択肢を残してほしいという声がずっとある中ですよ、決定的な違いはないわけですから、だから僕らの受けとめは統合をせざるを得ないということを打ち出すために、望ましい学級は6以上ですよというのを持ってござるを得ない。そういう判断が僕は働いてるといふ疑念がありますし、だからそういうことをなおかつ言ってるわけですけど、中央部、高知市は6学級でないといかんよという結論はいつの時点で誰が出したんですかね。

◎中澤教育長 まず、検討委員会からは適正規模は4から8学級ということで報告をいただいています。今、我々のたたき台の中の基本的な考え方も4から8学級なんだけれども、中央部においては生徒数を集めることができるから6から8学級が望ましいと言っておるのは、検討委員会の報告と方向性が違うとは思ってません。同じベクトルの中にあっさび分けをしてるものがございます。

これがいつごろそういう話になったかということ、去年の12月ぐらいだと思います。基本的な考え方の取りまとめを教育委員協議会の中で、そういう話が出ましたので、たたき台としてまとめましたので。

◎米田委員 だから、今保護者や子供たちが言ってるのは、それは人が多かったらそれでええかもしれんよと。高知市は望ましいのが6学級以上ですよと。しかし、現状は、現在のまま学校を残しても、4学級と5学級のところできると。しかし、それは当初から出発時点であるように、適正規模の中に範疇に入っちゃうじゃないですかと。もしそこに、生徒多いときと比べて教員の手が足りんとなれば、県の独自の教育環境の整備の視点もあるわけですから、そういう努力をしていただいたらええというのが皆さんの思いなんですよ。

だから、6学級のために4学級か5学級になるところをばっさり削って6学級を維持するという、そういう選択肢ではない、そこに皆さん納得し切れない問題があるんですよ。1校や2校、4学級、5学級残ってもいいんじゃないですか。

◎中澤教育長 確かに、南の中高の生徒さん、保護者の立場から考えますと、当然母校に対する愛着がございますので、そういうお考えが出てくるのも私はある面自然なところがあるろうかと思えます。しかしながら、全部の学校がそういう小規模なものになっていったときに、今、米田委員も言われましたように、幾つかの要因でこう、問題があっ

うふうにしていますので、じゃあそれで絶対だめかといえばだめではないが、小さな学校規模でやっておると、さまざまな面で課題が出てくる、問題が出てくる、これは本会議で私ボディーブローのようにきいてくるという話は差し上げましたけれども、だんだんきいてきて、活力がなくなっていくおそれがあるんです。ですから、よりよい環境整備をしなければならないという思いで、今たたき台をつくって議論をしているところでございます。

◎米田委員 確かにね、教育行政も大変ですけど、子供が減ることによって、学校、教員全体減らざるを得んけど、それ以上に教育行政も、お金も人も出してという同時のやっぱり苦勞、痛みというか、分かち合うというか、やっぱりしていかなんといかんわけで、教育長が言われるように、全部が小規模になったらいかなんという、僕は全部が小規模になって一つも言うてないのよ。6学級だったら、そろったらええけど、たまたま4学級、5学級のところが残る。そしたら、それを残してくださいよと。学校の選択の幅をそのまま残してくださいということを言ってるわけじゃなくね。

◎中澤教育長 そのお考え、お気持ちよくわかります。ただ、この生徒数の減少を見てみてください。生徒数を減していって、じゃあ一定の規模のところは残していこうとすると、特定のところの学校の規模をちっちゃくしていかなきゃなりません。例えば南でいいますと、今6学級ですけれども、これをじゃあ4学級にしますよ、大きなところを残していこうと思うたら、じゃあ3学級にしますって、だんだん特定の幾つかの学校が学校規模が物すごく小そうなります。そうなれば、その学校はなくなっていきます。現実の問題として。そういう現実の話があるから、統合してやってっただほうが将来のためですよという考えで取りまとめたもんでございます。

◎米田委員 例えばこの平成34年度ですよ、これでいくと10年後までやれるじゃないですか。

◎中澤教育長 今の計画がたたき台で統合が完了するのが平成34年か35年ですよ。大方10年かかるんですよ。その後、まだ減っていくんですよ。だから、その先も見据えて、私どもは10年後のことを言ってますけれども、20年後はこうなるということがわかってますから、それも念頭に統合計画を考えてるところでございます。

◎米田委員 教育長は20年後のカウントで、僕もそう思うんですけど、教育長言われましたよね、上田委員の質問に答えて、南高校、26年前につくったときにもう減ることわかってしまったじゃないかと。しかし、わかっちゃりましたが、そこにおける子供たち1年、2年のことを考えてやりゆうわけですからね、今おる子供たちが10年、20年後減っていくけど、まだこれから引き続き検討したらいいわけですよ。しかし、当面、今の教育環境を維持しながら、改善もしながらやってくださいという父兄や県民が現にいるわけですから、だからそこにやっぱり力を注ぎながら、当面はしのいでいくという判断も僕は十分すべきではないかというように思うんです。

◎中澤教育長 ちょっと補足させていただきたいんですけども、上田議員の御質問は、県立中学校、南中学校をつくったときにはもう生徒数が減っていくということがわかってしまったじゃないですかということなんですね。高校をつくったときには当時の県計画では人口ふえていく想定でしたので。中学校をつくったときは確かにもう生徒の減少が見えてました。平成14年ですから。それで、おかしゅうないかえというのが御質問の趣旨であったと思います。そういうふうに思われてる御父兄の方もいらっしゃるかもしれません。それこそ、南海トラフ地震で環境が変わったんです、そこで。ですから、南については確かにそのときにはもう生徒数が減少する中でも、県立の中学校という選択肢を置きましょうと。それは南でやっていきましょうと。いや、受験エリート校をつくるんじゃないですよと。6年間の一貫教育の中で新たな教育をやっていきましょうということやってきたんです。

最初は4学級でした。それを生徒数の減少に合わせて、今3学級ですね。これからも減ったら、まだ減さなあかんでしょうけども、この南海トラフ地震対策を考えたときには、当時の考えたことが根底からひっくり返される状況が起こってきておると。こういうふうに私どもは考えてます。

◎米田委員 それと、適正規模の問題では、3年前ですかね、教育委員会がアンケート調査をやられてますよね、何千人のね。

◎中澤教育長 はい。

◎米田委員 この検討委員会でも提出されてます。これ見ても、子供たちも保護者の方も、1学年2学級から3学級が38%、4学級から5学級が35%、中学生の場合ね。だから、6割から7割がこういう規模でやりますよと。よくわからんということがあるかもしれませんよ、中学、高校生ですからね。しかし、そういうアンケート、子供たちの実態、保護者の実態調査もやられてるわけですから、私はこういうことから見ても、今出してる方向はこういうアンケート結果からも本当に沿うてるのかというように思いますよ。

それから、さっき部活の話しましたけどね、確かに重要な教育活動であることは私らももちろんわかっちゃうわけですけど、例えば通学の便利さが高校生の回答では一番です。42%。ほんで、就職や進学の実績で35%、学科やコースの内容で学校を選ぶという、こういう順番になっちゃうんですよ。部活はそのずっと4番目か5番目なんですよ。だからというっていう意味じゃないですよ。けど、そういうことから、6学級あったらもっとこんなことができますよという資料としてわざわざ出すことが極めて恣意的ではないかというふうに思うんですけど。このアンケート結果から見てどんなふうに。

◎中澤教育長 中学校は大体高知県は規模がかなりちっちゃくなってます。成長の過程において、学校規模というのも一定考えていかなければならないと思います。小学校はもっとちっちゃくても、それはいいと思います。だんだん社会人になる前の前段としての高校

生ぐらいの年代のときには、やっぱりいろんな友達と刺激し合って成長していくところがあるかと思います。

高知県では、いわゆる小さなところで育った、小さな学校で育ってるのが非常に多いわけですので、それが普通だと、これが自分たちの環境だと思っておられるところもあるかと思います。それは非常に多分居心地がいいと思います。でも、社会人になる前の高等学校は、できればやっぱり数多くのいろんな友達がいる、その中で刺激をし合う、教員も数多くのいろんな人間がおります。そういうのを見て、その接触の中で人間として成長していくもんだなと思いますので、いろいろ大きい方が、それは高校生ぐらいになると、より望ましいと考えてます。

◎米田委員 全然否定するものでもありませんし、1学年20人以上とかいう話もあるわけで、それを言うがやったら、そうした1学年4学級と、ほんなら1学年6学級とどう違いますかと言われてたら答えれんでしょう。切磋琢磨、人の交流。

◎中澤教育長 例えば今、高吾では須崎と須崎工業の話が出てます。それから、東部もどうするか、幡多もどうするかいったときに、そもそもそこではもう4学級を維持するのが精いっぱい状況ですよ、これから将来を見据えたら。でも、中央部ではできるんだから、できるのであればそういう環境をつくっていくのが教育行政としての責任じゃないかなと考えてるんですけど。

◎米田委員 できるのであればと言うけど、それは一つを潰したらできるという意味でしょう。

◎中澤教育長 潰すという言い方ではなくて、学校を統合すればです。生徒数がふえたから学校がふえたんであって、生徒が減れば学校は減っていくのは自然の摂理です。

◎米田委員 だから、4学級でもそういう社会的な意識とかそういうのは十分つくれるんじゃないですかと。だから、適正規模ということも4学級以上さしちゅうわけでしょう。

◎中澤教育長 だから、4学級でもできないことはないと申し上げております。しかし、それよりか大きいのがいいから、そういうのができるから、やったほうがいいと、こういうふうにお話ししてます。

◎米田委員 これは統合してまでやるべきことではないということです。それは6学級以上にしなければにならない、科学的な県民の納得できる、保護者の合意できるそういう根拠づけではないですよ。それぞれの考え方にしかすぎないというふうに私は思います。

◎梶原委員長 米田委員、その適正規模の件についての見解は、もうかなり何度も聞きましたんで、また。

◎米田委員 もうええというか、すれ違おうてしもうたき。

それと、いつかの教育委員協議会で保護者の意見を聞く場を設けるといことも言われてましたよね。どんなふうに今段取りされてるんですか。

◎中澤教育長 その具体的にどういう形でその保護者の方々と意見交換するかという話はまだできてません。といいますのは、まだ委員協議会の中で教育委員として大体の方向性みたいなものがないと、保護者の方ともお話がしにくいと。かえって混乱してもいけないということで、今その作業をしておるところでございまして、それが一段落しましたら、委員からも保護者の方と話し合いをすべきだという御意見出てますので、そこはまたその話し合いの場を設定したいと思っております。

◎米田委員 これは、そしたらきょう説明してくれた資料とか中身については、まだ委員協議会の協議途中の最新のいう意味ですか。

◎中澤教育長 この資料は、委員協議会で協議をした資料をここにお見せをしております。例えば県民の皆さんに説明するペーパーだとか、保護者の方々に説明するときのペーパーがこのままいくかと言えば、それはまたわかりやすいようなものも考えていかなきゃならないと思います。これは委員協議会で、このペーパーでもって議論をしますということできょうは報告をしているところでございます。

◎米田委員 はい、わかりました。今のところ。

◎西森（雅）委員 ちょっと幾つか確認をさせていただきたいと思います。

きょう、示されてる資料は、先日の委員協議会の際の資料であるということでもあります。これを委員協議会でも示して議論をしてもらったと、先ほどの教育長の話がありましたですけども、それで8日の委員協議会でどこまでの確認がされたのか、それをちょっと教育委員長にお伺いしたいと思いますけど。

◎小島教育委員長 当日は、2月の何日ですか、南中高の保護者とお会いして、その意見を我々お聞きしました。そして、その中で、もう少し詳しくわかりやすく説明すべきということで、そのために会合を3月8日に持ちました。そのときの題としては、なぜ高知市内の統合が必要なのかという点と、それからなぜ高知南中高等学校なのかというタイトルで話をしました。

それで、その2つを主に議論をして、そしてこれからまたいろんな形の意見を聞き、保護者との会合ということもありましたけども、そういう場に臨むに当たっては、やっぱり一応の意見集約ということをおかにかんということ、今最終的な決定ではありませんけども、その段階での集約をしたということでございます。

◎西森（雅）委員 その集約をしたものは、先日新聞にも載ってましたけども、統合は必要であるということで確認をし合ったということではないですかね。

◎小島教育委員長 はい。その方向性として、統合は必要だと。それから、高知南中高等学校が西高校と統合すると。この2つは方向性として確認しています。

◎西森（雅）委員 私もなぜこういった何というか、議論になっているのかと、非常に皆さん今までの議論もそうですし、前回の2月の臨時のこの常任委員会でも話がありました

けども、南がなくなってしまうということに対する保護者、関係者を初め不安を持ってるといふことですよ。

なぜ、そしたらそれに対して不安を持ってるといふことを考えたときに、どういふふうにお考えになるのか、ちょっとそこをお聞かせいただければと思いますけど。

◎小島教育委員長 統合は2つの学校で、校名がどうなるかにしましても、一つになっていくわけですが、ただ継続をされるわけですね。ですから、なくなるということではないと思います。ですから、全部記録も、新たな統合された学校の形にずっと保存されていきますので、将来的にはその学校の卒業生とかそういう形になるんじゃないかと思ひます。

◎西森（雅）委員 それと、場所の問題もあろうかと思ひます。ちょっと私も、なぜちょっとそういった南高校、特に。

◎小島教育委員長 これまでの統合した学校の状況を見ますと、同窓会とかそういう名簿の書き方は別にしましても、西高という名前で統合されますと、事務はずっと西高に引き継がれますので、残っていきます。

◎西森（雅）委員 それで、場所の問題もあるでしょうけども、大きな不安といふのは、やはり統合と言ひながら片方を廃止していくんじゃないかといふ、そういった思いを持つわけですけども、統合の意味は、先ほどの委員長の話だと2つを言ってみればフィフティー・フィフティーを一つにするといふ考え方でいいんですかね。

◎小島教育委員長 基本的にはそういうことだと思ひます。

◎西森（雅）委員 そうすると、私もなぜちょっとひっかかるのかといふことでずっと考へていっておったんですけども、この2月6日のこれ委員会の資料なんですね。これは1月27日の教育委員協議会の資料なんですけども、ここでこういう表現を使ってるんですよ。南高校、南中学校、そして西高等学校の統合の進め方について、こういう表現になってるんですよ。高知南高校を高知西高校に統合するとなってるんですよ。それで、もう一方の須崎高校と須崎工業に関しては、須崎高校と須崎工業高校を統合するんですよ。だから、本来であれば南高校と西高校を統合するのであれば、南高校を西高校に統合とは言ひないですよ。統合といふ表現を使えば。南高校をと来れば、西高校にと来れば、吸収といふ話になってくるわけですよ、表現的には。ただ、先ほど確認しましたら、委員長は統合といふのはフィフティー・フィフティーだといふことでしたので、そこがちょっと須崎工業と須崎高校を統合といふこととは違ひ形でこれ県民の皆様にも捉えられておったのかなといふふうにお思ひますね。

きょうの資料を見ましたらですね、ここは確かに南中学校高等学校と高知西高等学校の統合になってるんですよ。須崎工業、須崎高校に関しては同じ、須崎高校と須崎工業の統合といふことになってるんですよ。だから、恐らくこれ教育委員会サイドではもう意識の中では西高校に南高校を吸収合併するみたいなの、そんなイメージで私は進んでおったの

かなというふうに思ったりもするわけですね。

だから、南高校の関係者の皆さんはそれは納得できませんよということになってきているんじゃないかと思うんですよ。ただ、やはり統合というんですね、2つが一つになるわけですから、やはりある面では南高校も言ってみれば関係高校でありますけども、西高校だって関係高校なんですよ、本来であれば。ただ、意見聞いてないですよ、西高校の、関係者の皆さんには。そこは本当はフィフティー・フィフティーになってないんですよ。だから、きちっとそのあたりももうちょっと丁寧な説明をしながら、例えば新しい高校にしていく。だから、私、やっぱり一番の不安に思われているのはその先が見えない、どんな高校になるのというビジョンが示されてないというところに、西高校の充実に関しては話してますよ。ただ、南高校と西高校が一緒になってどんな学校になっていくんだというものがやはり示されてないから、県民の方も関係者の方もなかなかちょっと納得しづらいねというところがあるのではないかと思いますけども、これに関してはちょっと教育長に。

◎中澤教育長 確かに、西森委員が言われることはもっともだと私も思います。先ほど委員長が統合というのは基本的にはフィフティー・フィフティーだというお話がありましたけれども、3校が一緒になるやり方もありますし統合もいろいろ形態があろうかと思いません。今回の南と西の場合は、全くフィフティー・フィフティーの統合とは今私どものこのたたき台の案は確かに少し違っておると思います。ですから、今、西森委員が言われたような形で、保護者の方が不安を持たれるというのはある面わかります。

教育委員協議会の中でも、このところの見せ方なり、ちょっとまた工夫する余地があるんじゃないかという御意見も出てまして、そこは確かに今までこの案でもって私自身がこれは全くフィフティー・フィフティーよとはとても言えるような中身ではない。実は違いがあるというのは、正直認めざるを得ないと思ってます。その中で、それをいかにこれからどうやってやるかのところの議論がまだ残っておると思ってます。

◎西森（雅）委員 やはりそこはある面ではやっぱりフィフティー・フィフティーにしないといけませんよ。統合ということであれば。それで、いかにどういった学校にしていくのかというところを示さないと、南高校関係者の皆さん、それは納得しないと思いますよね。そこをやっぱりきちっと今後やっていってもらいたいというふうに思いますね。

例えば学校名をどうするのか、西高校という名前が残った場合、それはもう納得しないですよ、南高校も。校歌はどうなるの、校章はどうなるの、校旗はどうなるの、西校のまんま残ったら、これは統合じゃないですからね、それは、言っておきますけどもね。それは吸収合併ですよ。だから、そういう形にするのであれば、もう最初から吸収合併ということで話は進めていかないといけないでしょうし、だけど今統合という形で進めていって行くわけですから。それは統廃合という言葉でもないですからね。統合という言葉ですか

ら、私も統合と統廃合の違いは何だろうと思って、ちょっと辞書をコピーしたりしている。いろいろ調べても見たんですけども、統合という言葉で進めていってるということは、さっき協議会の中でもそれで確認したということを委員長は言われたわけですので、そこは崩してもらいたくないですね。

やはり、問題になってくるのは、学校名であるとか、そういったことも問題になってくると思いますね。これどうするのか。西校のまま残すのか、南高校にするのか、あわせて西南高校にするのか、グローバルな形だから高知グローバル高校にするのかとか、いろいろ世界に向けるから高知龍馬高校にするとか、いろいろあるかもしれませんが、できちっとやっぱりそのところを明確に示していかなければ、少子化ですから、全国的にそうですよ、もう全国的に学校の統合というのはもうやむを得ないですから、もう各都道府県でも進んでいっているこれ状況ですよ。その中で、高知県もやっぱりやむを得ない部分というのはあると思いますよ。ただ、その統合したときに、キーワードになるのは、バージョンアップですよ。グレードアップですよ。この2つの学校を一つにすることによって、どういったグレードアップしたものを示せるのかどうかという、ここが示されなければやはりそれは納得されないと思いますよ。単なる吸収だとか、そういった捉え方になってしまいますから。だから、そこを早く示さないといけないというふうに思いますね。

きょうの資料の中でも、須崎工業、須崎高校に関してはあれなんですよ、今後の姿、統合後の姿とか、統合の進め方、こういうのは示されてますけども、西と南に関しては、この統合後の姿だとか、そんなのは全く、必要性は書かれてますけども、その統合後の姿というのが示されてないと。だから、ここをやっぱり早急にグレードアップしたものにしていくんだというところを早急に示すということが大事だと思いますけども、委員長、どうでしょう。

◎小島教育委員長 全くそのとおりでございます。この統廃合に関する、再編計画に関する議論の中でも、やっぱり数合わせでなくて、全体的に見ましても、新しい県立高等学校像をつくっていかうという強い思いがあります。したがって、この南中高と西校との関係につきましても、バージョンアップした高知県の教育界をリードする学校をつくっていきたくて考えていますし、実は内部でもその議論は教育委員同士でしています。まだ外には出していませんけども、かなり議論はしています。

◎西森（雅）委員 人数の問題ですね、量の問題とやっぱり質の問題、やっぱり質をどうしていくのかということはある面では早くそれは示していくということがやっぱり大事ななというふうに思います。

◎梶原委員長 よろしいですか。

◎西森（雅）委員 はい。

◎**梶原委員長** 先ほどの西森（雅）委員のお話にもあるように、今後具体的な学校の姿等々を提案していくについて、今までの議論というか、一連のことを見て、これだけなぜなのと言われるということは、やはりその説明が足りなかったということとあわせて、教育長もおっしゃられましたけども、それは県全体、将来を見据えての教育委員会として好きで出した案ではないですよ、全くこれは。卒業生、保護者、当事者、生徒にしても自分の学校がなくなるということはその情の部分では全く理解できるというふうにおっしゃられています。その情の部分で、言うたら当事者になってる方々への配慮が少し足らなかったからここまでのあれになってるんじゃないかなということが今まですごくあるんですよ。

きょうみたいに、なぜなのかということのをこれまで議論してきたと、最初から今の説明のあり方だったらここまでの議論になっとなかという気持ちもしますし、その辺は、今後、その当事者、関係者、そして県民の理解を得る上で、そういう学校がなくなることに対する関係する人々への配慮というものを含めて、もう少し丁寧な姿勢というのを望みますが、お考えはどうですか。

◎**中澤教育長** 私ども、統合していかなければならないという方向性についてはかくあるべしだと思っておりますが、確かに委員長おっしゃられましたように、この我々の検討状況が表に出ていったときのその出ていき方が私どもの意図しないような形の反応も出てきたということで、そういうことを踏まえますと、今委員長の御指摘のとおり、私ども反省すべきところがあると思っておりますし、そこはこれから先、十分留意して取り組んでいかなければならない、大きな反省材料だというふうに思っております。

◎**西森（潮）委員** ここでの意見というのはやっぱり県民の声を反映してね、県民の代表としての考え方、意見を申し上げてきてるんですけど、やっぱりこれだけ人口が減りね、対象の児童が減ってくる、生徒が減ってくるということになると、いずれ再編ということが出てくることはこれはもう否めない事実なんでね。私らも、母校は小学校も中学校も高校もないですよ、寂しいですよ。だから、そういう声が出るのは当然だと思うんですが、ただ高知県の教育に責任を持つのは教育委員会ですから、きょう出たいろんな意見を踏まえてね、将来あるべきという一つの方向をしっかりと出してもらうということを願っておきたいですね。

◎**西森（雅）委員** 先ほど委員長のほうからもありましたですけども、やはり言葉というのは非常に大事だと思いますよね。さっきの南高校を西高校にとかという、きょうも、だけど企画監もそういう表現使ってたよ。だから、まだそのあたりがきちっと委員会として整理がされてるのかどうなのか。委員会として、本当に南高校を西高校に吸収合併するみたいな、そういったイメージでもって進めようとしているのではないかというような、そんなやっぱり心配もします。

それは県民の皆さんがやっぱり感じるどころだと思いますので、そのあたりやっぱり気をつけながら、きちっと先ほど委員長が言っていただきましたけども、説明をしていくということが大事であるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと申します。

◎坂本（茂）委員 もう一つ聞きたいと思ってたのは、いわゆるなぜ私学の定数の関係を聞いたかという、公教育がそこまで担うのかという議論がこの間あってるんですが、統合高校がIB認定校になったときに、それは私学に影響を及ぼすのか及ぼさないのかですね、例えば今まで私学へ進学してた生徒がどっとそのIB認定校の公立高校へ押し寄せるというふうなことになるかとき、その私学の定数の問題というのは出てくると思うんですよね。

だから、そのこのところを県はそのこともいろんなことを想定する中で、一つの課題としてにらんだ上で議論はしてるのかどうか。

◎中澤教育長 多少の影響はあるかもしれませんが、しかし、IBの定数はわずかですので、20名ですので、そのIBそのものが私学にそれほどの影響は与えないのではないかと。ただし、IBを頂点とした形のグローバル教育ができてきたときには、私学にも多少の影響は出てくるのかなと。あるいは逆に言いますと、私学に多少の影響が出てくるぐらいの学校にはしたいなという思いは持ってます。

◎坂本（茂）委員 そういうふうな思いがあれば、逆に言うたら、私学との議論も一方ではしよらんと、またそこでもよね、いろいろ出てくるんじゃないですか。

◎中澤教育長 私学の将来の生徒数がどれぐらいになるかというのが、実は私学と話があまりできるような状況にございません。多分、私学はそれぞれ学校の経営というものがございまして、簡単に生徒数を減したりすることはなかなか難しい状況があるだろうと。これを私学に今どうですかと話をすると、このことだけで全然話がもうまとまらない、数字が出てこないと思いますので、私学は一応今のままの生徒数で基本的にいくだろうという前提で今回の計画はつくっております。

◎米田委員 最後に、南へつくったというのは、地域の学校という側面があるわけでね。それは教育長も言われよったように、例えば併設型の中学校については私たちちょっと意見を異にしていますけど、例えば県立南中学校に潮江、横浜、長浜のそれぞれの中学校から中学校全体の何割が行ってると思いますか。掌握してますか。

◎中澤教育長 中学生の何割かではなくて、南中学校に来ておる生徒さんの45%ぐらいがその高知市南部の小学校から、校区から上がってきております。高校は2割ぐらいですね。

◎米田委員 中学校の場合、そういう非常に地域性が強い、例えば外進生の高校になったときには、全市的、全県的に集まっているという面があるわけですね。ですから、それはやっぱり西があり、それから東ができ、南ができという経過もあって、教育長も言われるよ

うに、地域の人々のその思いはわかるということです。ですから、ある意味ですよ、僕は言葉の問題、捉え方ではなくて、やっぱり事実上統廃合ですよ。その進路に当たって、皆さんが選択する重要な一つにやっぱり通学、思うわけですよ。教育内容、通学が近いかどうか。

そうすると、1つはやっぱりそういう教育環境が大きく変わります。今までの県立中高からいえばね。それともう一つ、残念ながら、今の高校の状況、立地状況を見たときに、やはり程度の問題はずっと残ってきてるわけですから、そしたら南高校を選択してた子供たちが次どこへ行くかとなったら、東か、岡豊か、東は総合ですよ、普通科でいえば岡豊かという一つの選択肢。そういうことになるわけです。

ですけど、これは非常に地域や子供たち、全体の子供たちにとって選択肢は狭まり、通学条件が大きくやっぱり変化し、後退していくような側面は十分あるわけですからね。だから、保護者のその思いというのは僕はなかなか強いというふうに思うんです。

たびたび答えられてますので、デリケートな問題だからということで途中で発表したというふうに言われてましたけど、校長先生にも十分話してもないし、学校の先生も前日の土曜日にしか聞いてないというふうなことで来てますので、本来、デリケートな問題ですし、教育委員会事務局の方の我が子供がですよ、1週間したら受験すると、中高を、その直前になくなるかもしれませんという実名出したときに、それが本当にデリケートで子供たちに思いを寄せた、僕は進め方だったかということを今でもずっとやっぱり中学校の先生やいろいろ聞いてもそう思うんですね。

ですから、高知市の問題、中央部の問題、判断するとき、まともに高知市内の中学校長にも意見を聞いてないということはやっぱり問題なんで、僕は今後進め方については、どういう方向へ行くかは別にしても、今後も検討するに当たっては、やっぱり十分そこは今回したことについてどう考えるかわかりませんが、今後手だてはやっぱり十分とる、とらないかんし、とるべきだというように思うんです。その点だけ。

◎中澤教育長 少し事実関係違うところがありますけれども、ただ少し手が足りてなかったという反省していますので、そこは先ほど申し上げましたように、十分意を尽くしてやっていきたいと思います。それはもう叱責をも受けとめざるを得ないと思います。

◎梶原委員長 それでは、質疑を終わります。

次に、高知県いじめ防止基本方針について人権教育課の説明を求めます。

◎赤間人権教育課長 人権教育課の報告事項といたしまして、高知県いじめ防止基本方針の案について御説明をさせていただきます。

お手元総務委員会資料の報告事項、人権教育課の赤のインデックスがついておりますページの1ページをお願いいたします。

内容の説明に入ります前に、高知県いじめ防止基本方針の案の策定に係る経緯を、口頭

で恐縮でございますけれども、簡単に御説明をさせていただきます。

いじめの問題が社会問題として大きく取り上げられる中で、社会総がかりでいじめに對峙していくために、いじめ防止対策推進法が国会で成立いたしましたして、平成25年9月に施行されているところでございます。さらに、その法律の施行を受けまして、国のいじめ防止基本方針が昨年の10月に策定をされてるところでございます。

この基本方針の中では、各地方公共団体が国の基本方針を参考として地域の実情に応じた地方いじめ防止基本方針を定めることが望ましいというふうにされております。

県といたしましても、昨年の11月以降、県の基本方針を年度内に策定するべく急ピッチで作業を進めてまいりました。

お手元の高知県いじめ防止基本方針案につきましては、外部の有識者から成る検討委員会で御議論をいただき、そこでの御議論を踏まえて取りまとめたものでございまして、現在、パブリックコメントを実施しているところでございます。

それでは、高知県いじめ防止基本方針の案について御説明をさせていただきます。

1ページ、2ページ目は概要の資料になってございますけれども、具体的に中身を見ていただいたほうがイメージが湧くと思いますので、6ページから御説明をさせていただきます。

6ページ、はじめにの部分でございますけれども、こちらは県の基本方針の基本理念をお示ししているものでございます。

ここでは、1つには、子供の模範となるべき大人一人一人が、しっかりとした人権感覚といじめは絶対に許されないという意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならないこと。

そして、いじめの解決を通して、子供たち一人一人が夢や志を持ち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくり、さらには心豊かで安全・安心な社会づくりを県民一人一人が主体的に進めなければならないこと。

そして、このような基本理念に基づきまして、いじめ問題の克服に向けて、関係者が主体的・積極的に取り組むようこの基本方針を策定いたしまして、県民総ぐるみで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することとしております。

7ページから8ページにかけましては、基本方針の目標と取り組みの視点というものをお示ししております。

検討委員会の委員の方々からも、基本方針に高知県らしさや県として大切にしたい視点を県民にもわかりやすい言葉で示してはどうかという御意見もいただきまして、いじめ問題の克服に向けて、県民総ぐるみで対策に取り組んでいく上で大切にしたい視点といたしまして、1から4に掲げておりますように、子供の変化に気づく力を高める、子供たちが「夢」や「志」を持てる社会づくり、人と人との結びつきを強める、みんなで子供を守

り、育むといった4つの視点をお示ししております。

少しページが飛びまして、10ページの下段から11ページ中ほどをごらんいただきたいと思っております。

こちらでは、いじめの防止等のために県が設置をする組織についてお示しをしております。

(1)のいじめ問題対策連絡協議会や(2)の教育委員会の附属機関につきましては、国の基本方針で各地方公共団体や教育委員会に設置することが望ましいとされている組織でありまして、いずれも条例により設置する方向で現在検討をしております。

(1)の県のいじめ問題対策連絡協議会につきましては、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図ることを目的とした会議でございます。

また、(2)の教育委員会の附属機関につきましては、2つの機能を有しております。まず平時の機能といたしまして、いじめの防止等のための有効な対策を検討するための専門的な審議を行う、こういった機能を1つ有しております。さらに、後ほど御説明をいたしますけれども、学校において重大事態、この法律で言う重大事態というものが発生をした場合、それが県立学校で発生をした際に、学校の設置者であります県の教育委員会がその事実関係の調査を行う、こういったことが想定されるわけでございますけれども、そういった県の教育委員会が県立学校で発生した重大事態の調査を行う、その際に、この県の教育委員会に置かれております附属機関を調査組織として活用すると。そのようにしております。

続きまして、11ページ下段から大分いきまして16ページ中ほどまで、しばらく続きますけれども、いじめの防止等のために県が実施をする施策についてお示しをしております。

時間が限られておりますので、かいつまんで御説明をいたしますけれども、未然防止の観点からいいますと、児童生徒の心を耕す教育ということで、キャリア教育、道徳教育、人権教育といったものの推進、それから児童生徒一人一人が持っている力を引き出す生徒指導あるいは児童生徒の主体的な活動の推進、それからいじめの早期発見という観点におきましては、いじめの実態把握や相談体制の整備充実、そして喫緊の課題でありますネット上のいじめへの対応、こういったことも記載をしております。

それから、県民総ぐるみでということ、さまざまな方が連携をしながら取り組んでいくということもございますので、学校、家庭、地域、関係機関が連携した取り組みを推進すること、それから県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取り組みの推進、こういったことを通じまして、教育委員会の取り組みだけではなく、知事部局や警察等の関係機関の取り組みもあわせまして、総合的に対策を推進していくことを示しております。

16ページ下段から19ページにかけましては、いじめの防止等のために、今度は学校が実

施する施策についてお示しをしております。

学校につきましては、いじめの防止等のための取り組みを組織的に推進するために、(1)の学校いじめ防止基本方針の策定や(2)の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織、こういった組織の設置が法律上義務づけられてるところでございます。

続きまして、19ページ下段のあたりから重大事態への対処ということについてお示しをしております。

いじめ防止対策推進法におきましては、いじめにより児童生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じた疑いがあるもの、あるいはいじめにより不登校となっているような疑いがあるもの、こういったものを重大事態と定義をしております。学校において重大事態が発生した場合には、その学校の設置者または学校による事実関係の調査の実施が義務づけられているところがございます。

20ページの中ほど、また以下のパラグラフにもありますとおり、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校がいじめの結果ではないと、あるいは重大事態とは言えないというふうに考えたとしても、重大事態が発生したものと報告、調査等に当たるということにしております。

20ページのイのところにありますとおり、重大事態が発生した場合、県立学校は県の教育委員会を通じて、そして私立学校につきましては県の私立学校主管部局を通じまして、知事に事態が発生をしたことについて報告することとされております。

調査の主体につきましては、学校または学校の設置者となります。

その際、重大事態に係る調査を行うための組織を設けることとなりますけれども、21ページのエのところにありますとおり、その構成員につきましては、弁護士、精神科医、学識経験者、心理、福祉の専門家など専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとしております。

23ページの下段、(2)の箇所でございますけれども、ここからは知事による再調査について記載をしております。

23ページから24ページにかけて書いておりますけれども、重大事態が発生したものの報告を受けた知事は、必要があると認めるときには、専門的な知識または経験を有する第三者等による附属機関、この附属機関は先ほどの教育委員会の附属機関とは別に知事部局に置かれる附属機関という形となりますけれども、その附属機関を設置し、学校の設置者または学校が行った調査の結果について再調査を行うこととされております。

知事あるいは教育委員会におきましては、その再調査の結果を踏まえ、重大事態への対処と再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、県立学校について知事が再調査を行った場合には、知事がその結果を議会のほうに報告することとされております。

以上で高知県いじめ防止基本方針の案についての説明を終わらせていただきます。よろ

しくお願いいたします。

◎梶原委員長 質疑を行います。

◎桑名委員 これは県が案としてつくったものですからしっかりしたものができてると思うんですが、地方いじめ防止基本方針や、あと高知県いじめ問題対策連絡協議会、これは義務じゃなくて、定めるように努めるようにするということなんですけども、各市町村の教育委員会は今の状況としてどこも設置をする、また方針を決めるというような方向で進んでるんでしょうか。

◎赤間人権教育課長 全ての市町村に聞き取りができてるところではないんですけれども、聞き取りができてる範囲内でお答えさせていただきますが、27の市町村の教育委員会に聞き取りをしましたところ、19の市町村のほうで3月までには市町村としての基本方針を定める予定であるという回答をまずはいただいております。

それから、いじめ問題の対策連絡協議会につきましてですけれども、これにつきましても27の市町村の教育委員会にお聞きをしたところ、25の市町村でつくるというお答えをいただいております。ただ、その設置に向けた検討に当たりまして、3月までに時期的な問題としてなかなか間に合わないというようなお答えもいただいております。

◎桑名委員 この基本方針を定められないところは、期日の問題であるのか能力的な問題であるのか、またうちの町村には関係ないと思ってるのか、それぞれさまざま理由があると思いますけれども、どのように受けとめてます。

◎赤間人権教育課長 市町村としての基本方針につきましては、私どもが国の基本方針が出て、県として年度末までに基本方針を定めますと。そういうことも踏まえて、市町村に対して説明をしていく際に、必ず市町村においてもつくっていただきたいと。それは学校において基本方針をつくり、学校において組織を置くということが法律上義務づけられてる中で、設置者である市町村が基本方針をつくらないという考え方は恐らくないだろうということで、そこら辺については強く申し上げてまいりました。

そういった中で、先ほど申し上げましたけれども、27の市町村につきましても、時期的な問題はあるにせよ、つくるというところについてはいずれの市町村もつくるというふうな回答をいただいております。

ただ、3月までに間に合わないというところにつきましては、我々としても具体的にその作業の進捗がどういう状況になっているのか、それは先ほど申し上げられたような教育委員会の体制的な面があるのか、そういったことも踏まえて、我々のほうからもいろいろとてこ入れをしていきたいというふうに思っています。

◎桑名委員 このいじめ問題、これぐらい社会問題になって、本当に社会が取り組まなくちゃいけないという問題、そしてまた先ほど課長言われたように、学校がですよ、それぞれの義務づけられた基本方針をつくるということで、このやれてないところの市町村教

育委員会というのは公表できるんですか。

◎赤間人権教育課長 最終的には、私どものほうで、それぞれの市町村における基本方針の策定状況であったり、当然県立学校はお膝元でございますので、つくってる学校というものは調査をいたします。それから、文部科学省のほうの、要は国の問題行動調査、そちらの中でもそういったことを調査するというので、調査の依頼も既に来ております。そういった中で、我々として数字を把握する、学校名を当然把握することもできますし、逆に言いますと、そのつくった基本方針、学校の基本方針あるいは市町村の基本方針については、できるだけホームページで公表してくださいということも私どもは申し上げています。

そういった中で、策定状況なども把握をしながら、我々のほうからここがつくっていませんというふうに公表するのがいいのかどうかという問題はあるわけですが、いずれにしても、つくっていないところに対しては私どものほうから積極的に指導していきたいというふうに思っております。

◎桑名委員 ぜひお願いします。

それと、学校のいじめ防止基本方針の策定と対策のための組織をつくれというのは、これもまた学校の大小、規模の問題があったり、能力の問題があって、こっちのほうが大変だと思うんですけども、県立学校はそれぞれ県教委が指導してできると思うんですが、全ての学校で、これつくるに当たっての課題とかそんなものは今多く出されてると思いますけども、そういったものはどのように対応してますか。

◎赤間人権教育課長 学校に置く組織もそうでございますし、それから市町村に置く組織でもそうなんですが、基本的にこの法律あるいは国の基本方針を貫いてる考え方として、できるだけ外部の専門家を組織の中に入れるという考え方がございます。

先ほどお話しになった学校の組織につきましても、これはマストではございませんが、当然組織として動くということで複数の教職員から成る組織をつくっていただくということが当然1つありますし、必要に応じてそこに外部の専門家を入れてほしいという考え方になっております。

その中で、学校としてもそういった人としてどんな人がいるのだろうか。一番考えやすいのは、学校にスクールカウンセラーの方が配置をされてるような場合がございますので、そういった方に定期的に入っていただくことができますけれども、それ以外に医師とか弁護士とかといった場合に、高知県の中ではそういった人材は非常に限られます。そういった面で、学校も市町村もなかなか苦しんでいるというような状況がございます。

その部分につきましては、私どもも今後連絡協議会や附属機関の委員として外部の専門家にお願いも当然団体に対していろいろしていかなければなりません。

せん。そういった意味で、県として、市町村からも同じようにそういうふうなお願い、あるいは学校からもそういったお願いが恐らくあると。そういった中で、団体のほうからできるだけ可能な範囲で協力をしていただきたいというお願いはさせていただきたいというふうに思っています。

◎桑名委員 十分に各市町村教育委員会、また学校のほうですね、指導していただきたいと思います。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

(なし)

◎梶原委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で教育委員会を終わります。

ここで3時20分まで休憩といたします。

(休憩 14時57分～15時19分)

◎梶原委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《警察本部》

◎梶原委員長 次に、警察本部について行います。

まず、最初に議案について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小林警察本部長 どうぞよろしくお願いいたします。

警察本部のほうから、今回は4つの議案について御審議をお願いしております。1つが26年度の当初予算、2つ目が25年度の補正予算、そして条例改正議案が2つでございます。

まず、私のほうから、それぞれの議案についてごくごく概略を御説明した後に、特に当初予算の柱について御説明をいたします。その後に、会計課長に引き継ぎたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1つ目の平成26年度の当初予算でございますが、これはお手元の資料①の5ページのところをごらんいただければと思います。

14番の警察費のところには222億3,553万9,000円ということになっております。これは、25年度の予算に比較いたしますと大体3億円程度の減ということになっております。内訳といたしましては、警察総務費が190億8,842万1,000円、それから警察活動費が31億4,711万8,000円でございます。

ここには書いておりませんが、特に26年度当初予算の柱といたしましては、高齢者の交

通安全対策、それから少年非行対策、そして南海トラフ地震対策、この3つについて考えております。これについては、後ほど改めて御説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、同じ資料の13ページをごらんいただければと思います。

こちらには、債務負担行為について書いてございます。

2行目から、運転者管理システム修正委託料、運転免許センター設備改修事業費、それから航空隊基地整備事業費、この3つについて債務負担行為をお願いするものでございます。

以上が1件目の平成26年度の当初予算案についてでございます。

続きまして、2つ目の議案が平成25年度の補正予算についてでございます。

これにつきましては、お手元の③の資料になりますが、③の資料の5ページのところに額が書いてございます。

左側の一番下、14番警察費でございます。これにつきましては、3億6,431万5,000円の減額補正となっております。この減額の内容につきましては、いわゆる新陳代謝による給与などが見込みを下回ったこと、それから各事業の執行残によるものでございます。

以上が2つ目の補正予算に関する議案でございます。

それから、3つ目、4つ目の議案は、条例の改正議案でございます。

1つ目が、条例議案第45号高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、駐車監視員資格者講習の手数料を改定しようとするものでございます。

それから、4つ目の議案が条例議案第90号高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案でございます。

これは、高知県の自動車運転免許試験場の使用料の改定を行おうとするものでございます。

これらにつきましても、詳細につきましては、後ほど会計課長から説明がございまして、よろしくお願いたします。

以上がごくごく簡単でございますが、4つの議案の概略でございます。

続きまして、最初の当初予算の話に戻りまして、先ほど申し上げました26年度当初予算案の柱について、簡単に御説明をしたいというふうに思います。

お手元に県警のほうからあらかじめ配付をさせていただきました配付資料というものがあろうかと思っております。

配付資料の2ページ目、平成26年度当初予算施策体系というカラー刷りのものがA4横長であろうかと思っております。こちらをごらんいただければと思います。

先ほど申し上げましたとおり、平成26年度当初予算案、222億3,553万円ほどをお願いし

ております。

この中身につきましては、こちらの左側の欄に書いてありますとおり、基本的には7つの重点項目を掲げております。この項目はどこから来てるかと申しますと、県警といたしましては、毎年どういう施策を行っていくかという重点項目、重点目標というものを作成しております。この重点目標、ことしどういう活動をするかという重点目標に沿った形でこの予算の項目についても掲げさせていただいております。

この7つの項目、いずれも重要なんでございますが、特に26年度の予算要求といたしましては、4つ目の少年非行対策、5つ目の交通事故、特に高齢者の方の交通事故対策、そして6つ目の南海トラフ地震対策、この3つを予算要求の柱とさせていただいております。

この3つの柱につきまして、それぞれについてごく簡単に中身について説明をさせていただきます。実はこの中身につきましては、先般、本会議の中でも若干触れさせていただきましたので、なるべくくどくならないように御説明を申し上げたいと思います。

まず、1つ目の高齢者交通安全対策でございます。

この同じ資料の右側の上の欄に書いてございます。

まず、これはどういうことかと申しますと、これまでもいろんな場で御説明をさせていただきましたが、高知県におきましては、交通安全対策、非常に重要な課題となっております。確かに、平成25年度は死者数が前年度より減りましたが、それでもなお免許人口に対する割合等に鑑みると、まだまだ全国的にも高い状況にございます。

特に、高知県の特徴といたしましては、高齢者の方が巻き込まれる、関与する事故が多いということがございます。昨年の場合を見ましても、死者のうちの75.8%が高齢者の方、65歳以上の高齢者の方で、これは全国平均の52.7%より相当高い、全国でも2番目に高い数字になっております。

さらには、その背景を見ますと、大変残念なことに交通ルールを守っていただけてない。横断歩道のないところで道路を横断される、あるいは横断歩道を渡っていただけのんだけど、信号を守っていただけてないと。こういったようなことが見られるわけでございます。

したがって、高齢者の方の事故を減少させるためには、高齢者の方の交通安全意識を高めていただくなどなどの施策が必要かというふうに思っております。

そこで、こういう目的を達するために、26年度で何を考えてるかといいますと、こちらに書いてありますとおり、2点、高齢者の交通安全支援委託ということと、それから高齢者に優しい交通安全施策の整備、この2つの施策を考えております。

1つ目の高齢者交通安全支援委託というものは、これは交通安全に関する広報あるいは啓発、こういった活動を民間の業者に委託いたしまして、私ども警察職員が高齢者の方に

広報啓発をするのと並行して、高齢者の方に対してこういう広報啓発を行っていただこうというものでございます。

なぜかと申しますと、これまでも警察職員によって広報啓発活動を行ってるんですが、人員の制約等もございまして、これまでのやり方ですと大体県内に22万人から23万人いると思われまして高齢者の方の大体20%弱の方々に対してしかアウトリーチできていないという計算になります。

そこで、少しでもこの高齢者の方にアウトリーチできる割合を高めようということで、我々警察職員が広報啓発を行うとともに、民間の方にもそういう事業を委託して行っただけというものでございます。

この委託事業を行いますと、私どもの計算ではこれまでのアウトリーチ率、大体20%ぐらいから、これが大体25から30%弱ぐらいまでにはアウトリーチ、高齢者の方に接して広報啓発をできる割合が高まるというふうに考えております。

それからもう一つが、先ほど申し上げました高齢者に優しい交通安全施設の整備ということでございます。

先ほど申し上げましたとおり、事故の原因の一つとして、高齢者の方が横断歩道を渡っていただけない、あるいは渡っていただけるんだけど、例えば赤のまま渡ってしまうというようなことが背景にございます。

そこで、私ども考えておりますのが、こういったある種のハイブリッド押しボタン信号みたいなものを整えていこうと思っております。これは既に実際に試験的に高知市内の電車通りにつけてあるもんなんでございますが、どこが違うかといいますと、1つは、ライトがある。これはその夜間に高齢者の方が、高齢者とは限りませんね、歩行者の方が近づいてきますと、この強力なライトがその横断歩道を照らし出すというようなことをするのでございます。さらには、ここにちょっと見にくいんですが、非常に大きな看板、これが拡大したものがこうなるんですが、押しボタンを押してくださいというものが普通の押しボタン信号よりも大きな文字で書いてあります。さらには、歩行者の方が近づいてきますと、音声が出て、押しボタンを押してくださいというような音声が流れることになっております。こういういわばハイブリッドな押しボタン信号機をつけることによって、少しでもちゃんと押しボタンを押して渡っていただくということを徹底していきたいと思っております。

予算がお認めいただけましたら、また県内の特に事故の多いところに数カ所設置させていただいて、また成果等を検証して、もしいいものであればさらに県内にこういうものを広めていきたいと思っております。

以上が高齢者の交通安全対策事業に関してでございます。

次に、2つ目の柱でございます少年非行防止対策について御説明をいたします。

少年非行につきましては、これはお手元の資料の右側の下のほうに、下段のほうに書いてあるものでございます。

高知県、これまでも御説明してるように、少年の非行が全国の中でも多くなっております。確かに、昨年は少年のいわゆる刑法犯で検挙される少年の数は減少はいたしました。が、それでも人口割で見ますとまだまだ全国大体5番目から7番目ぐらいの高い割合になります。

高知県の場合の特徴といたしましては、2つ上げられます。1つは、いわゆる入り口型非行、万引きであるとか、あるいは自転車盗とか、非常に軽微な犯罪が少年による刑法犯の約6割から7割近くを占めているということがあります。それからもう一つは、再犯率が非常に高い。再犯率というのは、少年の刑法犯の中の2回目以降、初犯ではなくて累犯、2回目、3回目の犯行であるというのがどれぐらいいるかというその再犯率が高知県の場合は大体40%でありまして、全国平均の30%よりも高くなっております。

まず入り口型非行が多いということの背景には、すなわち規範意識がちょっと低いのかなというところがあります。それから、再犯率が高いということに関して言えば、一旦非行を起こしてしまった少年の方に対する立ち直り支援、この取り組みがちょっと甘いのかなということが私ども反省として上げられるわけでございます。

そこで、26年度に力を入れようと思っておりますのが2つございます。ここに書いてありますとおり、1つは、規範意識の醸成、それから少年サポートセンターの体制強化、この2つでございます。

規範意識の醸成というのは、先ほど申しましたとおり、少年たちの規範意識を高めようというものでございます。具体的には、3つのことを考えております。1つが、ここに書いております中学生サミット、それからもう一つが、ここに書いてあります少年非行防止啓発事業、具体的にはDVDの作成あるいはテレビコマーシャルの作成といったことを考えております。

中学生サミットというのはどういうものかと申しますと、いろんな中学校から代表の生徒さんに来ていただきまして、非行問題の専門家等々の方をお招きして、具体的な議論をしていただくと。例えばいじめの問題であるとか、あるいはネットの問題、こういったことに関して学生さん自身に議論をしていただく。この議論していただくということが、一方通行の講義形式の広報啓発よりも、参加された学生さんの意識をより深めるということに大変役立つというふうに考えております。

この事業は既に平成20年から行っているものではございますが、一定の効果があるということが本県のみならず他の都道府県でも見られますので、これを一層拡充しようというふうに思っております。

それから、非行防止啓発事業、具体的には先ほど申し上げましたDVDの作成、それか

らテレビコマーシャルの作成でございます。これは、より具体的に申しますと、スマートフォンであるとか携帯電話、これに対するリテラシーを高める広報啓発をしようというふうに思っております。

本会議のときに梶原委員長からもお話、御指摘があったかと思いますが、最近、やはり少年の方のスマートフォンあるいは携帯電話の使用が、これ自体文明の利器でいいことなんですが、場合によっては非行のきっかけになりかねないというような事態が各種の調査からも明らかになっております。特に問題なのは、スマートフォンですとか携帯電話の持つ危険性をよく知らない。要は、リテラシーが低いまま使用するということが問題であるわけで、というふうに思われます。

したがって、このリテラシーを高めるための広報啓発を行おうと思っているんですが、その一つの問題は、県警の中にもこういうスマートフォンとかネットあるいは携帯電話に関する専門知識を持って話をできる職員が少ないということがございます。

そこでどうするかというと、そういう話を盛り込んだDVDを作成して、これを各学校に配付することによって広く少年の方々にそのリテラシーを高めてもらうということを考えております。

さらには、このスマートフォンであるとか携帯電話、ネットに関して申し上げると、それを使用する少年たちのみならず、買い与える保護者の方にもリテラシーを高めて、家庭においてよく注意をしてもらいたいというふうに考えております。

このためには、保護者の方を集めてなかなか講習等をするわけにもいかないもので、テレビのCM、これを作成いたしましてしかるべき時間帯にこのCMを流す。これは、私どもの計算によれば、中学生等の少年を持つ保護者の方に5回から10回ぐらいは見ていただいてリテラシーを高めていただき、家庭における規範意識を高めていただくというようなことを考えております。これが規範意識の醸成でございます。

それからもう一つが、少年サポートセンターの体制強化でございます。

少年サポートセンターというのは、主には先ほど申し上げましたような少年の立ち直り、非行少年の立ち直り活動に携わってるところでございます。ここで重要なのは、以前も別の機会で申し上げたことがあるかもしれませんが、警察のみならず、教育の現場、学校ですね、それから行政、特に児童相談所、この3者が三位一体となって立ち直り支援に当たるということが重要かというふうに思います。

当県の場合、警察の設置しております少年サポートセンターに、25年度から教育委員会より出向の方に来ていただいております。さらに、26年度からは、児童相談所からも専門家の方に来ていただくということを計画しております。これによって、先ほど今し方申し上げました警察、教育、それから児童相談所の三位一体のワンストップセンターができて、立ち直りの防止に一層効果があらわれるものというふうに考えております。

この少年サポートセンターの体制強化というのは、今申し上げましたような三位一体のワンストップをつくり上げるために、いろんな必要な資機材等々について、それを整えるための予算をお願いしてるものでございます。

以上が少年防止対策について御説明を申し上げます。

最後に3点目、資料次のページ、3ページ目になります。

南海トラフ地震対策についてごく簡単に申し上げたいと思います。この表になってるのでございます。

これは、県警が行っております南海トラフ地震関係の特に予算関係のことにつきまして、全体像がわかるように取りまとめたものでございます。

左側の縦のところを見ていただきますと、実際に地震が起こるということを考えて、地震が起こる前に何をやっておくか、それから地震が起きた後、一体警察は何をするのかということを時系列的に順番に書いてあるわけでございます。

横軸については、予算の要求といたしまして、今までにどういうことを要求して御予算をいただいて整えてきたか。そして、26年度にはどういうことをお願いしようとしているか。さらには、一番右のほうにいきますと、27年度以降には将来に向けてさらにどういうことを整えていこうと思ってるかということを書いてあるものでございます。

全部を御説明すると非常に長くなってしまいますので、本当に重要なところだけ申し上げますと、まず地震が起こる前ということを考えますと、やはり一番重要なのは警察施設の耐震化ということ。左側の欄の一番上のところに警察施設の耐震化というところがございます。これに関しますと、既に25年度末までに警察署で申しますと15警察署のうち9つまでが耐震化ができ上がっております。ただ、残り6つについてはまだできておりません。したがって、26年度以降も御予算をいただきまして耐震化というものを引き続き進めていこうというふうに思っております。

26年度に関して申しますと、警察署ではちょっとないんですけども、運転免許センター、それから今回分庁舎ということになりますが、本山署、こういったものについての耐震化というものをお願いしようと思っております。これ以外にも、地震への備えということであれば、警察施設の電源確保、それからさまざまな警察職員の食料あるいは飲料水、こういったものを数年間の計画を立てて、順次整備をしていきたいと思っております。

また、発災後の活動のところで特に重要なものとして申し上げますと、第1段階のところに検視・身元確認作業というものがございますが、これも警察としては非常に重要な業務となっております。この検視・身元確認作業、東日本大震災のときにも相当大変だった作業なんでございますが、これに関しても、しかるべき数のやはり資機材が必要になっております。これも一度には備えられるものではございませんので、現在5年計画を立てて順次整備をしてるところでございます。

その他、緊急輸送路確保のための自動式の信号、交通信号のための発電機であるとか、こういったものも順次整備を考えているところでございます。

以上、非常に雑駁ではございますが、南海トラフ地震対策予算についての主なポイントについて触れさせていただきました。

以上、私のほうから今回御審議をお願いしております4つの議案について簡単に概略を説明させていただきました。これ以降、会計課長のほうから、さらに細部について説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〈会計課〉

◎梶原委員長 それでは、続いて会計課長の説明を求めます。

◎西村警務部参事官兼会計課長 それでは、私から、まず第1号議案関係につきまして、お手元の資料の②、平成26年2月高知県議会定例会議案説明書（当初予算）に基づきまして、順次項目を追いながら、主要な事業、多額の経費を要するものなどにつきまして重点的に説明をさせていただきます。

資料の②の643ページをお開きください。公安委員会予算総括表であります。

平成26年度当初予算額は、先ほど本部長が申しましたとおり総額で222億3,553万9,000円、前年度比で3億255万、1.3%の減額となっております。

性質別内訳では、人件費が163億5,756万5,000円で、4,440万3,000円、0.3%の減額、物件費では58億7,797万4,000円で、2億5,814万7,000円、4.2%の減額となっております。

それでは、項目に従いまして御説明をさせていただきます。

まず、歳入予算からであります。

資料の644ページをお開きください。

款7分担金及び負担金は高知市へ派遣しております職員3名分の給与等の負担金でございますが、1,980万円で前年と同額となっております。

款8使用料及び手数料は、前年比で5,808万8,000円増の9億500万9,000円を見込んでおります。主な増加理由ですが、運転免許証の更新予定者数で1万6,100件の増加を見込んでおりまして、これによるものでございます。なお、この歳入は、運転免許事業などに充当するものでございます。

続いて、646ページをごらんください。

款9国庫支出金に関しましては6億8,581万9,000円で、1億9,396万2,000円、22.0%の減額となっております。これは高知東警察署に係る補助金の減額が主なものでございます。

款10財産収入は1億1,942万3,000円で、1,952万4,000円、19.5%の増額となっております。この増額の主なものは、自動販売機収入を使用料から財産収入に科目変更したものであります。

次に、647ページ、款12繰入金に関しましては2億9,634万8,000円で、前年度比で1億9,909万1,000円、204.7%の増となっております。増額の主なものは、施設整備費等に充当します目3地域経済活性化雇用創出臨時基金の繰り入れの増によるものであります。

款14諸収入は、これは道路拡張工事に伴いまして入野駐在所の移転補償費などを含みまして1億8,738万円と前年度より990万1,000円の増を見込んでおります。

続きまして、649ページをお開きください。ここからは歳出予算について御説明します。

650ページをごらんください。

最初に、目1公安委員会費でございますが、予算額は5億5,850万3,000円であります。右の説明欄に記載のとおり、1公安委員会運営費から3の安全運転講習費までの3つの細目事業がその内訳となります。

まず、公安委員会運営費の予算額は2,528万1,000円で、その内容は公安委員、警察署協議会委員及び留置施設視察委員の報酬や猟銃等の操作及び射撃の技能に関する講習の委託などに要する経費であります。

次に、2の自動車運転免許費の2億6,386万1,000円と、次のページの3安全運転講習費の2億6,936万1,000円は、運転免許証の取得、更新、安全運転管理者の講習などに要する経費でございます、その一部を外部に委託することとしております。

次に、651ページ、目2警察本部費に移らせていただきます。

予算額は173億1,319万7,000円で、前年度比で8,371万5,000円、0.5%の増となっております。

右の説明欄1人件費に関しましては163億5,756万5,000円で、4,440万3,000円の減額となっております。減額の主な理由は、先ほど本部長の説明にありましたとおり、職員の新陳代謝による給与、手当の減少によるものです。

次の2一般運営費は、警察業務を運営していくための義務的経費でございます。予算額は8億6,346万3,000円で、1億2,943万円の増額となっております。増額の理由は、高知東署の新設に伴います経費の増加、電算処理システムの改修などによるものでございます。

清掃等委託料1億370万2,000円は、警察本部及び警察署の庁舎清掃委託、本部庁舎の中央監視業務委託等による機械警備に要する経費でございます。

652ページの事務費6億8,372万8,000円は、庁舎の光熱水費、燃料費を初め非常勤職員や臨時職員に要する経費、駐在所の報償費、奥さん手当でございますが、あるいは情報化推進経費などがございます。

次に、事務費の下、3職員被服費の5,705万3,000円は警察官の制服など、4の職員福利厚生費の3,511万6,000円は、職員の健康診断料などに要する経費であります。

同ページ下段の目3施設整備費であります。予算額は12億1,672万1,000円で、前年度比で9億8,821万1,000円、44.8%の大幅な減額となっております。これは、高知東警察署の工事完了による減が主なものでございます。また、老朽化しております2つの駐在所、江川崎と土佐山でございますが、この2つの新築建てかえとしての経費も計上させていただいております。

説明欄の1警察署再編整備費に記載の金額につきましては、新南国の建築新築関係が7億4,830万3,000円、それと完成しました高知東署の損害調査関係としまして532万2,000円を計上させていただいております。

次に、653ページをごらんください。

2の庁舎等整備費は、4億1,967万5,000円で、1億5,703万円の増額となっております。増額の要因は、警察施設等の大規模改修による経費の増加が主なものでございます。事業としましては、交通機動隊がごいます布師田別館庁舎、これの改修や同じく布師田の待機宿舎の給水設備の改修などがございます。

3の施設維持修繕費は4,342万1,000円で、警察施設の点検や維持修繕に要する経費でございます。

続きまして、同ページの下段、項2警察活動費の目1活動費に移らせていただきます。

予算額は19億2,437万3,000円で、前年度比で4億4,494万2,000円、30.1%の増額となっております。活動費というものは、安全で安心な高知県を実現するための警察力の確保を図る、いわば警察費の中でも実質的な活動に要する経費でございます。右の説明欄1一般行政費は2億3,405万8,000円で、246万7,000円、1.1%の増額となっております。

654ページをごらんください。

主な事業は、被留置者の処遇費、犯罪被害者に対する支援費、警察電話の維持費、また音楽隊の運営や職員の教養などに要する経費であります。

このページの節区分の2項目め、(8)報償費2,665万2,000円の中には、捜査用報償費、いわゆる県費捜査費が総額で1,500万円含まれております。この金額に関しましては、各執行所属からの要求状況や執行実績などを勘案して要求させていただいております。

次に、説明欄2、警察装備費でございます。3億9,826万5,000円で、4,672万2,000円、13.3%の増額となっております。これは燃料代の増加や警備艇の法定検査に要する経費が増加したためでございます。

次の655ページ、3生活安全対策費は8億8,184万8,000円で、3億9,723万9,000円、82.0%の増額となっております。その理由といたしましては、警察署の非常用電源設備等の改修、運転免許センター等の耐震工事、航空隊基地の移転整備など南海トラフ地震対策に要する事業費が増加したためでございます。

この生活安全活動費の中には、先ほど本部長の説明にありました高知県の子供見守りプランの推進に向けて、拡充事業としての少年サポートセンターの体制強化、少年規範意識の向上を目的としたドラマ形式のDVD制作、テレビCMの制作委託等の事業費1,072万9,000円を計上させていただいているところでございます。

次の細目4 犯罪捜査費は2億1,544万5,000円で、暴力団排除条例等の広報活動事業委託の終了によりまして1,924万3,000円の減額となっております。

次の656ページ、犯罪取り締まり費1億9,459万6,000円は、現場での捜査、鑑識活動に要する経費や各種システムの賃借料等に要する経費でございます。

細目事業最後の5 交通警察費ですが、1億9,475万7,000円で、1,775万7,000円の増額となっております。増額の主なものは、先ほど申しました新規委託事業であります、高齢者交通安全支援隊等の新設などによるものでございます。

次の657ページの2行目、交通指導取り締まり費1億2,669万3,000円は、高齢者交通安全対策事業として出前式の交通安全教育などを実施します高齢者交通安全アドバイザーの報酬、またひき逃げ事件捜査や暴走族取り締まりなど交通捜査に要する経費及び各種システムの賃借料などに要する経費でございます。

次の目2 交通安全施設整備費について説明いたします。

予算額は12億2,274万5,000円で、前年度比で1億1,025万9,000円の増額となっております。

右の説明欄1 交通安全施設整備費は、8億901万2,000円で、1億830万5,000円の増額となっております。主な事業としましては、交通管制システムの更新、交通信号機の新設を16カ所、また老朽化した信号制御器の更新を60カ所予定しておるほか、災害時の緊急輸送道路の機能確保対策としまして信号機用の可搬式発発の整備事業や高齢者通行安全対策事業としての先ほど本部長が御説明しました音声誘導つき押しボタン信号機の設置などがございます。

2の交通安全施設維持管理費4億1,373万3,000円は、交通信号機などの保守委託、道路標識、標示の補修工事に要する経費でございます。

最後に記載しております維持管理費2億6,469万8,000円には、交通信号機の電気料、回線使用料等が含まれております。

続きまして、債務負担行為について御説明いたします。

資料の659ページをお開きください。

表に記載のとおり3つの事業につきまして債務負担行為をお願いするものでございます。

まず、1つ目の運転者管理システム修正委託料は、道路交通法の改正によりまして、システム修正が必要となったものでございます。

次の運転免許センター設備改修事業費は、免許センターのエレベーターの耐震改修でございます。

航空隊基地整備事業費は、航空隊基地の津波対策としまして、かさ上げをした造成地に新築移転を行う事業であります。

なお、かさ上げ造成工事に関しましては、去る12月補正で債務負担行為として議決いただいているところでございます。

続きまして、第23号議案平成25年度高知県一般会計補正予算に関しまして、お手元の資料の④、平成26年2月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）に基づきまして御説明をします。

資料の④の328ページをお開きください。

今回の補正予算の見込み額は、公安委員会補正予算総括表に記載のとおり、補正額は3億6,431万5,000円の減額補正となっております。

まず、歳入予算から説明いたします。資料の329ページになります。

款12繰入金は、1,236万2,000円の減額であります。この内訳は、運転免許センター2号館、3号館の耐震改修工事の執行残や緊急雇用事業の外部委託の入札残などによるものです。

次の330ページをごらんください。

14諸収入589万5,000円の減額分は、警察署の留置施設への収容者数、これが見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、331ページをお開きください。

歳出予算について御説明いたします。

まず、目1公安委員会費は、1,214万円の減額となっております。右説明欄に記載のとおり、運転免許更新者数が見込みを下回ったものによるものでございます。

目2警察本部費は、2億1,229万9,000円の減額となっております。右説明欄1の人件費に記載のとおり、主なものは退職手当の減額によるものであります。

2の一般運営費では、清掃料等の委託料、清掃等の委託料の入札による執行残、それと駐在所家族報償費、被留置者の食料費が見込みを下回ったものでございます。

目3施設整備費183万8,000円の減額分は、高知東署の盛り土駐車場整備に係る委託料の入札残でございます。

続きまして、項2警察活動費の目1活動費に移らせていただきます。

右説明欄1生活安全対策費3,597万6,000円と2の犯罪捜査費246万8,000円の減額は、緊急雇用事業や耐震改修工事の入札残によるものであります。

3の交通警察費865万円は、次の333ページ、右の説明欄にありますように、自動車保管場所調査事務委託料の入札による執行残によるものでございます。

次の目2交通安全施設整備費9,094万4,000円の減額分につきましては、補助金等の減額交付及び信号機等の工事に係ります入札残によるものでございます。

最後に、334ページをお開きください。

債務負担行為の追加をお願いするものでございます。

平成25年度から3カ年契約で民間に委託しております放置駐車車両確認事務委託料、これの消費税増税に伴う増額分82万円の追加をお願いするものでございます。

予算関係の説明につきましては以上で終わらせていただきまして、続きまして条例議案第45号高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

資料は、お手元の資料⑤、議案（条例その他）、この資料の24ページから27ページにかけまして、警察関係につきましては26ページの下から2行目の高知県警察手数料徴収条例の一部改正、それと資料の⑥、議案説明書条例その他の3ページ、そして新旧対照表は127ページになります。

この条例の改正は、高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例の第5条に警察関係としまして高知県警察手数料徴収条例の一部改正として提出しておるものでございます。

このことにつきましては、駐車放置車両の確認事務の委託に関しまして、必要となります駐車監視員としての資格を得るための講習手数料、これを現行の1万9,000円から2万円に改めるものでございます。

今回の改正につきましては、平成26年4月1日からの消費税及び地方消費税の引き上げによりまして、これの上位法令であります地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定されました標準額の見直しが行われましたことから、高知県警察手数料徴収条例に規定されております駐車監視員資格者講習の手数料につきましても、政令と同額の1万9,000円から2万円に改めようとするものでございます。

次、続きまして第90号議案高知県自動車運転免許試験場使用料徴収条例の一部を改正する条例議案について御説明いたします。

資料はお手元の資料⑤、議案（条例その他）の195ページ及び資料⑥の議案説明書では18ページ、そして新旧対照表が427ページでございます。

本議案は、消費税法の一部改正等を考慮しまして、高知県自動車運転免許試験場の使用料の改正を行うものでございます。

条例の改正に当たりましては、使用料を外税方式に変更するため、現在の使用料の10分間税込み300円から、消費税及び地方消費税の額を控除しました10分間290円とし、引き上げ後の消費税及び地方消費税の額を加算することができるように改正を行うこととしております。この外税方式につきましては、全庁的な対応でございます。

またあわせて、これまで大型自動車等が15分ごと、普通自動車は10分ごとの時間単位での利用としておりましたのを、自動車の種類による時間区分については利用者の利便等を

考慮しまして全て10分単位として改正するものでございます。

提出に係ります議案の説明は以上でございます。御審議のほど、どうかよろしくお願いたします。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 幾つかお伺いしたいんですが、まず1つは、654ページの県民世論調査委託料、これ新規だと思んですけども、何を目的とされているのかということと、サンプル数はどういうふうなことで考えられているかというのが1点。

捜査用報償費ですけども、先ほど1,500万円ということで、執行見込みとか、そういったことに基づいてということなんですけど、その執行見込みはどれぐらいになってるかということをお伺いしたいというのが2点目です。

それと、生活安全対策の中の振り込め詐欺の関係で、補正でコールセンターの業務委託料に入札残の部分がありました。これまでは緊急雇用でやられてたんですけど、ことからは一般財源使うてやるのか、もうやらないのか。

それから、振り込め詐欺等の予防対策は、今後どういう形で変わっていくのかというふうなことについて、教えていただきたいというふうに思いますし、昨年やった効果がどういうふうに上がったかということについて、予算の関係で教えていただきたいと思ます。

◎西村警務部参事官兼会計課長 まず、新規事業でありますアンケート調査につきましては、これまでも免許センター等でやっておりましたけれども、これをもっと細部にわたりまして警察の業務につきまして県民のニーズを把握するために、より細分化したアンケート項目として外部に委託し、これを警察の施策に反映しようという目的で今回予算要求をさせていただいたものでございます。

続きまして、2つ目の捜査費の関係につきましては、先ほど委員御指摘のように、前年度と同じ1,500万円で、生活安全対策の中で100万円、犯罪捜査で1,350万円、交通警察で50万円、これは前年度と同じ要求額でございます。

執行の見込みにつきましては、現在2月末の手集計でございますが、約1,100万円の執行でございます。捜査費につきましては、3月31日まで、これを現金で執行する必要がございますので、本部執行所属の9所属、それと県下警察署15署につきまして現金を一旦保留額としまして持たしておく必要がございます。そういった見込み額が大体300万円ぐらい必要になりますので、本年度の執行額があと一カ月でどれぐらいいくか、ちょっとわかりませんが、1,200万円程度と見込んで保留額300万円を見込みまして、1,500万円、来年度も同額の1,500万円ということで要求をさせていただきました。

3点目の振り込め詐欺の関係の委託の事業でございます。

委員御指摘のとおり、これまで基金事業としましてコールセンター事業、それと広報活

動事業の2つにつきまして実施しておりました。これにつきましては、基金が終了するというので、全国的にも同様の事業をしておりました県警等ございましたが、いずれも基金の終了に合わせて、県単事業としてはしないということで、県警としましても一定の効果、一定の成果につきまして上がったのではないかとということで、県単事業としてはこれを見送って一旦終了という形にさせていただきました。

◎坂本（茂）委員 県民世論調査の関係のサンプル数はどれぐらいで想定して、県下全体でやろうとしているのか。

◎西村警務部参事官兼会計課長 3,000でございます。

◎坂本（茂）委員 予算見積もりの段階では、振り込め詐欺のコールセンター事業、見積もりへ一財で上がってましたんで、県単でやるんだらうかというふうに思うてお聞きしたのですが。前もちょっとお話ししましたが、たまたま我が家にも電話がかかってきまして、これは予防のためにかけてきてるんですけども、その話しぶりを聞くと、これは話してたらひっかけられると思うて電話切ってるわけですね。だから、ある人もそういうふうになってました。何でこんな電話がかかってくるんだらうと。

だから、そういう意味で本当に効果があったんだらうかと。むしろ、この電話で対応することが詐欺に遭うのではないかとというふうなことで、電話を切られた方がたまたま何人か相談がありましたんで、果たして効果があるんだらうかというふうに思ったところでした。今回、それで予算をつけないということですので、もっと何らかの違う形でぜひ効果の上がるようなことをお願いしたいなというふうに思います。

それと、先ほど地震対策の関係で、今後、備えていく対応について、本部長のほうからお話がありまして、ちょっと1つだけ気にかかったのは、27年度以降の要求予定項目の中に乾電池1万本というのがありますけども、乾電池というのは使用せずにそのまま置いておくと液が漏れたりとかしていざというときに使えないというふうなことにもなりかねません。ある意味、今よく言われてる食料備蓄なんかもそうなんですけども、ローリングストックという形で使用しながらストックしていくというふうなことがありますんで、そういうふうな意味で、ただ大事に抱えておいていざというときに使えないというようなことのないように、お願いしておきたいというふうに思います。

◎梶原委員長 予算の関係でしょうか。前田生活安全部長、よろしいですか。

ほかには。

◎米田委員 さっき、656ページのさっき言われた高齢者の交通安全支援ということで、どういう民間企業を想定されてるのか。委託は入札か何かでやられるのか。

◎山本交通部長 これは暴力団排除条例を施行したときに条例の周知徹底を図る関係で緊急雇用の予算でこれも予算化をしていただきまして、県下の警備事業者の皆様方に集まっていたいただきました。と申しますのは、責任者の方1名、ある程度のノウハウを持ってる方

がこちらとしても事業を進める上で非常にやりやすいものですから、そういうものがある方というようなことで選びました。

実は、今回も予算を積算していく中で、こういう形でやるのが本県で初めてでございましたので、二、三の警備事業者の方から見積書をいただきました、参考としましてですね。今回想定をしておりますのは、予算をつけていただければ県下の警備事業者の方々を対象にした一般競争入札というような形をお願いをするような予定で検討はしております。

◎米田委員 特に、交通事故もそうですけど、確かに新しい信号を試行でやっていますけど、本人が認識せんなるわけよね。ほんで、確かに注意散漫というよりも、何かね、加齢に伴ってそういう能力的に注意力がなくなっていく、ということで非常に大変な作業やと思うんですよ、その効果を上げるためにはね。ですから、その警備事業者でいくんかなあと、今ぱっと聞いて思うんですけど、それはそういう資格を持ちゅうだとか、そういうことでそういう判断されたんですかね。

◎山本交通部長 請負先が決定すれば、必要な研修を私どものほうで何時間かやらさせていただく予定でカリキュラム等も今現在準備をしているところでございます。それにつきましては、26年度当初予算をお願いしております、実はこれにつきましては10カ月分を想定しておるところでございます。したがって、そういう準備その他を4月、5月に充当して、6月から請負を来年の3月までお願いしようというようなことで予算の計画、研修の計画等を準備しております。

◎米田委員 はい、わかりました。

それと、施設整備工事請負費だと思うんですけど、これは信号の設置よね、主はね。

去年、9,000万円、これ入札残なのか、よくわかりませんが、もったいない、せっかく、余るの、ほいでことしも16カ所しか新規はでけんわけよね。ちょっと去年の入札残というか、残った9,000万円の中身と、今僕らも要望しちゅうところもあるわけですけど、信号設置の要望に対してどれだけのテンポで実現していきゆうのか、そこらもわかりますか。大体今どれぐらい、何カ所ぐらい要望が出ちゅうとかいうのは。

◎山本交通部長 私のほうで、今の執行残の関係、ちょっと数字をここへ持ってありますが、これはまた会計課長のほうから説明していただくということで、信号機の要望の数につきましては、実は去年、おととしと随分見直しをしてまいりました。と申しますのは、東日本大震災の関係等々から、専用機の高所移転とかいろんなことがありました。今現在持っている数字としましては、必要なところを要望していただいたのを警察署のほうと、それから交通規制課のほうで調整をして、県下で44カ所という箇所数を持っております。ただ、単純に地域の方々から警察署へ信号要望ということになれば、これは100を超える数がございます。ただし、信号は、委員も御案内のとおり、一定の基準に基づいて設

置の可否から検討していく必要がございます。

例えば道路幅員が十分あるかとか、信号機のポールを立てるそういう場所的なものがあるかとかいうようなことから入っていけば、今の数の44というのは相当私どものほうでは精査をさせていただいております。

今年度の予算要求としましては、国費補助分を含めまして、これが15基、県単としましては非常に財政の厳しいところかも知れませんが、県単では1基でございます。したがって、ほとんどが国費の補助でやっていくというような形になっております。

◎西村警務部参事官兼会計課長 金額の執行残は確かにございますけれども、大きい理由は、国交省の補助金の交付額が見込みを下回ったことによります。

信号機につきましては、警察庁の補助金で使う信号機、それと国交省で補助をいただく信号機、それと県費負担、大体大きく分けて3つございます。このうち、先ほど申しました国交省の補助額が見込みを下回ったことによります減額でございます。

◎米田委員 信号機の更新というのは何か取り決めルールがあるのかということと、何かLEDに変えるとか、今そういう意味なんですかね、60カ所いうたらなかなか数が多いいうんが。

◎山本交通部長 信号機は、一旦建てますとおおむね全体としましては警察庁の更新時期の基準では19年でございます。ただし、それは海岸部であったり山間部であっては随分違ってまいります。したがって、どこの県も同じでございますが、信号機を更新するときは灯火、それから信号柱、そして一番大事な制御器、この3つに区分して、全部一回に変えるのではなくて、必要なところから変えていくというやり方をしております。

LEDの関係につきましては、数字を今ここへ持っておりますが、四国の中では我が県のほうは随分御理解もいただいて、LEDのほうは大分進んでおります。

信号の灯器数、これは灯器というのは普通の交差点でしたら青赤黄、これを一つを1個と数えた場合ですね、したがって大きい交差点でしたら裏表つけております。反対側からも見えるようにしておりますが、そういう形でいけば8基あるというふうにお考えいただければわかりやすいかも知れませんが、全体では8,506基あります。2月末現在で、その数が。そのうちのLEDで車両の関係でいけば8,506基のうちの2,922基が今LED化になっております。車両の灯器だけです。あと、歩行者用の灯器にしましたら、LEDで見れば2,533基、矢印が766基というような数でLEDは整備をしております。

現実には、灯火を更新するときには、これからはLEDにさせていただく。それは長もちをすること、それから非常に見やすいということですね。そういう観点で、そういう方針でやらさせていただいております。

◎米田委員 ちょっと交通指導になるんか交通安全になるんかようわかりませんが、今度、100円トンネルが無料になって、南へ抜けて横浜新町のほうへ入ったときに、横浜新

町に入るといふことで道路をバウンド式に、スピード増してブーッと出んようにバンド式でやる、いろいろ意見もあるんですけど、近辺住民の方の安全を守らないかんといふことで、そういう何いふか、対策といふのは県警がやれるんですかね。公安委員会から何か許可とかそういうのは要るんですか。

◎**山本交通部長** 今、米田委員がおっしゃってるのは、いわゆる団地などの中で通過交通あるいは団地内の方の速度抑制のためにハンプといふのを入れます。その段差を入れて、あるいはわざわざ道幅を狭くしてやってます。これはいわゆる歩行者、自転車の方、いわゆる交通弱者の方の安全を守るといふことで、ここは車が主体で走る道路ではないですよといふような意味でそういうのをやっていきます。

委員おっしゃったように、100円道路が無料化になるといふことで、私どものほうも非常にいろんなことを今所轄署のほうと含めて検討しております。残念なことに、御存じだと思いますが、この二、三日前に蒔絵台の団地の中で死亡事故が起きました。今後、あの道路も南ヶ丘のほうの団地へ抜ける方も一部利用する方もあるんじゃないかといふようなことで、実はきょう現場点検を緊急に実施しております。

これは、次の質問にお答えするんですが、公安委員会とか警察とかいうだけではなくて、道路管理者であるそういう自治体の方、それから交通安全を守っていただく自治体の方、それから地域住民の方、皆さんに入っていて、いろんな意見をいただきながらやっていきたいといふふうに考えております。

そういう安全対策をとる上では、警察や公安委員会だけではとてもかないませんので、もろもろの関係する方に集まっていたりやっていると。これが現状でございます。

◎**米田委員** ありがとうございます。それこそ、同じ近所の人同士の事故やった、非常に残念ですけど、今後ふえると思うんですよ、3月31日以降ね。ぜひそういう対策をとっていただきたい。

その対策でもう一つね、工科大学こっちから行ったら南へ入る信号がありますよね、ガソリンスタンドがあって、ほんでそのちょっと手前に右入って工科大の入り口のほうへ行く斜めの細い路地があるんですけど、工科大学の学生が信号が赤になるとそこを信号の手前右へ入ったり、帰るときは信号の手前左へ来て国道へ出るんですよ。具体的な話であれなんですけど、非常に地域の人たちは工科大学の学生が来てるとうれしいけど、来たのにこんな事故が再々起こるといふことで、対策をいろいろ山田署とも相談しながらやりゆうですけど、そういうときは交通規制といふか、そういうやり方しかないのか、そこら辺はどんなふうに県警は噛み込んでやれるんですか、ちょっと具体的な。

◎**山本交通部長** 私が今委員のおっしゃった実態についてよく把握できておりません。直ちに、所轄署、香美署になりますから確認をさせます。

今、おっしゃったのは、基本的な規制を即かけるというやり方よりも、むしろ現場点検

をして、それが指導取り締まりでなじむものか、いきなり取り締まりとかいうようなことではなくて指導していくというような形、それから同じく規制をかけるとしましても、一部だけではなくて全体的な規制というようなことを考慮していく必要があるかと思えます。

と申しますのは、そこだけやるとまた別へ行くという可能性もあるかも知れません。ですから、全般的に、例えばゾーン30とかいうような対策とか、いろんなことを組み合わせながらやっていく必要がある。

いずれにしても、ただいま委員からお話のあったところにつきましては、早速確認をして対応が必要であればとらすようにいたします。

◎米田委員 狭い地域での話で申しわけないです。よろしくお願いします。

◎坂本（茂）委員 ちょっと交通安全の事業の関係で、関連しますけども、支援委託、交通安全の支援委託をやる際に、アウトリーチ率を高めていくということなんですけども、今いろんな形でやられてるものも踏まえて、それらをやめるということではなくて、例えば秋の交通安全のときなんかは高齢者宅の訪問事業いうのを安協とかそういったところでやっていますけども、それらはやった上で、なおかつこれが上積みされるという理解でええでしょうか。

◎山本交通部長 委員おっしゃるとおりで、つまりこれはさらに対策をやらさせていただきますということで予算要求をさせていただいた分でございます。

◎坂本（茂）委員 それともう一つ、これちょっと予算と関係ないがですけど、交通事故の関係で、暴力団排除の取り組みは、これは結構なことなんですけど、実は今民間の自動車保険の約款の中で暴力団員入れないというふうなことになって、無保険の暴力団員が交通事故起こしたときに、被害者が泣き寝入りするというふうな事態が全国的には結構あるみたいです。高知でそういうことがありようのかどうかですね。

ほんで、例えばじゃあそういうことに対して、損保会社に対してどういうふうにしていくのか。確かに暴力団排除ということは必要かもしれませんが、それによってさらに被害が大きくなるとしたら、これはやっぱりいかなもんなかなあというふうにも思えます。

この点について、ひょっと警察庁なんかで検討されていることがあったら、ちょっとお聞きしたいんですけども。

◎山本交通部長 今高知県では、そういう暴力団が事故の当事者で保険がかかってなくて、非常に当事者間でトラブルってる、あるいは片一方が救済されてないというのは把握しておりません。

警察庁のほうから、交通のほうに来る事故の関係で、今委員おっしゃったような形で具体的な対策の指示とかいうのも交通のほうでは特に来ておりません。

◎坂本（茂）委員 ちょっとこれ、ただ想定されることではあるかと思うんですね。起きてから、そういう形になってみかんの、ぜひまた何かの機会に御議論をいただけたらというふうに思いますので、また内部で検討なり、そういったことができるのかどうか、また考えてみてください。

◎岡本委員 何点か質問させていただきます。

1点目、ローカルな問題ですけれども、建築等の工事請負費で江川崎の駐在所の建築のことが説明の中にありましたけれども、これどうなんでしょう、地元の業者に配慮したとか地元、木材の産地ですけれども、そういうものに配慮した設計になっているのかどうか、その点教えていただけますか。

◎西村警務部参事官兼会計課長 指名競争するときに、幡多郡下とか、そういった分、十分考慮しまして指名させていただきましたし、木材等の利用につきましては当然駐在所につきましては現在木材による木造建築という形で駐在所は建築しております。

◎岡本委員 ありがとうございます。

そしてもう一つ、お聞きしたいのは、警察活動費についてですけれども、全体の予算が減ってる中で、ここ30.1%増やという説明があったところですが、特にこの30.1%で力を入れているところはどういうところなのか、教えていただけますか。

◎西村警務部参事官兼会計課長 全体的には、冒頭、本部長が説明されました3つの柱でございます。特に、今回の場合は南海地震対策での施設の耐震関係の工事が今回、去年までは設計委託等で終わっておったのが、本格工事をするとかいうふうな形での金額が増したものが主なものでございます。

◎岡本委員 建設ですか、これ、活動費ですけれども。

◎西村警務部参事官兼会計課長 それも含んでおります。

◎岡本委員 はい、わかりました。それが30.1%増ということになるわけですか。

◎西村警務部参事官兼会計課長 それを含むということになります。それ全てではないですけれども。

◎岡本委員 わかりました。

条例で2点ほど確認をさせてくれますか。

運転免許センターの使用料の徴収条例がありますけど、これは納税をせないかん組織ですかね。まず90号ですけども、確認だけです。この運転免許試験場の使用料は、納税義務があるのかないのか。

◎西村警務部参事官兼会計課長 間接税の外税になりますので、はい。

◎岡本委員 これ、納税義務があるのかどうか。

◎西村警務部参事官兼会計課長 結果的には、納税額が発生しない仕組みということで、申告ということになっております。

◎岡本委員 はい、わかりました。

◎梶原委員長 よろしいですか。

◎岡本委員 もう一点、この駐車監視員の資格者講習手数料です。これも、消費税を見込んだ上での値上げです。手数料の値上げになってますけども、これはどうなりますかね。

◎西村警務部参事官兼会計課長 基本的に、この手数料の関係につきましても、手数料の標準額を定めるという政令、上位法令がございます。これに引きずられる形で手数料を上げるということになりますので、そのままの施行になるという形でございます。

◎岡本委員 じゃあ、直接ではないわけですね、消費税増税にかかわるということではないわけですね。

◎西村警務部参事官兼会計課長 見込んだ額という形になっております。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

◎岡本委員 はい、ありがとうございます。

◎梶原委員長 質疑を終わります。

以上で警察本部の議案を終わります。

《報告事項》

◎梶原委員長 続いて、警察本部より3件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

まず最初に、報告について本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、警務部長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎小林警察本部長 それでは、警察本部から、ただいま委員長からお話のございました報告事項3件、懲戒処分の実施について、高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況について、それからハラスメントに関するアンケート調査結果について、この3点について説明をさせていただきます。

まず、私から総括説明をさせていただきます。その後詳細について警務部長から説明をさせていただきます。

1点目の懲戒処分でございます。

既に報道等通じて御承知のこととは思いますが、本年の1月29日、香南警察署に勤務しておりました20代の男性警察官が、普通乗用車を運転中に軽四貨物自動車に衝突する事故を起こしました。その後、救護措置等の必要な措置をとらずに逃走するというひき逃げ事案を起こしたものでございます。

こうしたことから、去る2月24日に、当該警察官に対しまして戒告の懲戒処分を行うとともに、事案を警察庁に送致したところでございます。

このように、本来、このような事故を、事件を起こすべきではない警察職員がこうした

事故を起こしてしまったことに関しまして、関係者、それから県民の皆様に変な御迷惑をおかけしてしまったことをおわび申し上げたいと思います。

どうも大変申しわけございませんでした。

以上が1点目の懲戒処分についてでございます。

続きまして、2点目の高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況についてでございます。

このプログラムにつきましては、以前この委員会にも御報告をさせていただきましたとおり、昨年6月に、県警といたしまして、個人に着目すること、それから職場環境に着目すること、この2つの観点から総合的に対策を打ってこうというふうにして実施を始めたものでございます。

このプログラムの推進を始めた以降も、実際のところ、非違事案は発生してしまっているところがございます、その意味ではまだまだ十分には浸透はできていない部分も正直なところあるかと思っております。

さはさりながら、これまで打ってきた、手を打ってそれなりに一定の進展をしている部分はございますので、今どこまでが進展しており、そしてまだ足りない部分はこういったところなのかということにつきまして、後ほど改めて警務部長のほうから報告をさせていただきたいと思っております。

最後に3点目、ハラスメントに関するアンケート調査結果でございます。

このハラスメントに関するアンケート調査につきましては、既に報道等を通じて御承知のこととは思いますが、基本的には全職員に対しましてアンケート調査を実施いたしました。その結果、県警察の中で何らかのハラスメント被害を受けたと回答した者は、全回答者の中の大体約4人に1人というふうなことが判明いたしました。さらには、県警の中で実施しておりますこのハラスメント相談制度に関して必ずしも十分に機能してないのではないかというような問題点も浮き彫りになりました。

私どもといたしましては、このアンケート調査結果を真摯に受けとめまして、またその調査結果を十分に活用いたしまして、状況の改善に真摯に努めてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

◎**梶原委員長** それでは続きまして、懲戒処分の実施について、高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況について、ハラスメントに関するアンケート調査結果について、警務部長の説明を求めます。

◎**寺崎警務部長** それでは、私のほうから、1点目としまして、懲戒処分の実施の詳細について、2点目としまして、高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況の詳細につきまして、3点目としまして、ハラスメントに関しますアンケート調査の結果の詳細

細について、順番に御説明をさせていただきたいと思います。

まず、香南警察署員によりますひき逃げ事案について御説明をさせていただきます。

警察本部のこの説明資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

本件は、香南警察署の地域係として勤務をしておりました20歳代の巡査が、非番日でもございました本年の1月29日、私有車であります普通乗用自動車を運転中に、香南市の赤岡町の県道交差点におきまして軽四貨物自動車に衝突をさせるという事故を起こしながら、交通事故の届け出等をすることなく逃走したものでございまして、その後、被害者が3週間の加療を要するけがをしていたということが判明したことから、ひき逃げ事案として事件送致をしたものでございます。

警察官でありながら、交通事故を起こしたにもかかわらず、届け出をすることなく逃走しておりまして、結果としまして相手方に傷害を負わせてしまったという事実を重く捉えまして、2月24日付で当該警察官を戒告の懲戒処分といたしております。

県警察を挙げまして、高知県警察非違事案防止総合対策プログラムを推進中のところ、このような事案が発生し、大変申しわけなく思っているところでございます。

しかしながら、これまでに発生しました非違事案につきまして検証いたしました結果、このプログラムを確実に実施をし職員一人一人への浸透を図っていけば、いずれの事案につきましても、その発生を防止することができたというふうに考えております。

したがいまして、県警察としましては、引き続きこのプログラムを推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、現時点におきます高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況について御説明をさせていただきます。

警察本部の説明資料の次の5ページをごらんください。A3横長の資料になります。

高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況につきましては、昨年の12月でございすけども、当委員会におきまして一度御報告をさせていただいておりますが、内容について大きな違いはございません。まだ残ってる課題、それから今後の取り組みというところで整理をさせていただいております。

ただ、この基本的な事項を継続して実施をすることによりまして、このプログラムの浸透を図っているというところでございます。

しかしながら、昨年発生しました3件の警察手帳の紛失事案を受けまして、リカバリー教養の推進、それから警察手帳等重要な貸与品の紛失防止のための仕組みの構築、この2点につきましてさらなる取り組みが必要というふうに認識をいたしまして、こういった対策を強化しているという状況でございす。

資料に基づきながら、特にこの2つの対策の推進状況について御説明させていただきたいと思います。

まずは、リカバリー教養のさらなる推進についてということでございますが、この資料の中の個人の資質に着目した対策の中の若手警察官の指導育成及び実務能力の向上の欄に記載をいたしておりますが、昨年の12月に教養資料、失敗事例リカバリー教本の第二弾としまして失敗事例リカバリー教本のNo.2というものを作成しまして、各所属に送付をいたしますとともに、県警察のイントラネットの掲示板に掲示をいたしました。

これにあわせて、各所属に対しましてリカバリー教養の継続的な実施について指示をいたしております。

また、本年1月末に初任科生を卒業して警察署に配置をされました35人に対しまして、第一線での仕事に活用できるように、この失敗事例リカバリー教本などの教養資料を配付いたしましたし、またこの卒業生を職場で指導いたします職場実習指導員33人に対しましても、若手警察官に誤った失敗対処方策を指導するということがないように、職場実習指導員研修会におきまして、改めてリカバリー教養を実施いたしております。

さらに、本年1月からは、県警察学校で行われております各種の専科教養におきましても、リカバリー教養を職務倫理教養の一環として行っているというところがございます。

今後も、あらゆる機会を通じまして反復継続してリカバリー教養を行っていききたいというふうに考えております。

次に、警察手帳等重要な貸与品の紛失防止のための仕組みの構築についてでございます。

これにつきましては、この資料の職場環境に着目した対策の中の予防監察の推進の欄に記載をいたしております。

昨年12月の当委員会でも御説明いたしましたが、警察手帳の紛失事案の背景には、警察手帳は個人保管が原則であるという、そういった認識のもとに幹部職員におきまして部下の警察手帳の保管管理状況をしっかりと把握をするという、そういった仕組みがなかったという問題点がございました。

したがって、この3件目の紛失事案の発生後に、1点目としまして、警察手帳等の重要な貸与品について、その保管管理状況を所属長が指定する幹部職員によりまして月1回以上目視で確認をするということ。それから2点目としましては、警察手帳を携帯して飲酒をする場合においては、あらかじめ所属長に届け出を行うということ。この2点をそれぞれ制度化いたしております。

またこれにあわせて、改めまして警察手帳を初めとします重要な貸与品は携帯しない場合には施錠施設のある場所に施錠して保管するように指示をいたしております。

幹部職員によりまして目視での確認、それから、警察手帳を携帯して飲酒をする場合の届け出の各制度につきましては、現在のところ、各所属において適正に運用されているということを確認いたしております。

しかしながら、今後も形骸化をするということはないように、適宜チェックを行ってまいりたいと考えております。

さらに、今回のひき逃げ事案におきましては、当該職員がばれなければやり過ぎせるといった、そういった安易な考えを持っていたということが判明いたしておりますので、やはり優秀な人材の確保と、それから職務倫理教養の充実及び実務能力の向上による人材の育成についてさらに取り組みを行う必要があるというふうに考えております。

このうち、優秀な人材の確保に関しましては、現在、警務課の採用係を増員いたしまして、県内外の大学訪問などを強化いたしまして、より多くの受験者の確保に努めているという状況でございます。

また、多角的な視点からの採用時面接の実施につきまして、次の春の人事異動に速やかに面接官の組み合わせ等についての検討に入りまして、より高い倫理観を有する人材の採用に資するように工夫をしましてまいりたいというふうに考えております。

また、職務倫理教養の充実等に関しましては、この資料には記載をしておりますが、警察学校における教養が重要というように考えておりました、現在も学校長によります訓育でありますとか、あるいは副校長によります過去の具体的事例を挙げたりカバリー教養を含みます職務倫理教養、さらには各教官によります日ごろからのきめ細やかな生活指導などを行っているところでございますけれども、今後もこの教養の内容や、あるいは教養方法についての検討をしっかりと行いながら、初任科生の心に響くような効果の高い教養を行ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの各種施策につきましては、一朝一夕になし得るというものではございませんが、今後も職員一人一人に浸透するように反復継続をして実施するとともに、組織を挙げましてP D C Aサイクルによりまして不断の見直しを実施してまいりたいと考えております。

以上が現在の高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの進捗状況についての説明ということでございます。

続きまして、ハラスメントに関するアンケート調査の結果のうち、これは2つございますが、1つは県警察職員に対するものというのが1つございまして、もう一つは退職をされた方に対するアンケート調査ということでございますが、まずは県警察の職員に対するものについて御説明をさせていただきます。

警察本部資料の次の6ページ以降でございます。6ページから9ページにかけて、このアンケート調査の結果についてまとめております。

これにつきましては、この本日資料の別冊として若干分厚目の資料としましてハラスメントに関するアンケート調査結果というものもお配りしておりますが、この資料を抜粋したものがこの6ページから9ページにかけてということで御理解いただきたいと思いま

す。

今回のこの県警察の職員に対しますアンケートにつきましては、警察学校におけるセクシュアルハラスメントの事案の発生を受けまして、高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの中の非違事案が起りにくく職員の意識が高まる環境の整備の一環として実施したものでございます。

調査項目につきましては、3点ございまして、1点目はハラスメントの実態、それから2点目としましてはハラスメントに関する相談制度の周知状況、それから3点目としましてハラスメントに関する意識、以上の3点ということでございます。

県警察の警察官、それから一般職員、非常勤職員、それから臨時的任用職員を対象として実施をいたしてございまして、6ページの回答者数のところに記載をしておりますけれども、1,865人から回答を得ております。

次に、ハラスメントの実態調査の結果について御説明をいたします。

左側の中段のところの表に記載をしておりますが、県警察において何らかのハラスメントを受けて嫌な思いをしたことがあるかとの質問に対しまして、あると回答した職員は456人ございまして、全回答者の4人に1人ということになっております。

また、受けたハラスメント行為について細かく分析した結果が右側の表になります。男性ではパワーハラスメント被害が上位を占めてございまして、一方女性ではセクシュアルハラスメントの被害が上位を占めてるということになっております。

右側の下のほうに、男女別分析というところで記載をしておりますが、県警察でセクシュアルハラスメントを受けたことがあるという職員は124人で、回答者全体の6%強ということになっております。

また、パワーハラスメントを受けたことがあるという職員は357人で、回答者全体の20%弱ということになっております。

これらの割合でございますけれども、一般企業におけるセクシュアルハラスメントまたはパワーハラスメントの調査結果と比較をいたしましても、決して高い数値ではないということがわかっております。

次の7ページでございますが、ハラスメントの行為場所等々についてまとめております。

行為場所につきましては職場内、それからハラスメント行為の状況としましては執務時間中、それからハラスメント行為を受けた時期は3年以上前、相手方は男性、上司という回答がそれぞれの問いで最も多いということございまして。

さらに、8ページでございますが、左側の中段の表と下段の表に記載をしておりますが、1つは、ハラスメントを受けた影響としまして、職場の人に不信感や嫌悪感、恐怖心などの負の感情を持つようになったという回答が多いということでございます。

また、ハラスメントを受けたときの対応としましては、何もしなかった、無視してやり過ごしたという回答が多いということでございます。

それから、ハラスメント相談員を利用しなかった理由やハラスメントを受けても何もしなかった、無視してやり過ごした理由などについては、右側の2つの表に記載をしております。

何もしなかった、無視してやり過ごしたというその理由でございますが、行動しても解決しない、何も変わらないと諦めていたからという回答が多いという結果になっております。

次に、県警察におけるハラスメント相談制度の周知状況等についての部分でございます。9ページになります。

回答者のうち2割はハラスメント相談員について知らないというふうに回答しておりますし、また知っていると回答した人も相談した後どうなるかわからないでありますとか、プライバシーが守られるか不安であるといった思いから、相談員を利用しようとは思っていないということが今回の調査結果でわかったということでございます。

最後に、ハラスメントに関する意識調査についてでございますが、これは別冊のほうのハラスメントに関するアンケート調査結果の中の24ページから47ページというところに記載をさせていただいております。

20ページ以上にわたる分析をしておりますので、簡単に例を挙げて御説明しますと、意識調査の結果、一般的にハラスメントに該当するとされております事例でも、要するに県の職員の意識としては低い。それらのハラスメントとしては理解してない、認識してないというものが幾つかあったということでございます。

例を挙げますと、男らしく、女らしくといった言葉を使うでありますとか、あるいは職場の人を〇〇ちゃんと呼ぶといった、そういった一部の項目がございますが、そういったものについては認識が低かったということが判明いたしております。

以上、簡単でございますけれども、以上が県警察職員に対しますアンケート調査の結果ということでございますけれども、現在の県警察におけますハラスメント相談制度につきましては、ハラスメント被害の申し立てに対しまして関係者のプライバシーや名誉その他の人格等を十分に尊重しながら、真摯かつ適切に対応する、そういう制度というふうに認識をしておりますが、職員のほうの理解が十分ではないということがございまして、このことが職員の被害解決に向けた行動につながっていないというふうに考えられます。

また、ハラスメント行為の一部について十分に認識をされていないということもございますので、こういった点を踏まえながら、今後は現行のハラスメント相談制度の周知徹底、それからハラスメントに関する理解を深めるための教養の反復継続した実施、こういったことによりまして、ハラスメントの根絶を目指し、状況の改善を図ってまいりたいと

いうふうに考えております。

なお、今回のアンケート調査の中で、刑事事件としての捜査や懲戒処分の対象としての調査が必要となるような、そういった個別・具体的な案件についてはございませんでした。それが結論でございます。

以上がハラスメントに関しますアンケート調査結果のうち、県警察職員に対するものについての御説明でございます。

続きまして、ハラスメントに関するアンケート調査結果のうち、初任科教養期間中に退職をされた方に対するものについて御説明をいたします。

アンケートは、平成24年度の初任科教養期間中に退職をされた方24人と平成25年度の初任科教養期間中に退職をされた方9人の合計33人を対象として実施をさせていただきました。

郵送でアンケート調査様式を送付させていただきまして、33人のうち14人の方から回答をいただいております。

アンケートの内容でございますけれども、警察学校における初任科教養中、学校教官等から指導の範疇を超えた不必要な個人指導やミスの指摘を超えた人格を否定するような叱責、個人攻撃などを受けたことがあるか否かについてお尋ねをした上で、あったというふうに回答された方に対しましては、さらにいつごろ、誰から、どのような行為を受けましたかなどについて自由に記載をしていただくと、そういった形式といたしました。

結論から申し上げますと、指導の範疇を超えた不必要な個人指導等を受けたことがあるかという問いに対しまして、5人の方からあったとの回答をいただいております。また、2人の方からは、答えたくないという回答をいただいております。残る7人の方からは、なかったという回答でございました。

このうち、あったと回答された5人の方につきましては、受けた行為について相当程度個別・具体的な内容が記載されておりましたことから、県警察におきまして必要な調査を行っております。

その結果、刑事事件として検察庁に送致すべき事実や懲戒処分の対象となるような事実はございませんでした。

今回のアンケートに御協力をいただきました皆様に対しましては、この場をおかりしまして御礼を申し上げますとともに、お寄せをいただきました回答や御意見につきましては、これを真摯に受けとめまして、今後、教官の選考方法を初め警察学校における指導教養のあり方に反映をさせまして、教官と学生の間にこれまで以上の信頼関係が構築できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上が報告でございますけれども、非違事案防止に向けまして県警察全体で高知県警察非違事案防止総合対策プログラムの実行を強力に推進いたしますとともに、職員が一丸とな

って仕事で成果を上げて県民の皆様の期待と信頼に応えてまいりたいと考えておりますので、今後も御指導賜りますようによろしくお願ひします。

◎梶原委員長 それでは、質疑を行います。

◎桑名委員 この非違事案防止総合対策プログラムですけども、この中で若手警察官の指導育成及び実務能力の向上という項目がありますね。これはリカバリー教養をどうするかということなんですけど、これね、若手っていうところに限定するところに、この物事の考え方が、僕は甘さがあると思うんですよ。若いから上司に言えないじゃなくて、立場が上になればなるほどミスというのは認めたくなくなるというのが、実は人間の誰しもあるところであって、若手を教育してたらいいいということではなくて、もっと全体的にこれを考えていこうというふうにしないと、この事案なくならないと思いますよ。

特に、去年の暮れですか、交通違反切符の1年以上の未処理、これ警部補がやってますよね、中堅ですよ。この人が1年間報告をしなかったというの、これはちょっと私の手元にある新聞だけでは、この警部補の方が怠慢でこういう状態になったのか、逆に日がたつにつれて自分の上司に言えなくなったのかというところまでは、私にはかることはできませんけども、でもそういったリカバリー、失敗の積み重ねというのは若手じゃなくて上になればなるほどあるんで、ここに若手のあなたたちだけを指導しますよということは、これはちょっと私は甘いんじゃないかなというふうに思いますけども、どうですか。

◎寺崎警務部長 今回、昨年来の一連の手帳の紛失事案、それから今回の交通事故の関係、等々踏まえて、この整理上、若手警察官の指導、育成、それから実務能力の向上というところに記載をさせていただいておりますけども、委員おっしゃるとおり、もう全職員に対しまして、特に中堅ベテランも含めて、そこらあたりもきちっと認識をしておかないと、やはりまた同じような事案を起こしますので、その辺はきちっと指導教養してまいりたいと考えております。

◎桑名委員 やっぱり全体で考えていくと、このセクハラもパワハラもそうなんです。上になればなるほどわからなくなってるからこういう事態が出てくるんで、そういったところは全体で取り組んでいただきたいと思います。要望です。

◎坂本（茂）委員 1件は、香南署の巡査のひき逃げの関係ですけども、これも新聞記事では、警察庁の懲戒処分の指針ではひき逃げは免職または停職と。今回、懲戒処分の中の戒告という形になってるんですけども、その理由として、この新聞報道ではひき逃げは被害者が負傷したことが要件だが、事故直後は被害者から診断書が出ていなかったことや巡査が辞職の意思を示していることなどから、戒告にしたという書き方になってるんですけど、1つは、ただ処分をした日というのは事故直後からいけば随分日がたってるわけですね、そういう意味では、処分の段階では被害者が負傷したことはわかっていたわけで、そのことが、診断書が出ていなかったということは理由にならないんじゃないかなというふ

うなことと。

もう一つは、辞職の意思を示していることなどからというふうになると、やっぱり懲戒免職にしたら退職金がファイになると。そういうことから考えたら、戒告という形で依願退職であれば退職金も出せると。そういうことをおもんばかったというふうを受けとめられても仕方のないような処分に思えるんです。

そのところがどうだったのか、そうしないと、やはり最後にコメントされているように信頼回復に向けというふうに言っても、そういったところでいろいろ身内に対して酌量するようなことがあれば、やっぱりなかなか県民の信頼回復ということにならないんじゃないかというふうに思いますので、それが1点、お聞きしておきたいのと。

もう一つは、このハラスメントの関係で、1つは先ほど言われた、例えば初任科研修中に退職された方については、割と詳細に報告が、あったと言われる方も報告されているということなんですけども、実際このアンケートそのものは言えば無記名ですから、例えばこういう実態があったけれども、それがどこの署でどういう人との関係であったかいうのはわからないわけですよ。ですから、それがまあ言うたら、ここで明らかになった実態がどう解決、改善に向けられていくかというところが今後の課題になってくるかと思うんです。

そのところを今後どういうふうを考えられているか、ただやっぱりこういう実態にあるから、さらにもっと職員の教養を高めるような研修をやるとかいうても、なかなかやっぱり個別の課題で対応していかないと解決にまで至らないのではないかなというふうに思うんで、そのところをちょっとどういうふうを考えられているかということと、もう一つは、刑事事件に該当するようなものはなかったということなんですけど、その中に自殺を図ったというのが2件ありますよね、あるいは考えたというのがですね、そのハラスメントを受けた人が2件回答としてあっています。

これは、そこまで、まあ言うたら思い悩むようなハラスメントを受けていたとしたら、これは相当な事例ではないかなというふうに私自身は思ったんですけども、その辺についても例えば結局それを書く、いろいろ詳細に書くと特定されてしまうからよう書かないというようなこともあろうかと思うんで、その辺、言えばどういう課題解決につなげていくかということは今後は真剣に考えなければならないと思いますんで、その辺のところちょっとお聞かせいただきたいと思います。

◎寺崎警務部長 まず初めに、ひき逃げ事案の関係でございますけども、今回の事故でございまして、そもそもお互いが大破をするような、そういった物すごい衝撃の事故ではなかったということでございまして、被害者も現場臨場した際には、特にけがはないというふうな、そういったことを言っておったという事故でございまして。

逃げた本人も、その際には、まさかけがまでしていることはないんじゃないかという、

そういうけがをしたという認識もないまま現場を離れておりますので、いわゆる一般的なひき逃げ事案とはやっぱりそこが違うんじゃないかというふうに我々は評価をしているというのがまず1点でございます。

それからもう一点は、本人がやめるということで処分が甘くなっただけではないかということでございますけども、それも本人がやめるということも、一つの参考材料ではあったんですが、やはり本人が反省をしてると。懲戒処分というからには、やっぱり本人が反省してるかどうかということも非常に大きなポイントになりますので、その辺も加味して今回処分をしたということでございます。

今回の処分でございますけど、全国の先例というものも数多くございますので、そういう全国の先例等にも照らしながら、今回戒告という処分にしたということでございます。

それから、ハラスメントの関係でございますけども、今回、個人の特定性というものを徹底して排除をするという、そういう理念で今回やっております。ですから逆に言うと、委員御指摘のとおり、個別の事案がよくわからないということになるわけでありましてけども、ただ、現在もまだハラスメントを受けてる者がいるというふうに回答しておりますので、これは非常に我々としてもきちっとそれは受けとめるべきだろうと考えておりますので、先ほどハラスメント相談員制度の周知徹底とか、あるいはその理解を深めるための教養と申しましたけども、各所属長に対しましては、もう一度各所属の点検をするようにということもあわせて指示をしております。

やはり、何か職場にそういったことがないかと、そういう目で自分のところはないだろうということではなくて、自分のところにもあるんじゃないかという目できちっと再度点検をするようにという、そういう指示をいたしております。

ということでございまして、先ほど自殺等々の話もございましたが、結論から申しますと、なかなかやっぱり個別の事案についてはわからないということでございますけども、今申しましたような点検でありますとか、それからやっぱり職場内に諦めムードと申しますか、結局相談しても何の解決もならないと思ってる者もおりますので、そうではないんだと、組織を挙げてそういうハラスメント撲滅に向かって努力をしてるんだということも含めて、各職員に対しまして、我々の気持ちも伝えた上で、そういったハラスメントの意識というのを高めたいというふうに考えております。

◎小林警察本部長 今、警務部長から話のあった点について追加をさせていただきます。

1点目の香南署の件でございますが、私どもといたしましては、警務部長から説明もあったとおり、警察庁等々とも協議いたしまして、全国的な先例等とも平仄を合わせる形であの処分をしたところでございます。

ただ他方で、委員から御指摘のような見方もあると認識しております。そういった御意見に関しましては、また今後似たような事案が起こったときにどういうふうに対処するか

ということを考える際に、参考にさせていただきたいというふうに思っております。

それから、2点目のアンケートのことでございますが、これも警務部長からも説明がありましたとおり、今回非常にジレンマがございました。1つは、実態把握をするという意味では回答者の個人の特定性を排除しなければならない、しかしながらそれをやると個別の事案について把握できない、そこをどううまくバランスをとるかということについては非常に悩んだところでございます。

結果的に、こういうやり方でやりまして、正直なところ私どもも完全に全てがわかるアンケートではないということは承知でございます。ただ、さはさりながら、私どもの承知している限り、47都道府県の県警の中でこういうことをやったのは高知県警が初めてでございます。そういう意味では、不完全ではあれ、最初の一步としては意義があることだったのではないかとこのように思っております。

今後、重要なことは、継続的にこういうアンケートを実施することによって、実態把握をより重層的かつ有機的に進めていくということ、かつまた同時にやはり個別の案件についてしっかりと把握していくためには、繰り返しになりますが、やはり個別の具体的な事案に関する相談制度、こういうものを充実していったって、一般的なアンケートとは別のところでしっかりと個別の事案を把握して適切に対処していく、この2つのことを同時並行的に進めていくということが重要ではないかなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今回は最初の一步でございます。これを生かしてある種のPDCAサイクルをしっかりと回して、今後につなげていきたいというふうに考えております。

◎坂本（茂）委員 最後です。いまだにハラスメントがあるということも言われているわけで、そういう意味では知事部局でも私本会議で質問したときに、組織としてそういうハラスメントという実態があるということを前提に、その組織の健全性とか、そういったものをどうやってつくっていくかということがこれから問われてくると思うんですね。そういう意味では、組織の風通しをよくしたりとかいうふうなことで、結局、答えの中にも意に沿わない人事異動をされた。ハラスメントと人事異動とかいうのはうんとうらはらの関係みたいな部分で出たりもしますんで、そういう中で、やっぱり言うとマイナスになるとか、明らかにすることがそういうことで返ってくるとかいうようなことにもなりますので、そこらあたりを含めて、被害を受けている人が不利益になるようなことがあってはならないと思いますので、そういうことを含めた組織の健全性を保っていくために、ぜひ努力していただきたいと思います。

◎米田委員 同じような話で申しわけないですけど、さっきの懲戒処分について、巡査は被害者に声をかけたんですかね、事故の後。

◎寺崎警務部長 いや、全く声はかけておりません。

◎米田委員　それで、この文書で言うたら、部長が今言われたように読み取れんですよね。3週間もの被害を与えたのに、救護措置をとらずに逃走したと。そのときはそんなになかったけど、後で医者へ行ったというみたいな話で、この文書だけ見たら、それはもう大変なことやっちゅうわけで、僕も、戒告だ、そらあそればあで済むろうかという、もしそうじゃない判断なら、もう少し、実態に合うた説明、事案の概要説明をしてもらわないと、3週間のけがは負わせたと、本人にも確認もせずにとにかく逃げたと。でも、結果は軽かった、そのときは行かんような程度の軽いもんじゃったというふうな言い方をするがやったら、そういうふうにちゃんと書いてくれんと、この事案概要の経過見たら、これ読んだら誰しも、戒告ばあでえらい軽いねという、普通世間なら罪が重いと思うんですけど、それは今後、ぜひ検討していただきたいと思います。

それと、ハラスメントで、僕もちょっと全国的にどんな調査やられよるかどうかが聞こうと思ひよったんです。高知県警が初めてやったという点では非常に重要な経験踏まれているというふうに思うんで、それはそれで前向きな取り組みをしたというふうに思うんですが、気になったのは、大体4人に1人ということで部長が一般企業のアンケート結果からいってもそう高くないというふうに言われたんかなと思ったんですが、ちょっとそこを確認したい。

◎寺崎警務部長　いろいろアンケート調査としてはあるんですけども、今回の参考にさせていただきましたのは公益財団法人の21世紀職業財団、実は、別冊資料にも抜粋でちょっと記載をさせていただいておりますけども、その中で、他企業における調査結果ということで、その調査結果とかによりますと、セクハラを受けたことがある人は4割強であったということでございます。

また、同じこの調査結果で、パワハラを受けたことがあると回答した者は19.1%ということになっております。

それから、厚生労働省の委託事業として実施をしたそういった調査もございまして、それによりますと過去3年間にパワハラを受けたことがある人というのは25.3%であったということでございますので、それと比べますと、セクハラ、パワハラという区別でございますけども、民間の調査結果に比べても決して我々の調査結果が高いという数字ではないというふうに認識をしたということでございます。

◎小林警察本部長　ちょっと補足をさせていただきます。

調査の中で今警務部長から話したような分析があったということもそのとおりでございます。

他方で、ちょっと難しいのは、やはり警察とそれ以外の組織でまた違う特性があるということもあるかもしれません。ですから、本来的には例えば別の県警であるとか同じ警察組織で比較をしないと本当のところはよくわからないと。ただ、先ほど申し上げましたと

おり、47都道府県の警察の中でやったのが当県が最初でありますんで、そういう意味では実際のところ本質的な比較というのは今のところできないというか、私どもとして、ほかの県警でも同じようなことをやって、今後比較をしてやっていくということができればいいのかなというふうには思っております。

あともう一つは、いずれにせよ、こういうことは本来的には全くなくなっていくということが好ましいことか、あるべきことかでございますので、我々としては数字が低い高いにかかわらず、少なくともゼロではないわけでございますから、この結果を真摯に受けとめて少しでもゼロに近づけていくように努力を続けてまいりたいと思っております。

◎米田委員 余り一般企業と比べて高いとか低いとかという説明もせんほうがいいし、正直なところ、これ見せてもろうてですよ、ハラスメントの中身、影響は一人一人深刻なんですよ。それを他の企業と比べて、一般企業と比べてそう高くないというふうに認識します。そんな姿勢でおったら、4人に1人のこのハラスメントも本当に解決できるのかというふうに、そういう言い方したらやった人はそんなに、そればあのもんかというふうに、そんなにとられてないと思いますけど、そういうふうに言葉の端々ですけどね、やっぱり思いますので、ぜひ全部見たら深刻ですよ。どんなことを受けたか、どう対応したか、どんなふうに感じたかということも深刻です。しかも、今本部長言われたように、普通の民間企業、事務やったりするんじゃないで、特に、警察というのは権力を持った組織で上下関係厳しいんですよ。そこで勇気出して言うた人が4人に1人おるわけで、本当やったらもっとおるかもしれませんよ。でも、勇気出して僕はやった、意見出したということは非常に大事なことやし、本来そういう上下関係のところであればあるほどそういうハラスメントがあってはいかんわけですね。だから、絶対これ続いていきますよ、こういう事件もずっと続くことになるんで、ぜひ県民に信頼される警察行政つくるためのこれを一つの契機にしてね、ぜひ、どういう分析するかはよくわかりませんが、ケース一つ一つは非常に重たい重要なことなんで、また今後の県警が発展する要素もこの中にはあると思うんで、それはぜひ慎重に取り扱っていただきたいし、十分活用していただきたい。

◎岡本委員 1つだけ、本部長にお聞きしたいことがあるんですけど、高知県が初めてやったということで、すごいことやなというふうに評価したいと思います。

それで、設問の中で、ハラスメント防止対策として何が必要だと思いますかというところに、一番多いのが幹部職員に対する教養というところがあるんですね。これを見られて、本部長がどのように感じられたということと、対策をどのようにお考えになっておられるかについてだけお聞かせいただきたいんですけども。

◎小林警察本部長 まさに、今回のアンケート調査は、職員自身が実際にどう思ってるかという実態を素直に把握するために実施したものであります。したがって、多くの職

員がこの項目を上げたということに関しては、これは真摯に受けとめなければならないというふうに思っております。

したがって、まさにその職員から指摘のあったとおり、幹部職員に対する教育、教養をさらに徹底しなければならないと思っております。

しからば、どういうふうに具体的にやっていくかということに関しては、これもこれまでいろいろな専門家と言われる方々がいろんな研究もされておるようでございますので、そういったところをよく研究して、どういうやり方で教育、研修をするのが一番効果的なのかということをよく踏まえた上で、一番効果的な方法でしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

◎西森（雅）委員 このアンケート調査、全国で初めて行われたということで評価をしたいと思えます。

ちょっとお伺いしたいんですけども、この調査をやったです、ちょっと気になるのは、やっぱり今も続いているという大変苦しい思いをされてる方がいらっしゃるところですね。

そこでお伺いしたいのは、この調査をした後、ハラスメント相談員に対しての相談件数はどうなのかと。ふえてるのかどうか。

◎寺崎警務部長 この後、調査の以降、ハラスメントの相談件数についてはちょっと把握しておりません。

◎西森（雅）委員 この調査をやることによって、やはり相談してもいいんだというか、相談できるんだという思いを悩んでる方が持たれるということも大事だと思いますので、またそのあたりも情報発信をぜひしていただきたいというふうに思いますし、また先ほど本部長言われましたけども、1回だけではなしに、また何年後になるかわからないですけども、そういったこのような調査を再度やることによって、その違いによる取り組みがどうだったのかということもまた見えてくる部分もあろうかと思えますので、またぜひこの調査に関しては続けていただきたいということを要請させていただきます。

◎梶原委員長 私も1点だけ。

非違事案防止プログラムの職場環境の中の予防監察の推進のところで、警察手帳関係御説明いただきましたが、これ月に1回の目視点検というのはやはり効果があり、緊張を持って管理には取り組んでいただけたと思います。

それとあわせて、この警察手帳を携帯して飲酒する場合の届け出ですよね。それは届け出制にしたら一番効果はあると思うんですけども、逆に特に地域の中で所長さんなんかいろんな行事に来てくれたりとか、そういった場合で最初から飲酒する機会がわかってる場合もあれば、その場で、じゃあ皆さんで飲みましょうかというようなこともあった

り、あと警察官の方、個人的な飲酒の機会等々であっても、もし警察手帳持っていれば、それをまた置きに帰らないといけない。じゃあ、ちょっと対策でやめろかなとか、そういった機会自体も減ることになります。とにかくお酒を飲んだほうがいいというわけではないですけども、警察の方がおることによって、特に飲食店等々では県民の方が生命の危機を得るようなけんかトラブル等が未然防止につながる場合など、いろんな影響も考えられますけども、そういったことはどうなんですかね。緊急な場合は事後の届け出で、その理由等々含め後で事後届け出を認めるとか、その辺についての取り組みは、全て事前に届けるというのはなかなかちょっと窮屈になるんじゃないのかなという思いがあるんですけども。

実際、ほとんどの警官の方は適切に管理をされてるわけですから、その辺はいろんな影響がないよという思いはありますけど、どうでしょう。

◎寺崎警務部長 事前が原則なんですけど、事後の届け出もこれは当然認めておりますので、要はやっぱり意識づけだと思うんですね。必要がないときにはやっぱり持っていかない、しかも持っていく必要があるときには幹部からきちっと指導をするというところでやろうと考えてますので、その辺はうまく対応したいと考えております。

◎梶原委員長 緊急な場合に出くわしたときなんかもそうです。逆に、香南市なんかで警察官をかたがた家に入ろうとした事例なんかもこの間あったように、警察の方が警察と言っても、じゃあ手帳見るまで信用できないよと、そこに対してなかなか今すぐ信用できるような状況じゃないような事例等々も起きてますんで、その辺は運用については一番やりやすい形でしていただくようにお願いします。

◎寺崎警務部長 1点補足ございまして、先ほどアンケート調査以降の相談でございんですけども、今のところございません。相談なしでございまして。

◎梶原委員長 よろしいですかね。

(なし)

◎梶原委員長 それでは、以上で警察本部を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査においてはあした行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎梶原委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前10時から行いますのでよろしく願いをいたします。

本日の委員会はこれにて終了といたします。どうもお疲れさまでした。

(17時18分閉会)